

中世盛期ドイツにおける紛争解決と国制

服 部 良 久

目 次

I 紛争研究と国制史	93
II フリードリヒ・バルバロッサの統治と裁判	96
(1) フリードリヒ・バルバロッサ研究の動向	96
(2) 国王の宮廷と裁判	99
III フリードリヒ・バルバロッサの紛争仲裁：事例	102
IV フリードリヒ・バルバロッサ時代の紛争解決と政治秩序	129
(1) 裁判と仲裁	129
(2) 諸侯・貴族の役割	130
(3) 諸侯による仲裁	131
(4) 仲裁における国王と諸侯の相互関係	132
(5) バルバロッサ時代の紛争解決と政治的統合	133
(6) バルバロッサの宮廷：その統合的機能と地方	134
1) 宮廷と政治的統合	134
2) 宮廷に集まる諸侯の動向	135
3) 宮廷の統合的機能の低下	136
V フリードリヒ・バルバロッサ時代における諸侯間の紛争解決と同盟	138
(1) 諸侯間の同盟	138
(2) ケルン大司教の紛争仲裁活動	140
(3) ザルツブルク大司教の仲裁活動	143
(4) 小活	145
VI 13世紀における諸侯間の紛争解決と同盟	146
(1) 東南ドイツ	146
(2) 帝国北西部・下ライン地方	152
1) 仲裁者	170
2) 同盟関係の展開	172
3) ケルン大司教とブラバント大公	173
4) 同盟における仲裁規定	175
(3) 13世紀における国王の同盟と裁判・仲裁	178
1) 国王の同盟	178
2) 国王の裁判と仲裁	180
(4) 小活	182
総括と展望	183
注	184
欧文要約	192

略号：

- DFI.: MGH Diplomata regum et imperatorum Germaniae 10, 1-5, *Die Urkunden Friedrichs I*, hg. von Appelt, H. u.a., 1975-1990.
- Ukr.: *Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451*. (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im alten Reich, Sonderreihe)
- 1.: *Die Zeit von Konrad I. bis Heinrich VI 911-1197*, bearb. von Diestelkamp, B. / Rotter, E., 1988.
- 2.: *Die Zeit von Philipp von Schwaben bis Richard von Cornwall 1198-1272*, bearb. von Rotter, E., 1994.
- 3.: *Die Zeit Rudolfs von Habsburg 1273-1291*, bearb. von Diestelkamp, B. / Rodel, U., 1986.
- UNR.: *Urkundenbuch für die Geschichte des Niederrheins*, hg. von Lacomblet, Th. J., Nachdruck 1960.
- BUB.: *Urkundenbuch zur Geschichte der Babenberger in Österreich*, bearb. von Santifaller, L. u.a., 4 Bde, 1950- 1997.
- REK.: *Regesten der Erzbischöfe von Köln im Mittelalter*, bearb. von Knipping, R., Nachdruck 1985.
- RES.: *Regesta Archiepiscoporum Salisburgensium 1106-1246*, hg. von Meiller, A.v., Nachdruck 1974.

I 紛争研究と国制史

時代、地域を問わず紛争のない社会は存在しない。しかし潜在的な紛争がどのようなかたちで顕在化するか、そしてとりわけ、顕在化した紛争がどのようにして解決されるのかは、時代と地域によって様々である。そうした紛争とその解決の特質と差異を当該社会と文化のコンテクストにおいて読みとること、逆にそこから社会の特質を捉え返すことに紛争史研究の目的と意義がある。中・近世のヨーロッパにおいては、暴力・紛争が領主層のみならず、社会全体と本源的に結合していた。しかしそれはこの社会が無秩序だったことを意味せず、機能主義的な表現をすれば、暴力・紛争をもその構成要素とする、いわば前国家的秩序が存在したのである。

筆者は先に、中・近世アルプス地方における村落間の紛争と紛争解決の考察により、ローカル・コミュニティにおける自律的な紛争調停行為が、コミュニティのアイデンティティ（ある種の公共意識）や政治的行為能力（自治・ラントシャフト）と密接に関連していることを明らかにした。¹⁾ 筆者の紛争研究のもう一つの課題は、中世政治史における紛争解決の意味を明らかにすることである。比較的濃密なコミュニケーションを持つ農村コミュニティにおいて、紛争と紛争解決が強い社会的インパクトを持ったのに対し、国王、（有力）貴族、教会、在地領主を含めた支配層の紛争と紛争解決は、同時代の政治秩序や国制においてどのような意味を持ったのだろうか。

このような問題意識から具体的な課題を設定するために、筆者はヨーロッパとアメリカにおける紛争研究の動向を整理し、以下のような認識を得ている。²⁾ B・H・ローゼンワイン、P・J・ギアリやS・D・ホワイtraの紛争研究は、裁判制度と権力秩序が希薄化するポスト・カロリング期のフランスについて、修道院とその周辺社会の多様な相互関係を対象とし、地域社会の中心的地位を占める有力修道院がその権益保全のためにも、周辺領主たちとの紛争の平和的解決に多大の努力を払ったこと、またそうした修道院の紛争調停活動は、広く地域の貴族間の紛争に及んでいたこと、こうした紛争が社会の構造・秩序と相互関係にあり、紛争は、修道院を中心とした地域社会の持続的な社会的、文化的関係と軋轢の表現であったこと、紛争解決は修道院が自身をも含む在地貴族たちのネットワークを機能させ、コミュニケーションを促すこと

によって可能となったことを明らかにしている。したがって紛争解決の仕方は、その地域の権力関係や社会構造、さらには人的結合のありように規定されたのだが、同時にまた紛争解決とそのプロセスは、地域社会の秩序を再編し、明確化することにも作用したとのホワイトらの指摘は、注目に値する。

また近年、研究プロジェクト「中世からフランス革命までのシンボリックなコミュニケーションと社会的価値システム」³⁾を主催するミュンスター大学のG・アルトホーフの研究は、叙述史料に現れるインフォーマルなコミュニケーション行為から政治史を読み解き、このような行為やこれをコントロールする規範・慣習を含めて、中世の政治秩序を考えようとするものである。⁴⁾そうした儀礼的な、言葉と行為によるインフォーマルなコミュニケーションの重要性が端的に現れるのは、紛争と紛争解決の局面である。アルトホーフの紛争研究は、国王を中心とした諸侯・有力貴族の関係、すなわち帝国政治史レベルの事例を対象としており、主にローカルなコミュニティ内の紛争を対象としたフランス中世の紛争研究とは枠組みが異なる。また歴史人類学的、法人類学的な研究や、中世における儀礼とシンボルに関する研究は、すでに欧米でかなりの蓄積があるが、それらは主として戴冠や葬送、入市式など、王権儀礼に関するものであった。これに対し、広く国王をふくめた貴族社会の紛争やコミュニケーション形成の、様々な儀礼的行為と不文のルール *Spielregeln* をモデル的に示そうとする点に、アルトホーフの研究の独自性がある。

さて、アルトホーフによれば、10世紀以後のドイツにおける国王・貴族の紛争解決では、調停（仲裁）による和解が優先され、またいったん開始された裁判も容易に和解へと移行した。国王は自身と貴族、あるいは貴族相互間の紛争解決に際して、貴族の地位と名誉に配慮し、叛乱貴族に対しても降伏と和解が成立すれば、元の地位を許した。国王裁判への召喚は和解交渉を促す手段でもあり、後述するように、国王宮廷裁判は、そうした交渉の場でもあった。フランス中世の紛争研究が示しているように、調停・和解のルールとシステムが機能するためには、紛争当事者にある種の圧力を加え、和解を促す貴族社会のコミュニケーションが前提となる。帝国レベルにおける貴族の人的結合としてアルトホーフがその意義を強調するのは、レーエン関係よりむしろ、親族や様々な友好（同盟）*amicitia* など、水平的な結合である。しかしこのような

人的結合と紛争調停の慣習は、有力貴族との友好・同盟関係を重視したオットーネン王権から、ハインリヒ2世、3世のヘゲモニアルな王権をへて、叙任権闘争期の危機、そしてシュタウフェン朝の聖俗諸侯体制へというこの間の国制や権力構造の変化を貫いて、一定不変であったわけではない。長期持続的な儀礼を中心に据えた、アルトホーフのこれまでの紛争研究は、時代的射程が長いだけに、各時代の社会構造、政治秩序、国制との関連が、十分に考慮されていたとは言い難い。ただしアルトホーフもその最近著『儀礼の力』においては、公的コミュニケーションにおける儀礼の機能が、時代により、また状況に応じて変化したことを強調している。例えば「降服の儀礼 *deditio*」は10, 11世紀とは異なり、12世紀には国王に対してこの儀礼的行為を行う者に、必ずしも無条件の赦し、和解と元の地位の回復を保証するものではなく、拘禁や官職剥奪、所領没収などの厳しい措置 *rigor iustitiae* がとられたことも稀ではなかった。しかしこうした厳格な措置はしばしば紛争を再燃させたのであり、*rigor iustitiae* はそれ自体として国王の裁判権力の強化を意味するものではない。12世紀においても国王は紛争解決に際して、宥和と和解、裁きと処罰の原則を状況に応じて選択したとのアルトホーフの認識は、この最近著においても維持されている。⁵⁾ 儀礼とは事前の交渉に基づき、演出された行為である。アルトホーフが述べるように儀礼の支配秩序安定化の機能は、儀礼に加わる人々のコミュニケーション、合意形成の可能性に依拠していたのである。とすれば、12世紀における国王、諸侯の政治的コミュニケーションを規定する諸条件とその特質を明らかにすることが課題となる。

これに関連して、C・ガルニアの近業は、13世紀に頻出する諸侯間の同盟形成に際して、紛争仲裁（実際の仲裁および、将来の紛争にそなえた仲裁者団の設置）が、きわめて重要な意味をもっていたことを認識させる点で示唆的である。その研究成果は、紛争研究と国制史研究を架橋する視点を提示しているといえよう。⁶⁾ 本稿は、紛争解決がドイツの政治秩序において有した意味を、シュタウフェン朝時代、とりわけ、その証書集の刊行以来多くの研究が公にされている皇帝フリードリヒ・バルバロッサの治世および、反国王派（教皇派）諸侯の台頭や対立国王の出現により、王権の統合力が低下した12世紀末から13世紀に至る時期について考察するものである。両時期の考察を通じて、紛争解決と政治秩序（国制）における連続性と変化の両極面が明らか

となるであろう。こうした長期にわたる時期設定からしても、本稿はなお証書史料による素描と問題提起の域を出るものではない。

Ⅱ フリードリヒ・バルバロッサの統治と裁判

(1) フリードリヒ・バルバロッサ研究の動向

前述のように1990年にMGHのフリードリヒ・バルバロッサ証書集の刊行が完結し、バルバロッサに関する実証研究の史料的基础が確立して以来、多くのモノグラフィが公にされてきた。とくにA・ハーファーカンフ編の、『フリードリヒ・バルバロッサ—シュタウフェン家皇帝の活動空間とその影響』（1992年）は、バルバロッサの帝国以外の地域における活動や対外関係に関する多面的な論文を収めており、従来の国制史的研究とは異なる新しいバルバロッサ研究の可能性をも示している。¹⁾ しかしここで注目したいのは、国王証書の発給地と証人の分析により、バルバロッサの宮廷（集会）Hoftagの人的構造を考察した一連の研究である。後述するように、F・オープル、M・リントナー、A・プラスマン、Th・ケルツァーらの研究成果は、バルバロッサの巡行統治の経路（イティネラル）とその重点領域、個々の宮廷集会に参加した聖俗諸侯、その他の貴族、ミニステリアーレンの数的比率、開催地と出席者の本拠地との関係、参加の仕方、集会で扱われた問題（証書の内容が示す）と出席者の関わり方などを数的処理によって明らかにし、それによってバルバロッサ統治の空間構造や宮廷の政治的統合力の変化を考える手がかりをも示している。²⁾ 以下の考察はこうした宮廷研究の成果に負うところも少なくない。

こうした数量的な分析をとまなう宮廷研究にもかかわらず、バルバロッサの統治スタイル、あるいは統治原則といった問題については、研究者の間に今日なお対照的な認識が存在するように思われる。1999年に刊行された法制史家、K・リヒターの学位論文『フリードリヒ・バルバロッサは裁判を行う』は、バルバロッサの軍事的、法的制裁措置が「公的刑罰」öffentliche Strafeとして認識されるものであったとする。³⁾

リヒターによれば公的刑罰とは、加害者への報復や被害者への賠償ではなく、第三者的な公共権力によって下される制裁である。バルバロッサは個人的利害からではなく、公共性の体现者として、帝国の法と平和、王の権威を損なう者を、まず国王宮廷裁判に召喚し（多くは不出頭）、断罪した上で制裁を行った。そこにはすでに「公的刑罰」の観念が現れているというのである。注意すべきは、この法制史的問題意識に貫かれた研究が、意図してフライジング司教オットーおよびラーエヴィンの『フリードリヒ事績録』Gesta Frederici のみを史料としていることである。この史料からバルバロッサ自身の統治理念と統治行為を読みとろうとすることは、誤りではないが、リヒターが強調する、法に厳格な統治者のイメージは、バルバロッサを理想的統治者として描くこの（とくにオットーの）叙述スタイルからの影響を免れているとは言い難い。少なくとも国王証書をも検討した上で、バルバロッサの統治における法と裁判、紛争解決の現実をも考慮すべきであった。そもそも当時の国王の制裁行為が、公共的、国家的行為か、私的、フェーデ的行為かを判断することは、容易でもなく、さして有意義でもない。⁴⁾

「公的刑罰」という近代的法観念の検証を企図したりヒターとは対照的なバルバロッサ研究として注目すべきは、アルトホーフらが監修する叢書「前近代のシンボリックなコミュニケーション」の一冊として2000年に刊行された、K・ゲーリヒの『フリードリヒ・バルバロッサの名誉——12世紀におけるコミュニケーション、紛争と政治的行為』である。⁵⁾ゲーリヒによれば、「名誉」は政治的行為規範であり、バルバロッサの政治的行動を理解するキーである。バルバロッサ関係の文書にしばしば現れる *honor imperii* (*honor imperatoris*, *honor regni*) をめぐっては、様々な解釈が試みられてきた。「神聖帝国」*sacrum imperium* に至る、ハインリヒ4世時代からバルバロッサ時代までの王権イデオロギーの展開を考察したG・コッホは *honor imperii* を、諸侯をイタリア政策に動員し、諸侯を帝国利害と一体化するためのイデオロギー的プロパガンダであったとする。⁶⁾これに対しゲーリヒは、*honor imperii* は11世紀に現れる超人格的国家観を前提とし、また皇帝と諸侯、帝国構成員全体に関わる集合的な価値観であったと考える。法（正義）からなお未分化なこの「名誉」は、皇帝と諸侯の双方が相互に要求を行い、また拘束しあう根拠となり、この意味で統合的に作用する価値規範

であった。バルバロッサがアピールするこの「帝国の名誉」は、ブルデューのいう「象徴資本」としての公的、社会的価値を持つ。宮廷（集会）は、「帝国の名誉」が帝国構成員に評価・認識され、共有される公共の場であり、ここでは、この名誉を損なった者に対する制裁（最も明示的にはロンバルディア都市に対する軍事行動）への合意が形成される。この「名誉」の内容自体は明示的に語られることはないものの、中世的、戦士貴族的な理念と価値に規定されており、バルバロッサの政策と行動は、このような騎士的価値意識に貫かれていたのである。「帝国の名誉」はしたがって、国王が関わる紛争の局面で頻出し、ゲーリヒはバルバロッサと教皇、ザルツブルク大司教、ロンバルディア都市との対立を、そのような状況として考察している。

ゲーリヒによれば、国制とは支配者層内のコミュニケーションとインターアクションの規範と慣習である。ゲーリヒが述べるように、「帝国の名誉」が国王のプロパガンダにとどまらず、諸侯の名誉と重なり、共鳴しあうのであれば、帝国国制におけるその重要性は否定できない。しかし諸侯にとって「帝国の名誉」はいかなる意味を持っていたのか、自身の名誉とどのように関わりと認識されたのか、この点はなお明らかではない。

いずれにせよバルバロッサが諸侯、貴族に対しても個別的、集団的にその名誉に配慮しなければならなかったとすれば、帝国内部（国王と諸侯、諸侯・貴族間）の紛争解決においても、当事者に対して同様な配慮が行われたと考えられる。そのような「コミュニケーションとインターアクション」においては、「公的刑罰」の観念が現実機能する余地はさほど大きくはなかったと考えねばならない。

アルトホーフやゲーリヒらに代表される、バルバロッサの現実の行為から不文の規範や儀礼的コミュニケーションの意義を読みとろうとする最近の研究動向と、バルバロッサ時代の法と裁判の発展を評価しようとする法制史家の視点には、なお大きな隔りがある。ではバルバロッサが紛争解決に裁判を重用したというリヒターの指摘を、どう考えるべきか。裁判と裁判外の紛争解決は、どのような関係にあったのだろうか。この点を考えるためにはまず、国王が司宰する帝国の最上級裁判である、国王宮廷裁判の特質をふまえておく必要がある。

(2) 国王の宮廷と裁判

国王宮廷裁判 Königs- und Hofgericht と法制史家が呼ぶのは、文字通り国王宮廷で原則として国王臨席の下に開かれる、帝国の最上級裁判である。国王宮廷裁判については1867/69年に刊行されたO・フランクリンの古典的な大著が、今日なおその価値を失っていない。フランクリンが述べるように、フランク王国時代の宮廷裁判と中世末期からの帝国カンマー裁判については知られるところが多いのに対し、国王宮廷裁判についての研究はブランク状態が続いていた。⁷⁾ このブランクを埋めるためにフランクリンは豊富な史料を引用しつつ、この裁判所の時代的変容と基本的機能を明らかにしたのだが、その後100年間、国王宮廷裁判に関する本格的な研究は現れなかった。1973年になって叢書「旧帝国における最上級裁判権の史料と研究」の刊行が始まり、その一部をなす「1451年までの国王宮廷裁判の活動に関する証書要録」として時代別に国王宮廷裁判の史料が刊行され始めたことは注目に値する。⁸⁾ 叢書全体の編者でもあり、911—1197年を扱う、その最初の巻の編者であるB・ディーステルkampが序論で述べるところによれば、国王宮廷裁判の研究が進まなかったのは、13世紀以後のドイツ国制史における「王権の没落」モデルと結びついた、この裁判のネガティブなイメージによるところが大きい。これに対し、60年代より国制史研究において、中世後期と近世の帝国における、集権国家モデルとは異なる機能と存在意義の評価が試みられるようになった。こうした国制史研究の動向に対応して60年代には、中世後期における王権の法・平和の維持者としての役割の再評価が始まり、最上級裁判に関する上記の史料編纂と、研究のための叢書刊行を促したのである。⁹⁾

しかしフリードリヒ・バルバロッサ時代の国王宮廷裁判については、宮廷集会において国王の臨席の下に諸侯の助言・同意によって判決が下されるといった事実以外に、知られるところは少ない。1235年のマインツ帝国平和令によって、宮廷裁判官職と裁判書記職が設置されるまで、国王宮廷裁判は殆ど制度的、組織的基盤を持たなかった。フランクリンが指摘したように、国王宮廷裁判はなんら自立的な官庁 Behörde ではなかった。¹⁰⁾ 巡行する国王の下にもたらされた訴えを国王が取り上げ、宮廷集会での審理・判決を諸侯に要請すれば、宮廷集会は国王宮廷裁判として機能する。この意味で

国王宮廷裁判は宮廷集会の延長上にあり、宮廷集会の機能の一部をなすものといえよう。リヒターはバルバロッサが紛争解決手段として裁判を重視したと述べ、ディーステルkampも、1235年以後の国王宮廷裁判の制度的発展と活動の強化は、すでにバルバロッサ時代に始まっていたと述べる。¹¹⁾ しかし少なくとも12世紀には国王宮廷裁判の制度的発展を示す事実はない。

911年から1197年までの国王宮廷裁判の活動を示す証書の点数をみると、912～1009年のほぼ200年間の証書が147点であるのに対し、12世紀前半には129点、バルバロッサとハインリヒ6世の時代、すなわち12世紀後半には318点と急増している。¹²⁾ これには文書作成、とりわけ国王証書の作成数自体の増加をも考慮しなければならないのだが、バルバロッサ時代に国王宮廷裁判の機能が活発化したことは否定できない。しかしバルバロッサ時代には、1235年以後の宮廷裁判官のように、場合によっては国王不在時にも代理をつとめうる裁判官は存在せず、一時的な委任を除けば国王自身が裁判を司宰した。したがって国王宮廷裁判のインテンシヴな活動は、国王自身の宮廷集会開催の頻繁化と、そこにもたらされる訴えの増加を意味する。K・ライザーが述べるように、バルバロッサはその統治において様々な新しい試みを行ったが、総じて制度化への関心は薄く、裁判を含めた統治行為は、あくまでバルバロッサ自身の人格と權威に結びついていたのである。¹³⁾

シュタウフェン朝初代の国王コンラート3世は、王位を争ったヴェルフ家のヴェルフ6世およびハインリヒ獅子公との対立を克服し得ず、聖俗諸侯の争いに対しても有効に対処できないことが多く、王権の安定を見ないまま治世を終えた。これに対し国王証書や国王宮廷裁判の証書要録は、イタリア遠征を別にしても、バルバロッサが帝国各地を精力的に巡行し、帝国構成員のフェーデ、紛争の解決に尽力したとの印象を与える。しかしバルバロッサの巡行は、決して帝国諸地域を均等にカバーするものではなく、また宮廷集会と証書発給の頻度、諸侯の宮廷訪問にも時期によって顕著な差異が認められる。これらについての詳論は後段に譲り、ここではフランクリンが、(叙述)史料にはバルバロッサの宮廷の裁判活動についてポジティブな記述が多いものの、バルバロッサは自身の裁判官としての権限を、慎重かつ宥和的に行使したと述べていることに注目しておきたい。¹⁴⁾ 実は先に挙げたバルバロッサ時代の国王宮廷

裁判の証書には、裁判による判決ではなく、調停（仲裁）と和解の結果を示すものも少なくない。13世紀までの紛争仲裁に関する研究を行ったH・キャンプもまた、バルバロッサの統治期には国王宮廷裁判の判決が増加するものの、同時に仲裁もその意義を高めたと述べる。¹⁵⁾ これは何を意味するのだろうか。

ここで再度確認しておきたいのは、当時の国王宮廷裁判が今日の裁判とは異なり、自立的な司法組織をなしておらず、宮廷集会の一機能に過ぎなかったことである。また宮廷はその都度、そこに集う人々の集合体であり、国王を中心とする諸侯、貴族の多様なコミュニケーションと意思形成の場であった。裁判および仲裁、和解もまた宮廷におけるコミュニケーションの一部であり、アルトホーフらが強調するように、実際には裁判と裁判外の仲裁・和解という紛争解決の手段は、容易に相互に移行する、流動的な関係にあった。とくに世俗諸侯・貴族にとっては、裁判によって判決を受けることは、たとえ国王の裁判といえども、その身分意識と相容れず、彼らは不利が予想される裁判には召喚されても応じようとしなかった。ヴェルフエン家やバーベンベルク家などの有力諸侯を相手にしたときのバルバロッサは、召喚に対する不出頭が続く場合も、欠席裁判によるアハトの宣告にはきわめて慎重で、期日を幾度となく延ばしつつ忍耐強く出頭を促した。¹⁶⁾ その場合の召喚は判決を下すことよりも、妥協と和解の交渉を促すことに重点を置くものであった。フライジング司教オットーはこのような紛争解決に臨む、裁判と和解の双方を念頭に置いたバルバロッサの姿勢を、*consilio vel iudicio* と表現している。¹⁷⁾

また逆に諸侯の判決による裁判手続きをもって、重要な政治的決定が行われることもあった。1156年のレーゲンスブルク宮廷集会において、いわゆる「小特許状」によってオーストリアの辺境伯領を大公領に昇格させる決定は、バルバロッサの要請によりベーメン大公ヴラディ斯拉フが、帝国諸侯の合意を得た判決として公にするという手続きをふんでいる。¹⁸⁾ また国王宮廷裁判の判決は、「諸侯の助言（同意）により *consilio principum, ex consensu principum*」導かれ、「諸侯の判決 *sententia principum*」として国王により公にされるのが通例であった。やはり国王宮廷裁判とは、宮廷における（国王と）諸侯の多様なコミュニケーション行為の中に位置づけられるものであり、今日の司法のように独立した閉鎖的なコミュニケーション・エリアをなすもので

はなかったといわねばならない。¹⁹⁾ そうであれば、バルバロッサの治世には国王宮廷裁判の判決が増加すると同時に、仲裁行為もその意義を高めたとのキャンプの指摘も理解できる。各地で在地の支配関係が稠密化し、また地域における領邦形成のイニシアティブ争いが激しくなりつつあった12世紀後半には、聖俗諸侯や、教会、修道院、有力在地貴族間の紛争が多発し、国王への訴えも増加したであろう。ディーステルカンブが端的に述べるように、中世ヨーロッパの国王の課題は、「統治すること regieren」ではなく、「平和と法を維持すること」であった。²⁰⁾ しかしそのための手段は裁判のみではなく、紛争への対処方法は基本的には国王自身の判断によって選択されたのである。

Ⅲ フリードリヒ・バルバロッサの紛争仲裁：事例

では裁判・判決にあらざる仲裁・和解によって収拾された紛争の事例とはどのようなものか。以下ではフリードリヒ・バルバロッサの国王宮廷裁判の証書要録および国王証書（一部は叙述史料）から、仲裁行為とその結果を示す事例を抜粋し、検討してみよう。

（以下の事例では、まず各証書のプロトコルを参照して要約を記し、さらに本文の重要な部分のみ訳出して一部には原文を添えた。ただしこの本文も厳密な逐語訳ではない。とくに本文中の原文と対応する箇所を示す必要がある場合には下線を付し、各事例には簡単なコメントを加えた。整理番号①②....の後に証書作成年代、証書発給地、典拠を記した。）

① 1152 Lambert de Watrelos, Annales Cameracenses, MG SS XVI, S.523-525¹⁾

フランドル伯は国王フリードリヒの宮廷に、カンブレ市の伯権を得るべく赴いた。これに反対するカンブレ司教はケルン、マインツ、トリア大司教、リエージュ司教の支援を要請し、その協力により、カンブレ司教によるこの伯権の所有は、コンラート3世時代に承認され、大司教たちにも認められたもののだとして、フリードリヒに異議申し立てを行った。世俗諸侯はフランドル伯

の権利を認めたが、フリードリヒはフランドル伯を呼び戻し、伯権授与を撤回した。しかし伯は納得せず、フリードリヒは混乱を收拾することができなかった。結局、宮廷では司教の主張が認められ、怒って帰る伯に、司教は休戦を請うたが、伯は応じなかった。諸侯は伯にカンブレ司教の *patria* の破壊を勧めたが、結局武力行使には至らず、フリードリヒはカンブレ司教の要請により聖霊降臨祭までの休戦を約束させた。

この場合、バルバロッサは、裁定に反してフェーデを行おうとするフランドル伯に対し、国王の裁判と平和を貫徹しようとせず、調停・和解に努めた。T・ロイターはこのようなバルバロッサの対応をドイツ国王に特徴的なものとし、ドイツの国王に期待されたのは、裁きではなく仲裁であったとする。フェーデを排除することではなく調整することが国王の役割であり、とりわけ1150年代のバルバロッサの課題は、全ての有力家門の名誉と権益を尊重し、その相互の平和的關係を維持することであった。とはいえ、この事例はネガティブな印象を免れない。即位まもないバルバロッサにとって、こうした個々の諸侯の重要な利害対立にかかわる問題の決定について、あらかじめ合意をとりつけるという配慮を欠いていたのかもしれない。アルトホーフが述べるように、宮廷集会のような公の場での異論提出は、しばしば收拾不可能な混乱を招いたのである。²⁾

② 1156 ユトレヒト DFI, Nr. 137.

バルバロッサはユトレヒトの聖マリア教会参事会員と、ユトレヒトの聖マルティン聖堂参事会のミニステリアーレン、エグベルト・フォン・アムステルの十分の一税等をめぐる争いを、諸侯の助言と4人の信頼できる人々による境界画定を通じて裁定した。

私、ローマ人の皇帝フリードリヒは、聖マリア教会の参事会員たちと、聖マルティン教会のミニステリアーレン、エグベルトの間の争いを抑え、私のもとにもたらされた彼らの争いを、諸侯の思慮ある助言により *prudenti principium consilio* 裁定したことを知らしめる。すなわちエグベルトは、前のユトレヒト司教ヘルベルトの前で、聖マリア教会参事会員のために、ある新開地の裁判権、地代、十分の一税を放棄したのだが、再びこれを侵害したので、参事会員たちはふさわ

しい証人をもって、このことを証明しようとした。そこでエグベルトは私の前でこれを同教会、フォークト、参事会員に対して放棄した。しかしその後再び（十分の一税の）境界をめぐる争いが生じたので、諸侯の助言と双方の側の合意により、この地域の信頼できる人々4人に誓約させて、休戦を受け容れさせた後、彼らが知るところ、そして誠実な人々から聞き知ったところに従って、境界を画定し、裁定するように義務づけた。 principum consilio et utriusque partis consensu prudentes regionis illius viros,...(4人の名)...sacramento constrinximus, ut acceptis induciis, sicut scirent vel sicut perscrutari a veracioribus terre possent, sub attestazione iurisiurandi sui eos veraciter sequestrando discernent. そして彼らは私のところに戻ってきて、以下のように証言した....（参事会側に十分の一税が属す個々の地域についての証言）.....これら全てが参事会に属することを私の権威によって確認し、以後侵害されることなきよう、この文書に印璽を付して堅固にし、禁ずるものである。

この事例でも同じ紛争が繰り返されているように、一般に権限や所領の境界をめぐる争いの解決は容易ではなく、通常の裁判・判決よりも、在地の人間（おそらく在地貴族）を含めた調査と証言にもとづいて仲裁し、和解を促すことが最善の方法であった。この度は、証人として記名されたケルン大司教、リエージュ司教、ゲルデルン伯、ホラント伯、クレーフエ伯など、下ライン、低地地方の聖俗諸侯が在地の有力者とともに、この境界確認と和解に協力したのである。

③ 1156/57 DFL, Nr.155.

バルバロッサは教皇の委任裁判官であるマクデブルク大司教ヴィヒマンに、コルファイ修道院長（ヴィーバルト）とオスナブリュック司教（フィリップ）の間の十分の一税をめぐる争いを、コルファイ修道院の特許状に十分に配慮して裁定するように命じた。

④ 1157 バンベルク DFL, 175

バルバロッサはオスナブリュックの聖堂参事会長、司祭長、聖職者に、コルファイ修道院長ヴィーバルトに対し、オスナブリュック教会との十分の一税の争いにおいて、教皇庁への上訴を控えるように促したことを伝え、また彼らがヴィーバルトと和解すべきこと、さもなくば自分が裁定を行うであろうことを告げた。

.....それゆえ私は、あなた方が傲慢を募らせるような、この訴えの遅延を望まず、このことに入念に注意を促しつつあなた方に命じる、前述の修道院長およびコルファイの教会と、件の訴えについて、近いうちに和解すべく努力するように、と。それゆえ私は、猶予を与え、その時までには和解が成立していなければ、この訴えを私が自身で裁定するであろう。そして帝国の法の下にあるコルファイの教会のため、また同様にその長であり、長らく大いに帝国に奉仕してきた人のために、裁判により、あるいはその他の適切な和解によってこの訴訟を終わらせるであろう。...Hanc ergo querele dilationem nolumus, ut in augmentum elationis vobis assumatis, sed hoc vobis attente monendo precipimus, ut cum predicto abbate et Corbeiensi ecclesia interim componere de eadem querela studeatis. Nos enim, cum tempus acceperimus, si prius composita non fuerit, eandem querimoniam per nos ipsos discutiemus et tam pro ecclesia Corbeiensi, que ad ius imperii nostri spectat, quam pro persona, que ibi preest, que diu et multum imperio servivit, sive iudiciario ordine sive alia convenienti compositione eandem causam terminabimus.

1155年にバルバロッサと教皇ハドリアヌス4世がトゥスクルムに滞在した折りに、教皇はマクデブルク大司教ヴィヒマンに、コルファイ修道院長ヴィーバルトとオスナブリュック司教の十分の一税をめぐる争いを教皇の（委任）裁判官として裁定するように命じた。ヴィヒマンは1157年1月23日にメアゼブルク出頭を要請するのだが、バルバロッサのヴィヒマンへの命令は、おそらく先王以来の宮廷書記長として、バルバロッサ統治初期にはなお影響力を有したヴィーバルトの依頼により、この期日以前にバルバロッサが送ったものであろう。教皇のオスナブリュックの聖職者宛の書簡は、国王証書集の編者によれば、バルバロッサと相談の上、ヴィーバルト自身が作成したものと考えられる。本文の末にあるように、裁判または（仲裁を通しての）和解をオプションとして併記するのは、紛争解決を促す文書に頻出するフォルメルであり、国王のイニシアティヴによる裁判と仲裁・和解の関係が密接でかつ流動的な関係にあることを示唆している。もちろんこのケースではヴィーバルト側の優位は明らかである。

⑤ 1158 Ukr.1, Nr.364, DF1., 218.

バルバロッサはハインリヒ獅子公とフライジング司教オットーのフェーリングとミュンヘン付近の市場、橋梁税、貨幣をめぐる争いを諸侯の出席のもとに、平和的に和解させた。

神の恩寵によりローマ人の皇帝フリードリヒは、親愛なるオジ、フライジング司教オットーとその後継者たちに挨拶を。神の恩寵によってローマ帝国を統治する私には、神助により、可能な限り、俗世の平穏と教会の平和を守ることに努めるのがふさわしい。そして現今では私に委ねられた世界を平和に統治することを、未来には諸王の王、キリストより永遠の報酬という恩恵を与えられることを願うのである。しかして、フライジング司教職にある私のオジと、私の高貴なる血縁者、バイエルンとザクセンの大公ハインリヒの間に、フェーリングとミュンヘンの市場をめぐる争いが生じたので、私の面前で、諸侯の立ち会いの下に、これを裁定させた。それゆえ、あなたたちの間では、このことのために、いかなる争いが生じる可能性も、取り除かれたものと考えるべきである。あなたたち双方の合意と意志によって行われた和解の内容は、以下のようであることを現在と未来の人々に知らしめる。

...Ex quo divina benignitate Romani imperii gubernacula tenemus, dignum est, ut eius opitulatione, quantum possumus, quieti temporum et paci ecclesiarum curemus providere. Ita enim et in presenti commissum nobis orbem pacifice gubernari et in futuro a rege regum sempiternae retributionis premio donari speramus. Inde est, quod controversiam, que inter te, karissime patre, qui impresentiarum Frisingensis episcopatus geris dignitatem, et nobilissimum consanguineum nostrum Henricum ducem Bawarie et Saxonie super foro apud Verigen et Munichen dinoscitur agitari, ita coram nostra et principum presentia decidere curavimus, ut deinceps omnis contentionis, que ob hanc rem inter vos haberi posset, sublata credatur occasio. Huius autem transactionis utriusque verbum assensu et voluntate celebrate talem fuisse tenorem presentibus innotescat et futuris...

1156年にバイエルン大公領を確認されたハインリヒ獅子公は、ザクセン内外の貴族と同様に、バイエルンでもしばしば争いを惹起していた。この年からの第2次イタリア遠征にハインリヒ獅子公の協力も得なければならないバルバロッサにとって、自分

の従兄弟とオジの間の紛争は、どうあっても和解させなければならないものであった。アレンガには聖俗の貴族間の平和維持が皇帝の神に由来する義務であるとされている。

⑥ 1158 アウクスブルク Ukr.1, Nr.365, DFL, Nr. 219.

バルバロッサは（ハンプルク）ブレーメン大司教ハルトヴィヒとハインリヒ獅子公を和解させること、彼らの争いは実力ではなく、国王の裁判によるべきことを強調した。また同大司教とフェルデン司教の争いは、双方の証書にもとづき、諸侯その他の識者の助言によって調停するべく努めることを明らかにした。

.....第一に、ブレーメン大司教とバイエルン・ザクセン大公は、かくも大なる親愛の絆により和合させることがふさわしいと考えるゆえに、もし両者の何れかが他方に不当な行為を行った場合、被害者はこれに報復することなく、判決に従い、しかるべく私の裁判の審査にうったえるようつとめるべきである。ブレーメンとフェルデンの教会の人々の間のその他の問題は、双方の特許状の内容に従い、諸侯とその他の知恵有る人々の助言により、和解させるように尽力するであらう。.....

...Primum igitur dilectos nostros domnum Bremensem et Bawarie ac Saxonie ducem tante dilectionis vinculo unire dignum censemus, ut, si alteruter in alterum excesserit, per se ulcisci non presumat, sed dictante sententia ad examen nostre iusticie prout decet, recurrere festinet. Aliam causam, que inter dilectum nostrum Bremensem et Verdensem honorabiles personas agitur, iuxta tenorem privilegiorum utriusque adhibito principium et aliorum sapientum consilio componere satagemus...

証書集の編者によれば、この文書はバルバロッサが直接口頭でブレーメン大司教に約束したことを文書にしたものである。ブレーメン大司教とハインリヒ獅子公の争いは、以後国王の裁判に委ねるよう命じているが、ブレーメンとフェルデンの争いが諸侯の助言（仲裁）に委ねられるとされていることから、前者についても実際には宮廷集会で諸侯の調停に委ねられるものと考えてよいだろう。本文中の「私の裁判（の審査）」とは、国王の最上級裁判官としての権威のもとに行われる審査であり、証人の証

言などの事実確認を経て行われる仲裁をも含む、王権の下での紛争解決を意味すると考えてよい。いずれにせよ裁判と仲裁・和解が相互に密接な関係にあったことが窺える。なお当時のフェルデン司教ヘルマン(在位1148-67)はハインリヒ獅子公の家臣出身で、バルバロッサはハインリヒ獅子公とのよき関係の維持に腐心し、この意味でバルバロッサにとって両司教の関係調整は重要かつ困難な課題であった。この問題は1160年にパヴィーアの宮廷集会で、さしあたり下記の事例⑧のように解決された。

⑦ 1159 DFL, Nr.292.

バルバロッサはザルツブルク大司教エーベルハルトに、その属司教とともにパヴィーアの宮廷集会に出席するよう求め、キームゼーの参事会員たちと騎士ウールリヒの争いを、双方の出席の下に裁定することを命じた。

.....さらに、騎士ウールリヒのために、彼の訴えについて、彼に判決を与えるように *ut in causa iusticiam ei faceres*, あなたに書き送ったので、私は彼の釈明によって熟慮したことによる以外に、何もしえなかった。その後まもなくキームゼーの参事会員たちが私のところにやってきて、ウールリヒの釈明とは反することを私に示し、ウールリヒの訴えを拒否した。私はそれゆえ、一方の当事者の欠席下に他方に判決をなすことはできないし、また疎遠な(遠隔地の)犯罪によって自分の心を煩わされるのを望まないので、双方の出席下に、神と俗世において双方が十分な正義(法)を得るよう、あなたが彼らの間を裁定すべきである。Nos itaque absente una parte iusticiam alteri facere non valentes nec peccatis alienis animam nostram onerare volentes tue discretioni mandantes iniungimus, ut presente utraque parte ita inter eos diffinias, quod sufficientem iusticiam uterque consequatur secundum deum et secundum seculum.

パヴィーアに滞在中のバルバロッサには、バイエルンの教会と在地領主の紛争を適切に裁き、あるいは仲裁することは困難であり、また余裕もなかったのも、ザルツブルク大司教ら管区大司教、司教に裁定を行わせようとした。*inter eos diffinias*とは裁判・判決による以外に、仲裁によって紛争を終わらせることをも含意する表現である。

⑧ 1160 Ukr.1, Nr.373, DFL, Nr.310.

バルバロッサはブレーメン大司教とフェルデン司教の長期にわたる所領争いを、多数の諸侯の出席するパヴィーアの集会において諸侯の助言により終結せしめた。

私、ローマ人の皇帝フリードリヒは、フェルデンの教会（聖堂参事会）の全ての聖職者、封臣、ミニステリアーレン、全ファミリアに知らしめる。ブレーメン大司教ハルトヴィヒと司教ヘルマンの古くからの争いは、宮廷の諸侯の出席下に私の面前にもたらされ、私は双方の代表者からふさわしく事情聴取し、法に従い、諸侯たちの助言によって裁定し、この争いを完全に終わらした。antiqua controversia illa, que inter Bremensem archiepiscopum Harthwicum et inter dilectum nostrum Hermannum episcopum vestrum hactenus agitabatur, ante maiestatis nostre presentiam in frequentia principum curie nostre iuste quidem mota est et rationabiliter promota ita, quod utriusque partis allegationes in sua causa ordinabiliter audivimus et dictante iustitia consilio principum lite decisa toti controversie supremum finem imposuimus...（その内容：）ブレーメン大司教は、フェルデン司教教会の沼沢地の全ての所有物を司教に返還する。フェルデン司教はその大なる忠誠により帝国の名誉 honor imperii のために貢献してきたので、これらの所領を何人にも損なわれずに、平和のうちに所有すべし。この裁定に臨席し、助言と承認を与えた諸侯・貴族の名：ケルン大司教ライナルト、バンベルク司教エーベルハルト、ブラハ司教ダニエル、マクデブルクの聖堂参事会長ゲアハルト、バイエルン・ザクセン大公ハインリヒとその家臣たち、ケルンテン大公、シュワーベン大公フリードリヒ、バーデン辺境伯ヘルマン、フォブルク辺境伯、その他の伯やエーデルフライエなど。

1158年の文書における予告の通り、宮廷集会における諸侯の協力（助言・協議）にもとづいて裁定が下されたことがわかる。内容的にはやはりフェルデン司教に有利な裁定である。

⑨ 1161 ランドリアーノ Ukr.1, Nr.376, DFL, Nr. 338.

バルバロッサはトリア大司教ヒリンとライン宮中伯コンラートの、城塞、トリア市の裁判権、教会等をめぐる長期にわたる争いを仲裁し、和を結ばせた。

.....不和や争いの火口が鎮められ、平和と友好が正義の飾りとともに諸侯や指導者の間における秩序を維持することができるなら、私の皇帝の權威は懇願によって動かされ、私の帝国のすべてのことがらは、より適切に統治され、治められる。それゆえ以下のことは、道理にかなない、また、帝国の名誉にもふさわしいように思われる、すなわち重要ならざる理由で私の帝国の諸侯たちの間に不和の嵐が生じないように細心の注意を払うべきであり、とくに親族関係により私と結びついている人々の場合はそうである。Inclinari precibus nostra imperialis dignitas semper consuevit et universa in imperio nostro reguntur ordinabilius atque gubernantur, si totius dissensionis et controversie fomite sopito pax et amicitia cum decore iusticie ordinatum statum inter principes et rectores quiete valeant optinere. Ratio igitur exigit et imperiali congruere videtur honori, ut summo studio provideamus, ne aliqua levi occasione tempestas discordie oriatur inter principes imperii nostri, maxime quidem inter illos, qui familiaritate vel consanguinitate nobis iunctiores esse dinoscuntur. それゆえ帝国の現在・未来のすべての臣民に知らしめる。トリア大司教ヒリンと私の兄弟、ライン宮中伯コンラートの間の長期にわたる争いを、私の權威によって仲裁し、平和と和解の協定へと導き、下記のような条件で永遠の静穏を回復したことを。Eapropter universorum imperii nostri fidelium tam futura quam presens noverit etas, qualiter nos controversiam illam, qui inter familiarissimos et karissimos principes nostros videlicet Hillinvm venerabilem Treuerorum archiepiscopum et fratrem nostrum Cvunradum palatinum comitem de Rheno iam diu agitabatur, ad conventionem pacis et concordiae mediante auctoritate nostra reduximus et hoc ordine, quemadmocum subscriptum est, ad perpetuam stabilitatem reformavimus.

.....コンラートはL,Kの両教会の叙任権、Sの城塞を大司教に譲る。両者はトリア市内において、正当なる裁判権をもつ。.....トリア市民の、coniuratioと呼ばれる共同体を解散させ、以後私の權威によって禁止した。.....castrum E.とそれが存する山を大司教はコンラートに授封する。それができなければ、Kのcurtisにおける年に10ポンドの収入をもたらしマンスを宮中伯にあたえる。宮中伯はこれを他人に授封することなく自身の手に保有すべし.....

証人：ケルン大司教ライナルト、バンベルク司教エーベルハルト、聖マクシミヌス修道院長ジゲルス、トリア大教会のデカンR、宮廷書記H、方伯L、その他の伯たち.....

アレンガには、諸侯間の平和と友好が帝国の秩序の前提だというバルバロッサの統治理念が端的に記されている。ここでも聖界諸侯と世俗諸侯の争いは、やはり仲裁・和解によって解決された。しかし自分の兄弟が当事者であったためか、諸侯の仲裁への関与は記されていない。

⑩ 1164 Ukr.1, Nr.386, DF I, Nr.449.

パッサウ司教とオーストリア大公の長期にわたる争いに対し（パルマの宮廷集会にて）諸侯たちはバルバロッサに対処を要望した。バルバロッサはザルツブルク大司教を裁判官としブリクセン、グルク司教、可能ならシュタイアの辺境伯をも加えて紛争解決、少なくとも休戦を実現するように委任した。

神の恩寵によりローマ人の常に尊厳なる皇帝フリードリヒは、親愛なるザルツブルク大司教エーベルハルトに恩寵と挨拶を。私のオジ、オーストリア大公ハインリヒとおなじく私のオジ、パッサウ司教（コンラート）の間に解決困難な不和・争いがいかに長く続いているかは、あなたの記憶からなお消え去っていない。この争いはきわめて激しくなったので、パルマの全体宮廷会議において、全王国の諸侯たちは不安に感じ、私の皇帝の手を速やかに差し伸べるようにと一緒になって請うた。この諸侯たちは自然の法によって、また私の帝権に対して負うところの忠誠によって私に結びついているので、私は彼らの正当なる請願を受け入れ、真実の擁護者にして、和解と平和を愛する人であるあなたを、裁判官に定めることにした。そこであなたの勤勉を促し、請い、またたしかに以下のように命ずる：ブリクセン、グルク司教に、もし可能ならシュタイアの辺境伯をも加え、パッサウ司教と大公に適当な場所、日を予め示し、双方の派遣した者から事情を十分に聴取し、もし可能なら呪わしい厭うべき彼らの争いを、あらゆる努力と愛をもって根本的に終わらしめるべきである。もしあなたがこのことを、如何なるやり方、工夫においても何も進めることができなければ、私がまもなくわずかな人々をつれて彼らのところに赴くか、または私の命令に従って、彼らが辺境領の境界まで私を出迎えるかするまで、彼らの安全を保障し、休戦を与えて彼らの間の平和を定めるべきである。 *quatenus assumptis viris catholicis, episcopo videlicet Brixienzi et Gurcensi et, si etiam fieri potest, marchione de Styria locum convenientem,*

diem certum et congruum praedicto Patauino episcopo et duci praefigas et suditis utriusque partis allegationibus plene et praelucide abominabiles et execrabiles lites eorum et contentiones, si unquam fieri potest, toto nisu, omni cordis et mentis affectu decisas radicitus extirpare deberes. Et si hoc nulla arte, nullo ingenio promovere potes, firmissima illorum securitate recepta et data treugua pacem inter ipsos statuas, usque nos cum paucis ad ipsos in brevi procedamus vel ipsi, secundum quod mandatum a nobis acceperint, in confiniis Marchie nobis occurrant.

この件については、Gesta archiepiscoporum salisburgensium, MG SS 11, S.82. および Regesta archiepiscoporum salisburgensium, Nr.253.に簡単な記載と言及がある（本稿Vの(3)の事例④を参照）。ただし紛争の原因は明らかではない。パッサウ司教コンラートとオーストリア大公ハインリヒは兄弟で、バルバロッサの父、シュヴァーベン公フリードリヒとは異父兄弟であった。ここでは聖俗諸侯間の紛争の解決のため、パルマの宮廷集会において他の諸侯がバルバロッサに要請を行っている。これを受けてバルバロッサは、当該地域に影響力を持つザルツブルク大司教に、仲裁を委任するこの書簡を送ったのである。また帝国東南部の聖俗諸侯の協力を得ることをも指示していることは、地域の紛争解決のための諸侯の広域的な協力関係を示唆している。アレクサンデル・シスマをめぐって当時大司教エーベルハルトとバルバロッサの関係は決して良好ではなく、同大司教はイタリア従軍を拒否していた。にもかかわらずバルバロッサは、その大司教に調停を委ねざるを得なかった。皇帝不在中のドイツにおける、有力諸侯による紛争仲裁の委任と、仲裁の手順が示されている点でも興味深い。

⑪ 1165 ユトレヒト Ukr.1, Nr.393, DFL, Nr.497.

バルバロッサはユトレヒト司教ゴットフリートとホラント伯フロレンティウスのフリースラント伯領をめぐる争いを、宮廷（裁判）およびバルバロッサに忠実な人々の助言をもって調停し、友好的な関係へと和解させた。

争いが判決ないしは和解によって解決されたことは、長い時の経過のうちに不和が再発しないよう、文書と証言によって示され、また続く子孫たちが、先人たちの状態について、悪意ある者

たちの偽りに対して、対置する根拠を持てるようにするのが、理にかなっている。Controversia, que sententia vel concordia sopiuntur, ratio suggerit, ut scriptis et testificacionibus designetur, ne forte diuturnitate temporum discordia recidiva resurgat et habeat secutura posteritas, quid de statu precedencium fratribus malignancium convenienter opponat.

それゆえユトレヒト司教ゴットフリートとホラント伯フロレンティウスの間のフリースラント伯領をめぐる争いを、私は宮廷と私に忠実な人々の助言により、平和的に終わらしめ、彼らをふさわしい友好により和解させて、信頼できるものと見なされるように、その和解の内容をすべて記すことがふさわしいと考えた。Eapropter controversiam, ...nos de consilio curie et fidelium nostrorum concorditer decidentes eosque favorabili amicicia reconciliantes dignum duximus, ut universus tenor concordie describentur, quemadmodum subnixa videntur.

(以下に14項目の和解事項が続く)

件のフリースラント伯領を等しく分割し、何れもより大きな利益を得ることがなきようにする。双方は一人の伯を選んで自分に代わって統治せしめ、この伯は皇帝から罰令権、裁判権を与えられ、司教と伯の一方に不利やより大きな利益をもたらさないようにする。双方が一人の伯を一致して選べない場合は、皇帝がかわって選ぶ。.....

司教と伯はこの全ての和解を永久に守るべく、皇帝の手の中で誓約を行い、合意した。皇帝は、この和解の強化へと、皇帝の恩寵の保持と500マルク銀の罰金のもとに両者を義務づけた。いずれかがこの和解に反し、12週以内にこれを正さなかったら、皇帝はその面前に、罰令権を与えられた伯を召喚し、彼と、双方から3人ずつ選ばれた証人から、何れがこの和解の破壊に責任があるかを調査する。この7人は真実を語ることを誓約する。この7人によって、ないしはその多数によって有罪とされた側は、20週以内に500マルク銀を皇帝の金庫に納め、その罪をふさわしく償う.....

おそらくユトレヒトの宮廷集会における皇帝と諸侯の仲裁によって成立した和解契約である。この冒頭の *sententia vel concordia* は紛争解決の定型句的表現であるが、やはり裁判・判決と（仲裁）和解は平行なものと考えられていた。この和解の条件は14項目に明記されているが、このような条件の詳細な文書化と同時に、新たに不和が生じた場合に双方から選ばれた人々からの調査と、和解に反した者の処罰が規定さ

れている点でも、後段で述べる、13世紀の諸侯の和解・同盟文書に一步近づいたものと言える。なお本文の「私の nostrorum 忠実な人々」は、Ukr.では異本の「彼らの eorum」を採用している。その場合には、当事者の家臣も仲裁に加わったことになり、この点も13世紀の紛争仲裁規定にしばしば見られる。

⑫ 1169 Ukr.1, Nr.402.

ユトレヒト司教ゴットフリートは彼とその教会が、近隣の貴族や、聖マルティン教会のミニステリアーレン、エクベルト・フォン・アムステルからさえも、不法を被ったことを国王に訴えた。ケルン大司教フィリップはバルバロッサの命令により両者を仲裁し、和解させた。

エクベルト・フォン・アムステルはユトレヒト司教の教会に属す賦課を自身のものとし、耐え難い不法を加えたので、司教ゴットフリートは彼を召喚して破門した。その後司教はバルバロッサにこのことを訴え、エクベルトが宮廷裁判の判決によりアハトを宣告され、大逆罪を犯した者とされるように請うた。postea tot et tantas querimonias ad audientiam domini imperatoris super eodem detulimus...iudicio imperialis curie... proscriptus et reus imperatorie maiestatis fuerit...

ケルン大司教フィリップはバルバロッサの命令により、両者の間のあれやこれやの争いを仲裁した。tam pro hiis quam pro aliis inimiciis mediatorem se...iussu domini imperatoris interposuit. フィリップの助言を容れてエクベルトはユトレヒト司教と、かつてその前任司教ハルトベルト(ヘルベルト)と和解したのと同様な仕方で和解した。consilio cuius...eodem prorsus modo mecum reconsiliatus est...aliquando compositus fuerat. エクベルトは問題の地域で彼がレーエンとして占有していた全てのものを司教に返還し、これを息子の代まで保有しうるアムトとして与えられた。彼が不法に所有した、沼沢地や十分の一税は、無条件で司教に返還された。

(証人：ケルンとユトレヒトの聖職者たち)

ここに登場するエクベルト・フォン・アムステルとは、上掲②の1156年の事例に登場するエグベルトと同一人物である。ユトレヒトの聖堂参事会(聖マルティン)のミニステリアーレンであったエクベルトが、この度は司教座教会自体との紛争に陥ったのである。ユトレヒト司教は破門という強硬手段を行使し、さらにこれを有効ならし

めるため、宮廷裁判におけるアハトの宣告を求めた。このことからエクベルトの在地領主としての実力と、司教（教会）との対立の厳しさが認識される。しかし司教の訴えに対してバルバロッサが選択した紛争解決方法は、管区大司教フィリップによる仲裁であった。後述するように、その大司教管区、下ライン、低地地方の紛争においてフィリップやその前任大司教ライナルトが、バルバロッサの委任により、あるいは独自の判断で、仲裁を行う事例は少なくない。

⑬ 1174 ハーゲナウ Ukr.1, Nr.423, DF I., Nr.628.

ローデリヒ・フォン・ダルハイムがノイブルク修道院に寄進した筈の所領が、その妻の婚資にされていることについてローデリヒの死後、寡婦と修道院は争った。裁判で決着がつかなかったので双方はバルバロッサに訴えたが、最後には協議によって合意が成立した。

.....それゆえここ彼処で幾度も裁判が行われたが、双方の訴えが私の前で聴取されるべくもたらされた。私は裁判によりこの問題を解決することを望み、ついに協議によってかくのごとき条件で合意に至った。 *Multis igitur hinc et inde placitis frustra peractis utriusque partis querimonia coram maiestatis nostre audientia deportata est. Nobis itaque predictam causam ordine iudiciali terminare volentibus tandem ex consilio in hunc modum convenerunt.* 件の寡婦は修道院の好意により終身でかの土地を保有するが、毎年修道院に貢納する。その死後、土地は修道院の所有となる.....

当事者双方は、裁判で解決困難であった係争を国王にもたらししたが、しかし結局は仲裁・和解によって解決された。裁判から仲裁・和解への移行の例である。国王の下に訴えられた紛争をどのように解決するかは、原則的に国王自身が判断したのである。

⑭ 1178 Ukr.1, Nr.440, DF I., Nr.770.

マウルブロン修道院とヴェルナー・フォン・ロスヴァークの間のクニットリンゲンの教会をめぐる争いは、多数の証人のもとに双方の同意にもとづき友好的な和解によって収拾された。バルバロッサはヴェルナーの死後紛争が続かないように仲裁を引き受け、双方はすすんで国王の仲裁

を受け入れた。

.....私はマウルブルンの教会とヴェルナー・フォン・ロスヴァークの間で長く続いた争いを、友好的な仲裁（和解）により両者の合意を得て、多数の人々を証人として、解決すべく引き受けた。私はこの争いがマルスによってより激しくならぬよう、双方を仲介することにより交渉をおこなわせるよう努めた。そしていずれの側も自発的に私の仲裁を受け入れ、自身のものと見なしていた全ての権利を私に委ねたので、私は件の修道院の主張を尊重し、修道院側をまったく正当と認識し、思慮ある人々の共通の助言により、係争中の叙任権を修道院が永久に所有するものと認めた。Controversiam igitur, que inter Mullenbrunnensem ecclesiam et Wernherum de Rossewag de ecclesia in Cnuttelingen iam dudum agitata est, amicabile compositione terminandam ex utriusque partis assensu sub plurimorum testimonio suscepimus. Nos enim ne lis suo Marte acrius procederet, partes nostras interponendo ad transactionem faciendam libenter studuimus. Cum igitur utraque pars spontanea voluntate ad arbitratum nostrum recurrent et quicquid iuris habere videbatur, in nos ultro transtulerit, nos prefati monasterii allegationes et aminicula perspicaciter attendentes partem ipsius usquequaque iustam esse cognovimus sicque ei et ecclesie inversituram, de qua contentio habebatur, perpetuo iure possidendam communicato consilio prudentum assignavimus, ...この私の決定以前にいずれかの側によってなされたことは、私に対してなされた合意の効力により、無効なものとして取り消す。ヴェルナーはこの決定を快く受け入れ、その権利を放棄した。この決定は多くの敬虔で賢明なる人々の面前で行われ、あなたたち（シュパイア司教たち）もその証人となりうる。

文書形式としては、皇帝が仲裁結果を、ヴェルテンベルクのシトー派修道院であるマウルブルンのフォークタイを有したシュパイア司教と聖堂参事会に知らせるというものであるが、国王証書集の編者によれば、偽文書の可能性は否定できない。仮に真正文書であるとすれば、バルバロッサが、（宮廷の）多くの人々の協力、助言により教会と俗人の叙任権をめぐる争いを仲裁し、その際、修道院側の証言者の証言などが尊重された。バルバロッサは両者を交渉の場に置くことに尽力し、バルバロッサの裁定は、両者が彼の仲裁を受け入れることを前提とした。

⑮ 1178 コルマール Ukr.1, Nr.442, DFl., Nr.777.

ブザンソン市民と大司教の死亡税をめぐる長期の争いに対して、バルバロッサは同市に滞在中に、この貢納の緩和等を提案して仲裁を行い、6項目の和解契約により合意が成立した。

上位の権力が下位の者たちを圧迫したり、下位の者たちによる変更が権力に対して服従とよき慣習の義務を拒否したりすることがなきように、皇帝の慈悲は団体であれ個々人であれ、忠実な者たちにその権利とよき慣習を保護するのが習わしである。.....私がブザンソンに滞在していた折り、大司教エーベルハルトと市民の間に、死亡の際に徴収されるので、法では死亡税と呼ばれ、大司教が市民の死亡の際に慣習的に要求していた貢納をめぐる、深刻な対立が生じているのを知った。そこで私は双方を仲介し、この慣習をより緩和することにより、長く続いているこの争いを和解させるよう努めた。そして前述の都市が大司教との永久的な平和の安寧により繁栄するよう願って、この争いについて双方の、すなわち大司教とその市民の合意により取り決め、私の権威により強固にしたところの決定を、現在及び未来の帝国臣民全てに知らしめる。Inde est, quod, dum Bisuntium venissemus, inter archiepiscopum Eberhardum et cives suos gravem invenimus discordiam super quorundam proventuum genere, quos leges appellant caducum, eo quod casu morientium provenire solent, quos etiam idem archiepiscopus a civibus suis morientibus exigere consueverat, et partes nostras curavimus interponere et agitatam diu dissensionem temperata consuetudinis illius austeritate in concordiam revocare. Et quoniam prefatam civitatem cum suo semper archiepiscopo perpetua pacis quiete florere cupimus, notum omnibus imperii nostri fidelibus tam futuris quam presentibus facimus instituta, que super huius negotii controversia ex consensu utriusque partis, archiepiscopi scilicet et civium suorum, ordinavimus et firmo nostre auctoritatis precepto stabire curavimus...

(6項目の合意事項)

この条項は、大司教、市民の双方の合意によって承認されたものであるから、これを私の権威によって確かなものとし、永久に維持すべく命じ、これに違反したものには10ポンドの罰金を科す...

バルバロッサの時代には聖界諸侯である都市領主と、その支配権を制限しようとする市民やミニステリアーレンとの間の紛争が頻発している。その場合のバルバロッサの仲裁は都市領主側に有利な内容となるが多かったが、ここでは市民に有利な裁定が行われている。しかし双方の合意による決定であることが強調され、その遵守義務の根拠とされている。

⑯ 1179 Ukr.I, Nr.444, DF I, Nr.782.

オーストリア、ベーメン両大公の長期にわたる境界争いに対し、バルバロッサはエガーの宮廷集會に両者を召喚し、諸侯の助言により境界が設定された。両ラントの識者、大公はこれに同意し、従来の争いにおける要求を放棄した。

有力者が自身の支配権と支配領域の境界を無視し、また正当な範囲を超えて拡大することほど、大きな紛争を引き起こすものはない。それゆえ私は、オーストリアとベーメンの両大公領の境界をめぐってすでに長く続いている争いを収め、双方の大公領に裁判権の境界を、ある境界線を持って定めることがふさわしいと考えた。そこで私の親族であるオーストリア大公レオポルトとベーメン大公フリードリヒを私の前に召喚し、エガーの宮廷において帝国諸侯たちの助言により両大公領を分かち、境界を公にすることにより両大公領を画定した。それによってこの境界が、両地域の識者、有力者に適切なものとして納得され、双方の大公の同意により承認されるよう、またこの境界が彼らの後継者によっても永遠に維持されるべく受け入れられるよう、さらに、これまでの争いによっていずれかの側により獲得された権利は、放棄されるように。 Evocatur igitur ad nostre maiestatis presentiam eorundem ducatum possessoribus consanguineis nostris, Livpoldo scilicet duce Austrie et Friderico duce Boemie, sic ex consilio principum imperii nostri in curia nostra apud Egeram eosdem ducatus disternavimus et institutis publice metis distinximus, ut hec distinctio prudentibus et maioribus utriusque terre tamquam omnino congrua placeret et eam uterque ducum assensu placido approbaret ipsamque sibi et suis successoribus perpetua lege servandam reciperet et ambo iuri, quod secundum anteaactam contentionem super hac causa in alterutrum habere videbantur, spontanea et manifesta resignatione abdicarent.

このことについて曖昧さが生じないように、定められたことが確かに認識され記憶されるように、

境界の名と位置を以下に記す...

この両大公領の境界を私はその皇帝の權威により確かなものとし、永久に守られるように命ず。

これに反した者は、100ポンド金の罰金を、半分は私の金庫に、半分は被害を被った側に。

証人：レーゲンスブルク司教、フォーブルク辺境伯、レーゲンスブルクのブルクグラフ、パイ
ルシュタイン伯、宮中伯オットー・フォン・ヴィッテルスバハ、モラヴィアの伯オットー、....
(その他、両大公領の貴族たち)

中世の境界紛争は、最も解決の困難な問題であり、村落、在地領主、領邦のいずれのレベルでも、当事者と当該地域の人々の証言、合意によって境界を確認すること以外に、適切な解決方法はなかった。とりわけ帝国諸侯の領域境界争いは、領邦・領域政策の本格化にともなう紛争として、バルバロッサ治世の後半期には大きな問題であった。この時期にはハインリヒ獅子公に対する訴訟も始まろうとしており、諸侯の一致した協力バルバロッサにとって不可欠であった。下オーストリア北部におけるオーストリアとベーメンの両大公領の境界紛争は、この森林地地域における開墾植民と在地領主支配の飽和化にともない、当時頻発していた。³⁾ 境界紛争の調停という性格上、両大公領の貴族たちも、その裁定に合意している。おそらく境界地域の在地領主たちであろう。ところでこの両大公の境界紛争については、両大公やその他の諸侯からのバルバロッサへの仲裁要請は、少なくとも本証書には言及されていない。とりわけ世俗諸侯間の紛争においは、当事者の自力救済的な志向が強かったと言えるかもしれない。

⑪ 1180 ハルバーシュタット付近 DFI, Nr.799.

ケルン市民が同大司教フィリップの禁止に反して壁と堀、建物を設けたことから生じた両者の争いは、諸侯の助言にもとづく皇帝の仲裁により、具体的な和解条件をもって収拾された。

.....ケルン大司教とケルン市民の間に、大司教の禁止に反して市民が防備のために設けた壁と掘り割り、そしてリンパート（ラインプファート）と呼ばれる河岸および市場、その他の公共の場所に、大司教とその前任者の許可なく設けたものと考えられる建物をめぐって起こった争いは、

諸侯の助言をもって行われた私の仲裁により、収拾された..... (和解の条件)

discordia inter dilectum nostrum Philippum Coloniensem archiepiscopum et cives Colonienses exorta tum super callo seu fossato, quod contra prohibitionem eius ad munitionem facere presumpserant, tum super edificiis, que in ripa, que Limpat vocatur, et in foro seu in alio loco publico sine auctoritate sua et suorum predecessorum edificata noscebantur, arbitrio nostro communicato principum imperii consilio omnimodis conquievit paceque reformata omnifariam exspiravit..

この国王証書は、先だって作成された大司教と市民の7月27日付けの和解契約書(Ukr.1, Nr.45に抄録)を改めて確認するものである。この和解契約の証人にはケルン大司教座の高位聖職者、ライン宮中伯やリンブルク大公、ユーリヒ伯らの下ラインの諸侯、貴族、ケルンの参審人、市民など数十人が名を連ねている。バルバロッサの仲裁は「諸侯の助言をもって(と共に)」行われた *arbitrio nostro communicato principum imperii consilio* とあることから、バルバロッサの仲裁が、当事者、関係者の他、下ライン地方の有力者たちの意志によって支えられたことがわかる。ハルバーシュタット付近の宮廷集会におけるその確認の証人としては、マクデブルク大司教ヴィヒマン、ブレーメン大司教シフリドゥス、マーストリヒト、ヴェルツブルク、ヴォルムス、シュパイア、ノイエンプルク、メアゼブルク司教、ライン宮中伯、エンゲルン・ヴェストファーレン大公、マイセン、ラウジッツ辺境伯など多数の聖俗諸侯が記されているが、当然ながらケルンの市民や聖職者は現れない。

⑱ 1182 エアフルト Ukr.1, Nr.466, DFL, Nr.835.

ヘルスフェルト修道院長ジークフリートとテューリンゲン方伯ルートヴィヒのレーエンをめぐる争いを、両者の求めにより、バルバロッサが仲裁した。

皇帝の権威によって私の前でなされたことは、裁判の判決によって決定されたことであれ、仲裁によってなされたことであれ文書の記憶に委ね、将来において当事者が、裁判に対して、あるいは和解契約に対して反駁できないように、私の権威によって保護するであろう。 *ut ea, que*

auctoritate imperiali in presentia nostra geruntur sive iudiciali sententia decernantur seu compositione transigantur, litterali memorie commendemus et, ne in posterum partes iudicio vel pacto refragari valeant, auctoritatis nostre munimine robaremus.

それゆえ現在、未来の人々に次のことを知らしめる。私は両当事者の求めと平和維持への王権の義務により、ヘルスフェルト修道院長ジークフリートと、私の甥のテューリンゲン方伯ルートヴィヒの間の、後者の兄弟、伯ハインリヒが同修道院長より保有していたレーエンをめぐる長い争いを以下のように収拾した。...nos interpositione partium nostrarum et debiti ad pacem officii litem illam, que inter dilectos nostros Sifridum abbatem Hersfeldensem et nepotem nostrum Ludhewicum lantgravium Thuringie diu agitata est super feodis et beneficiis, que bone momerie comes Heinricus frater eiusdem lantgravii ab abbate Hersfeldensi tenuit, hoc modo sopivimus...同方伯は件のレーエンを保有し、その死後、所有者がなかったら、同修道院長がすぐに所有する...この取り決めが確かなものとなるように、方伯は私と私の息子、国王ハインリヒ、そして修道院長の右手に、誓約保証人と加え、証人をも加えて、この和解に決して違反しないことを約束した。

冒頭の一文は、皇帝の下で行われた裁判・判決*iudicialis sententia*と仲裁・和解*compositio*が等しい価値を持つこと、また国王はその双方の結果に対して責任を負い、これを保証しなければならないことを唱っている。この場合にはバルバロッサは、両当事者の依頼により、自身で仲裁を行ったようにみえる。

① 1182 マインツ Ukr.1, Nr.464, DF I., Nr.825

バルバロッサはカンブレ司教の訴えにより、諸侯の判決に従ってカンブレ市民の共同体を廃止し、司教に都市に対する支配権を諸高権、伯権、その他の権限、とりわけプロプスト（プレヴォ）とシェッフエンの任命権とともに確認した。

.....私は問題の真相を知り、市民たちの共同体が私と私の前任皇帝、国王たちの特許状に明らかに反し、また親愛なる司教の権限に重大な損失を加えるものであることを考慮して、この共同体を私の宮廷の裁判により廃止し、また諸侯の評決により、私自身が断罪し、破棄せしめ

た。...Quarum veritas cum nobis innotuisset et perpenderemus, quod illorum communio nostris et antecessorum nostrorum imperatorum seu regum privilegiis plane adversaretur, dilecti etiam principis nostri prefati episcopi dignitati plurimum derogaret, eandem communionem iudicio curie nostre abiudicavimus et ex principum nostrorum sententia ore proprio dampnavimus atque destruximus...

証人：ケルン大司教，ミュンスター，シュパイア，メッツ，ユトレヒト司教，カンブレの聖職者，フルダ修道院長，バイエルン，シュヴァーベン，レーヴェン大公，フランドル伯，ライン宮中伯，宮中伯オットー・フォン・ヴィッテルスバッハなど。

カンブレ市民の（誓約）共同体を禁じ，司教の都市支配権を承認した宮廷裁判の判決は，カンブレに近い聖界諸侯らによって導かれ，承認されたが，次の証書に示されるように，2年後には再調整が必要となった。

② 1184 ゲルンハウゼン Ukr.I, Nr.472, DF I., Nr.858.

バルバロッサはカンブレ司教と同市民の都市統治，慣習，市の法的地位をめぐる長い争いを調停しようとし，諸侯，その他の思慮ある人々の助言によって，25項よりなる法規定を確認した。

皇帝の公正さと，慎重な協議によってなされた諸侯の思慮は，疑わしい，そしてその難しさのゆえに重い問題に対しては忍耐を持つように，また問題が多岐に亘ることが諸侯を不快にし，時間の浪費のゆえに，裁判官に判決への拙速を強いることなきようにすべきである。Equitas imperatorie maiestatis et eius deliberatis principum consiliis librata discretio hanc in rebus dubiis suaque difficultate gravibus debet habere patientiam, ne dissona causarum et casuum varietas generet principi fastidium nec dispendiosa temporis consumptio indicem cogat properatam ferre sententiam. また皇帝は事情聴取においては入念を心がけ，あらゆる争いをふさわしく終わらしめる判決の宣告においては，慎重を期すべきである。にもかかわらずまた，当事者の合意によるふさわしい和解と，よき人の仲裁によって，対立を宥和し，友好よりも憎しみに傾く心の間に，真の平和と確固たる和解を回復することは，皇帝の慈悲にふさわしい。Decet enim imperatorem in audiendis allegationibus sapientem accomodare diligentiam et in promulgatione sententie, qua

omnis controversia iusto fine clauditur, prudentem sollertiam adhibere. Nichilominus quoque serenitatem imperialis clementie decet, ut hinc inde temperata transactione consensu partium et arbitrato boni viri discordes consonare faciat et inter corda plus odiis quam amicitie studiis inclinata veram pacem firmamque concordiam restituat. それゆえ現在、未来の人々は次のことを知るべし。カンブレ司教ロジェと市民たちは市の統治、慣習と法のために長く激しく争っており、私が誠実な和解のために（皇帝として）なすべき尽力を行ったところ、ついに神の慈悲の導きにより、敵対心は双方の心から去り、両者の合意によって争いは私の手へと委ねられたので、以下の慣習法を都市の法、統治、よき状態のために私の権威により、諸侯と思慮ある人々の助言を通じて承認するものである。これらが彼らにより、永久に忠実に遵守されることを、皇帝の権威により命ずる。...quod cum dilectus princeps noster Rogerus episcopus Cameracensis et fideles nostri cives Cameracenses pro regimine et consuetudinibus ac iure civitatis sue diu graviterque dissentirent et nos debitam operam ad honestam compositionem deberimus, tandem divine nutu misericordie, a quo omne datum optimum, fugatis a cordibus utriusque partis simultatibus et litibus controversie per concordiam partium in manum nostram positis has eis consuetudines pro legibus et regimine bonoque statu civitatis auctoritate nostra per consilium principum et prudentum nostrorum indulgimus, quas ab eis in perpetuum fideliter observari imperatorie maiestatis virtute iubemus...

（以下、25項目にわたる法規定）

証人：マインツ大司教、ミュンスター司教、カンブレ司教、宮廷プロトノタリウス、シュバイアの聖ゲルマン参事会教会プロプスト、カンブレ大教会のデカン、同参事会員、シュヴァーベン大公、テューリンゲン方伯、その他の伯など。

前掲1182年の証書にあるように、同年のマインツ宮廷裁判においてバルバロッサは、諸侯判決に基づいて市民の誓約共同体を禁止し、司教の都市支配権を確認したのであるが、都市自治をめぐる紛争はそのような一方的判決では解決されなかった。本証書のアレンガにおいて、皇帝と諸侯の判断が忍耐を要するものとし、また諸侯の判決の拙速を戒めているのは、2年前の裁定の再調整に対する釈明を含意したものとも読める。さらにここでは裁判以上に、適切な仲裁者による和解を導くことが皇帝にふさわ

しい措置であるとされ、この度はそのような和解が実現したということになる。なお皇帝および諸侯の仲裁においても、当事者双方の合意が、その前提となる。

またバルバロッサは同日、カンブレ司教にその役人の罷免権を、同市民には、聖職者や騎士、ミニステリアーレンが市内の土地家屋を購入することの禁止を確認し、同市の司教座聖堂その他の教会には、皇帝の保護と都市の賦課からの免除を確認する証書を発給している。⁴⁾ カンブレ市の紛争解決と平和に対するこまやかな配慮を感じさせる。にもかかわらずカンブレ司教と市民の対立は解消せず、なお13世紀にも繰り返して国王宮廷裁判で解決が図られている。⁵⁾

⑪ 1185 Ukr.1, Nr.480, REK 2-1223.

ケルン大司教フィリップは、ある文書の曖昧な内容のために生じたニヴェレの教会とフィラーズ修道院の所領と裁判権をめぐる争いを、皇帝の権威と自身の権限にもとづき、双方の合意によって収拾した。...domini imperatoris auctoritate freti et nostra, partibus eciam suum ad hoc assensum inclinantibus, litem iuste sopivimus,...

上掲⑪の事例と同様にケルン大司教フィリップは、おそらく皇帝の委任ないし承認を得て仲裁を行ったのであろう。しかし皇帝の権威とともに大司教自身の権威により、と記されているのは、大司教の仲裁の自発性、自律性を示唆するようでもある。

⑫ 1187 ヴァルハウゼン DFL, Nr.965.

バルバロッサは仲裁裁判官として、アウクスブルク司教ウダルシャルクと当地の聖モーリッツ参事会教会の参事会員との間の、プロプストの選出権をめぐる争いにおいて、ハインリヒ・フォン・ブレンツのプロプストへの選出を承認し、同司教の存命中はその助言により、またその死後は参事会員が自由に選出を行うべしとした。

裁判によれ、和解によれ、私の面前で行われた争いごとの和解は、適切に決着したことがその効力を維持するように、また和解に至ったことがふたたび争いにならぬように、記憶を文書にすることが必要である。Causarum compositiones earum maxime, que coram nobis finem accipiunt,

sive per iusticiam sive per transactionem terminentur, necesse duximus scriptis memorialibus inserere, quatinus, que rationabiliter decisa fuerint, status sui vigorem obtineant et, que ad pacem sunt, in litem iterato non convalescant. それゆえこの文書を見る全ての人々に次のことを知らしめる。すなわちアウクスブルク司教ウダルシャルクと当地の聖モーリッツ参事会教会の参事会員との間の、参事会教会のプロプスト職をめぐる長い争いにおいて、参事会員たちは彼らの自由な選出を主張し、私のカペランであるハインリヒ・フォン・ブレンツをプロプストに選んだ。他方、司教はハインリヒ・フォン・エメルザッハーを、参事会員たちの同意や選出なしにプロプストとした。そしてようやく、仲裁による和解の試みが、両者の間に入った。前述の司教と参事会員たちは私の仲裁に服し、このことに関して私の仲裁が導く裁定について進んでこれを受け入れ、いかなる異議、不平をもとなえることなく、尊重し、納得するであろうとした。 ...talis per transactionem tandem intercessit compositio. Predictus episcopus et canonici nostro se submittentes arbitrio in manus nostras voluntarie compromiserunt decisione, quam nostrum super hoc deliberaret arbitrium, sine contradictione aut remurmuratione qualibet se fore contentos. そこで私は、司教にもその主張を認め、また件の教会と参事会員たちにも、選出における正当性が守られるように、私に忠実な人々の助言により慎重に配慮し、この不和を和解の平和によって終結せしめた。Unde nos consilio fidelium nostrorum accuratius providere volentes, ut tam episcopo in parte ista deferretur quam etiam predictae ecclesie et fratribus sua in electione conservaretur iusticia, prehabitu omne discidium hac transactionis pace terminavimus.

(和解の条件).....

誰もこれを損ない、将来反対を試みることもないように、この和解の内容を当文書に記さしめ、私の印璽を付して保護し、皇帝の権威により保護し、決定することを命じた。

両当事者がバルバロッサの仲裁裁定に異議をさしはさまずに服すことを決めた（おそらく誓約した）とある。このような裁定の受容・遵守を前提とした仲裁の委任は、13世紀に広く行われる仲裁裁判 Schiedsgericht を思わせる。もちろん実際の仲裁内容は、参事会のプロプスト選出権を承認しつつも、司教への一定の譲歩も示し、双方の利益と体面を守ることに留意したものである。

②③ 1187 Ukr.1, Nr.504.

ガンダースハイム女子修道院長アーデルハイトはフォークト、ヘルマンの不当な要求をバルバロッサに訴え、バルバロッサより委任されたヴェルティンゲローデ伯ボルハルトは、ミニステリアーレンの証言によってフォークトの権限を確認、ヘルマンの越権行為を禁止した。

...バルバロッサはヴェルティンゲローデ伯ボルハルトをフォークトとして、法と皇帝の全権委任にもとづき、ヘルマンの不法を除くよう依頼した。ボルハルトは兄弟の伯ホガー、およびヴェルト伯ディートリヒとともにガンダースハイムに赴き、女子修道院のミニステリアーレンを召集して、怖れや愛顧、憎しみによって隠すことなく、フォークトの権限について自身が知るところ、また昔人から聞き知ったところを誠実に公にするよう命じた。...iura Gandersemensis advocatiae, sicut ipsa se in veritate haberent et sicut ea a progenitoribus et antecessoribus suis intellexissent et vidissent et quantum ad eos ipsi inconcusse obtinuissent, publice et fideliter explicarent. 彼らは院長の出席のもとに、フォークタイとフォークトの権限を以下のように確認した.....（9項目にわたるフォークトの権限の規定）.....この証言を基に、伯ボルハルトはヘルマンのフォークタイを承認し、ヘルマンはこの証言に従い、その権限を越えないことを約束した。

この事例ではバルバロッサは、ボルハルトに仲裁を委任し、ボルハルトはおそらく自身の判断でミニステリアーレンに証言（判告）を行わせた。それによって、修道院側が同意しうるフォークトの権限を確認したのである。いわば現地の人々の判告によって紛争を仲裁するという新しい方法が見てとれる。同じように既に1152年のサン・レミ修道院とフォークトの争い、そして1175年のノイブルク修道院と下エルザス方伯の争いにおいても、バルバロッサは修道院の訴えにより使者を派遣し、修道院の領民から、彼らの法、権利について証言させている。⁶⁾ ただしバルバロッサによって、こうした仲裁方法が制度化されることはなかった。

②④ 1187 マインツ Opll,F., *Friedrich Barbarossa*, 1990, S.160; Ders. *Stadt und Reich im 12. Jahrhundert(1125-1190)*, 1986, S.101.

国王ハインリヒ6世は、バルバロッサとケルン大司教フィリップの長年にわたる争いを仲裁し

た。マインツの宮廷集会において大司教はバルバロッサに恭順を表し、ケルン市は 2260 マルクの課金と市門の一部破壊、堀の一部埋め立てを罰として課された。⁷⁾

②5 1188 ライスニヒ DFL, Nr.981.

バルバロッサはリュューベック市と、シャウエンブルク伯アドルフ、ラッツェブルク伯ベルンハルトの間の争いを仲裁した後、市域の境界を画定し、都市の諸特権（市参事会の権限、裁判権など）を承認した。

そもそも私はその地位により、臣民の間に争いが生じたことを知るや、仲裁によりこれを取り除き、一人の意志に服する者たちが、不和の火種によって分かれたれてしまうことのないように尽力しなければならない。Dignitatis nostre ratio deposcit, ut, quotiens ortam inter fideles nostros discordiam intelligimus, nostra eam mediatione precipiamus, ne, qui unius parent voluntati, eos contingat per dissensionum fomenta distrahi. それゆえ、私の臣たるシャウエンブルク伯アドルフとラッツェブルク伯ベルンハルトがリュューベック市民たちに対して、境界とその権限について訴えたので、両者を私のもとに召喚し、入念に事情を聞き、争いの原因を認識した。そして双方の間によき平和を誠実に維持するため、真実の尊重と、妥当な協定の合意によって、前述の伯たちを説得し、各々が要求していた権利を私の手に委ねさせ、彼らの同意によってこれを、前述の都市の住民たちに、以後妨げられることなく所有すべく与えた。

Cum igitur fideles nostri comes Adolfus de Scowenburch et comes Bernardus de Racesburch causam agerent adversus burgenses nostros de Lubeke super terminis et usu finium suorum, nos partes in presentia nostra constitutas diligenter audivimus et intellecta litis materia pro bono pacis inter eos fideliter conservando predictos comites reverentia veritatis et rata pacti conventionione induximus, quod uterque ius, quod ipse petebat, in manu nostra resignavit et nos illud consensu eorum predictae civitatis habitatoribus tradidimus sine aliqua deinceps perturbatione possidendum... (境界の確認と都市への特権)

本証書は1226年以前の改竄である。しかし証書の編者によれば本（改竄）証書は、1188年にバルバロッサが与えた真正の証書に、市参事会の、全ての都市法令に関する

裁判権や、貨幣検査権などの項目を挿入したものであり、証人リストを含めたそれ以外の叙述はオリジナルの正確なコピーである。建設者にして保護者であるハインリヒ獅子公の失脚後、自立化の道を歩み始めていたリューベック市にとって、周辺諸侯との領域を含めた関係の調整は、重要な課題であった。アレンガでは端的に、仲裁による帝国内の紛争解決を国王（皇帝）の義務と述べ、また仲裁ではバルバロッサ自身が双方の主張を聞き、両伯に譲歩を強いた。以後リューベックとシュタウフェン王権の結びつきは強まっていく。

②⑥ 1190 Ukr.1, Nr.522.

ゼルツ修道院院長ヘルムヴィヒは、同修道院と聖ヴァルブルク修道院の十分の一税をめぐる長期の争いが次のように解決されたことを知らしめる。

ゼルツ修道院の前任院長オットーは、同修道院が十分の一税徴収権をもつ森林地区に建設されたヴァルブルク修道院が、十分の一税を納めないことを、教皇特使に証書を示して訴えたが、オットーの死後、この解決は教皇特使の同意によりバルバロッサに委ねられた。十字軍のために準備中のバルバロッサはこの紛争を、6人(ヴァイゼンブルク修道院長、ノイブルク修道院長、シュパイアの首席司祭、フォークト、ハーゲナウのシュルトハイス、その他の俗人領主1人)の信頼できる人々に委ね、彼らがその共通の判断によって決定することを双方が受け入れることを義務づけた。 Qui mox eandem causam transposuit in viros discretione precipuos, ea scilicet ratione, ut quicquid inde communi deliberatione statuissent, pars utraque ratum haberet.

下ライン地方の両修道院の十分の一税をめぐる争いが、教皇特使からバルバロッサに移された事情は不明であるが、何れにせよ1189年5月に十字軍に出発するバルバロッサには自身でこの問題に関わる余裕はなかった。仲裁者は聖俗の6人で、その仲裁裁定への服従が義務づけられていることから、この委任は、13世紀には制度的発展を遂げる仲裁裁判としての性格を有したと考えられる。バルバロッサの十字軍出発後、裁定結果の執行には国王ハインリヒ6世が関わった。

Ⅳ フリードリヒ・バルバロッサ時代の紛争解決と政治秩序

(1) 裁判と仲裁

Ⅲでは事例を挙げて個別的にコメントを加えてきたが、ここで再度バルバロッサ統治下における紛争解決の特質を総括的に確認しておこう。

バルバロッサのもとで行われた仲裁・和解を、裁判をも含めた紛争解決手段全体の中で客観的、量的に位置づけることは難しい。ここで指摘できるのは次のような点である。いくつかの証書では紛争解決手段としての裁判と仲裁・和解を、同じ重要性をもつものとして併記している(⑪⑬②②)。また⑬では当事者がバルバロッサに委ねた紛争は、その下で裁判から仲裁に移行し、和解が成立している。⑩ではバルバロッサはザルツブルク大司教を「裁判官*iudex*」に任じたが、委任された内容は明らかに仲裁である。⑪⑫のカンブレ司教と市民の間の対立に際しては、すでに指摘したように、「皇帝は……争いをふさわしく終わらしめる判決の宣告においては、思慮をはたらかせるべきである。にもかかわらずまた、当事者の合意によるふさわしい和解と、よき人の仲裁によって、対立を宥和し、友好よりも憎しみに傾く心の間に、真の平和と確固たる和解を回復することは、皇帝の慈悲にふさわしい」として、司教のための一方的な判決を棚上げにするかのように、あらためて仲裁を行った。これらの事例より、裁判と仲裁はすくなくとも対等の紛争解決手段であり、バルバロッサは状況に応じて両者を選択し、また転換したといえよう。

なお上掲26例は前述のように、バルバロッサの証書および国王宮廷裁判の証書要録のうち、仲裁に関わるもののみである。証書要録はバルバロッサの治世における200点余りの文書を採録しているが、そのうち明らかに仲裁を示す事例(上掲26例を含めた三十数例)を除いても、その他の全てが判決結果を示す文書というわけではなく、そこには宮廷裁判の活動にかかわる様々な文書が含まれている。とはいえ判決にかかわる証書が、数的には仲裁関係文書を上回ることは明らかである。では判決の対象となった紛争とはどのようなものか。この点について仲裁対象となった紛争とのカテゴリカルな区分は不可能である。いくつかの特徴を挙げるなら、紛争当事者が提示する

国王証書により権利関係が明確である場合、帝国領、帝国レーエン、帝国諸侯領など帝国の利害、国制に直接かかわる場合などは、「諸侯の助言と判決」により決定が下されることが多い。この他、帝国司教・修道院と在地領主、フォークトの争い、都市領主（司教）と市民の争いも、諸侯の判決により、司教（都市領主）に有利な決定が下されることがあるが、同様な紛争について前掲の②⑫⑭⑮⑰⑳では仲裁が行われている。これらの紛争における解決方法の選択は、何れかの原則によるのではなく、やはり訴えを受けたバルバロッサが、自身と当事者の状況、政治的影響などを判断して行ったと考える他はない。

（２）諸侯・貴族の役割

カンプは、国王の仲裁行為は、判決を導く諸侯の影響力が強い裁判と異なり、国王が自身の裁量でなしえたゆえに国王にとってより重要であったと述べる。¹⁾ たしかに国王は最高の裁判官であり、また最も期待される仲裁者であった。バルバロッサの証書には、帝国における平和維持者としての国王、皇帝の義務が神寵に由来するものとして唱われている。キリストが神と人間の間の仲裁者であったことに鑑みて、仲裁はキリスト教的王権にふさわしい行為であるとする観念はたしかに存在した。しかし実際には、国王の仲裁がしばしば諸侯の助言と協議に基づいて行われたことは、上掲の事例からも明らかである。もちろん国王に訴えられた争いについて、その解決手段を選択することは国王の自由裁量に委ねられていた。しかし、裁判・判決を示す証書において、判決が諸侯の助言、合意によって導かれたことを意味する文言が頻出していることはすでに述べたが、仲裁においても諸侯の協力は、その成否を左右する重要なファクターであったと思われる。上掲の26例から、宮廷集会の混乱を示す叙述史料①、バルバロッサの命令書である③④を除いた23例のうち、⑨⑬⑮⑱⑲ではバルバロッサの仲裁をサポートした者への言及はないが、②⑤⑥⑦⑧⑩⑪⑫⑭⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔の17例では、諸侯、その他の貴族、聖職者が仲裁に関わっている。²⁾ その多くは「諸侯（忠実なる人々、思慮ある人々、宮廷）の助言により consilio principum(fidelium, prudentum, sapientum, curie)」 「諸侯の立ち会いの下に principum presentia」などの簡

潔な定型的表現に留まっているが、②では4人の在地貴族が、⑦⑩⑫⑮では聖界諸侯が、⑳では6人の高位聖職者や貴族がバルバロッサより委任された仲裁者として、紛争解決の主役を担っている。バルバロッサの仲裁行為において、諸侯や聖職者、在地貴族は、しばしば実質的な役割をも担っていたのである。

(3) 諸侯による仲裁

国王は最高の裁判官にして仲裁者ではあったが、実際には紛争仲裁を諸侯に委ねることも多かった。その際、10世紀のオットーネン時代以来中心的な役割を担ったのは、(大)司教や修道院長たちである。とりわけ司教の仲裁行為は、帝国司教としての王権との密接な関係に基づく権威と、高位聖職者の教養や信望、言語能力によるものであるが、こうした司教の平和のための活動は、聖人的司教にふさわしい行為として司教伝においても称揚されている。³⁾ 叙任権闘争以後は、世俗諸侯も仲裁行為を行うようになるが、バルバロッサの時代には、やはりフライジング司教オットーや、マクデブルク大司教ヴィヒマン、ケルン大司教ライナルト、フィリップら聖界諸侯の活躍が目立つ。イタリアの帝国書記局長官でもあったケルン大司教ライナルト・フォン・ダッセルは、イタリアにおいても都市や教会の間の紛争を仲裁している。国王証書にはないが、ライナルトは1160年にはバルバロッサの命令により、ユトレヒト司教ゴットフリートとそのミニステリアーレンのフォークタイをめぐる争いを仲裁した。⁴⁾ また上掲事例⑫⑮のように、後任の大司教フィリップも、ユトレヒト司教と在地貴族の争いなど、しばしば低地地方の教会関係の紛争を仲裁した。⁵⁾ フライジング司教オットーは、1155年にバルバロッサに対する反抗を企てたベーメン大公、ザクセンのノルトマルク辺境伯、ライン宮中伯などとバルバロッサの仲裁を行う自身をmediatorと称している。⁶⁾ ドイツ東南部の紛争仲裁においては、ザルツブルク大司教の役割が大きい。⑦⑩はその例であるが、とりわけ⑩では、イタリア滞在中のバルバロッサは、オーストリア大公とパッサウ司教の紛争仲裁を大司教に委任し、同時に他の属司教や世俗諸侯の協力をも指示しており、(聖俗)諸侯間の紛争仲裁における管区大司教の役割および、広域的な諸侯間協力の重要性が示されている。世俗諸侯の仲裁行為としては、

1167年にザクセン貴族とハインリヒ獅子公の紛争を収拾するために、バルバロッサによりマインツ大司教とともにベルトールト・フォン・ツェーリングゲンが派遣された事例がある。⁷⁾

(4) 仲裁における国王と諸侯の相互関係

すでに上掲史料の一部からも窺えるように、諸侯の仲裁活動は、必ずしも国王の委任により、その意向に沿って行われたのではない。ザリア末期以来、諸侯は、貴族間の紛争のみならず、国王と諸侯の紛争をも自発的に調停し、国王に平和の名において和解を強要することもあった。国王と争った貴族はしばしば国王に影響力を持つ諸侯に、和解と恩寵回復のためのとりなしを要請した。こうした事例はバルバロッサとロンバルディア都市の紛争においても頻出する。⁸⁾ 紛争仲裁に関する国王と諸侯の関係においてまず指摘すべきは、国王および聖俗諸侯は、相互に争い、かつ仲裁しあう関係にあったことである。この点を上掲史料以外の事実をも加えて確認しておこう。

フライジング司教オットーは上述のように、バルバロッサとベーメン大公ら叛乱を企てた諸侯の間の仲裁を行い、⁹⁾ 他方で上掲事例⑤のように、オットーとハインリヒ獅子公のバイエルンにおける市場等をめぐる争いは、バルバロッサが仲裁した。前述のようにケルン大司教は度々下ライン、低地地方の教会関係の紛争を仲裁したが、自身が当事者として関わる紛争は、上掲事例⑦のように、バルバロッサの仲裁によって収拾され、また他の諸侯によって仲裁されることもあった。1180年代には大司教フィリップはバルバロッサと、領邦政策的な利害から深刻な対立関係に入ったが、②④のように1187年にバルバロッサの息子、国王ハインリヒ6世（或いは教皇特使と諸侯）によって調停された。

ロイターが指摘するように、(大)司教は叙任権闘争後、自立的な諸侯的権力基盤を固めるにつれ、一方で王権に支えられた聖性を失うとともに、他方では世俗権力の利害関係の中に一層強く編み込まれ、様々な紛争に当事者として直面しなければならなくなった。¹⁰⁾ 同時に国王もまた、叙任権闘争以後、しばしば自身がフェーデ的な紛争の当事者となった。国王は紛争に対して常に超越した裁判官や仲裁者であったのではな

く、むしろ諸侯とおなじレベルで、紛争関係に入り、また仲裁を受けることもあったのである。この意味では国王も貴族・諸侯と同じコミュニケーション・レベルに置かれていたといえよう。¹¹⁾

国王と諸侯の間の対立と仲裁については、ハインリヒ獅子公問題を除くと目立った諸侯の叛乱がなかったバルバロッサ時代には、事例が少ないが、ロンバルディア都市との紛争においては、降服を余儀なくされたミラーノが、帝国諸侯にバルバロッサへのとりなしを依頼するなど、やはり諸侯の仲裁（仲介）が重要な役割を果たしている。¹²⁾ また12世紀末以後の新たな政治状況下に国王と諸侯の対立が頻発するなかで、紛争と仲裁における国王と諸侯の相互関係は一層顕著になるであろう。¹³⁾

（5）バルバロッサ時代の紛争解決と政治的統合

宮廷集会は国王を中心とした多様な政治的コミュニケーションの場であった。それは諸侯の協議と判決による宮廷裁判の機能を担い、同時に国王と貴族が協力する仲裁と和解の場にもなった。そこでは諸侯は、政治的意思形成に参画するとともに、同輩諸侯の間の、そして諸侯と国王の間の紛争を裁判によって裁き、あるいは仲裁した。そうした仲裁の交渉においては、事情に通じた証言者からの聴取、（現場における）関係者による法関係の判告、関係文書の調査など、様々な事情に関するインテンシヴな情報収集・交換が行われた。当時、国王の統治が、絶えず移動する宮廷（集会）を中心とし、国王の人格から自立して機能する制度・組織は甚だ脆弱であったことを考えれば、紛争当事者・仲裁者と立場を変えて相互に繰り返し行われる、国王をも含めた諸侯のインフォーマルな共同行為は、そうした帝国の、政治的な安定と統合に少なからず貢献していたと考えられる。

H・アッペルトが指摘するように、バルバロッサの証書には、「諸侯の判決、助言、同意により」という文言が意図的に用いられている。¹⁴⁾ 証書に現れる *sententia*, *iudicium*, *consilium*, *assensus* 等の意味については前述のように多々議論があり、各々のコンテキストにおいて解釈すべきであろうが、¹⁵⁾ おそらく中世盛期を貫く国王と諸侯の政治的な共同行為（コミュニケーション）は、バルバロッサの時代には、それま

での時期に比べて密度を高めたのではないだろうか。すくなくとも統治初期10年の宮廷集会開催頻度と諸侯の出席、証書発給の密度は、そのような印象を与える。その背景と意味については、なお一般的な仮説的見通しに過ぎないのであるが、さしあたり次のように考えられる。領邦形成の初期段階でもあるバルバロッサ時代には、所領をめぐる、聖俗諸侯や在地貴族間の紛争が頻発していた。そのなかでバルバロッサは諸侯を、帝国の名誉を担うべき身分として、イタリア遠征を中心とする様々な帝国奉仕に動員しようとし、そのためにも、とくに諸侯間の平和的な紛争解決に意を用いたのである。他方、諸侯も未だ自身の領邦統治に閉じこもる段階にはなく、むしろ諸侯間、そして在地貴族との紛争解決、利害調整のためにも、宮廷集会に関心を示し、また必要に応じて宮廷集会における裁判・仲裁に関わった。

しかし当然ながら諸侯間の紛争と仲裁・和解は、国王と国王宮廷の直接関わらない地方の場においても展開していたであろう。先に見たケルン大司教やザルツブルク大司教の仲裁行為からもその一端を見てとれるように、おそらく諸侯は、その諸侯領の存在する地域に重点を置いた仲裁活動を相互に、より頻繁に行っていたと考えられる。そして、それらに国王が関与し、国王と当該地域以外の諸侯の協力をも加えて解決される事例が、上掲の宮廷集会における仲裁であるといえよう。その意味では地域における仲裁活動の結節点として、宮廷集会が機能していたのだといってよい。この点でも国王宮廷裁判は、宮廷の内外における聖俗諸侯、貴族、国王の間の様々なコミュニケーション行為の場であり、中世的な「公共性の空間」であった。国王宮廷裁判が独立した制度・組織ではないことは既に指摘したが、機能的にも、宮廷集会における裁判にせよ、仲裁にせよ、それは今日の裁判のような社会と政治から独立した、閉鎖的なコミュニケーション・エリアをなしてはいなかった。¹⁶⁾

(6) バルバロッサの宮廷：その統合的機能と地方

1) 宮廷と政治的統合

以上のように、裁判と仲裁が国王宮廷集会の機能の一部であったとすれば、そうした機能は国王宮廷の実態に規定されていたと考えねばならないだろう。かつてJ・エ

ーラーは、ライヒ（帝国）は固められた体制ではなく人的な国家秩序であり、ライヒはたえず行われる人的なコミュニケーションとインテグレーションのプロセスの中にのみ存在すると述べた。¹⁷⁾ 同じ観点からK・ライザーはバルバロッサの宮廷と英仏の宮廷を比較し、伯や国王役人による王宮と州の結合、すなわち中央と地方の交渉がアングロ・ノルマン、アンジュー王権の統治の基礎であったのに対し、ドイツでは国王宮廷に集まる人々の中に統合が存在したと述べた。バルバロッサの宮廷における統治行為とは、紛争解決と特権付与にすぎず、宮廷は、統治制度による統合ではなく、社会的（社会的）中心であることによって統合的な機能を持ったというのである。¹⁸⁾ エーラーとライザーの指摘は、バルバロッサの統治と宮廷の基本的性格を端的に表現したものである。しかし宮廷に集まる諸侯・貴族と彼らの間のコミュニケーションによって、帝国の統合が一定程度にせよ実現されたのは、やはり諸侯が地域の利害関係を調整し、代表する役割を担っていたからである。その意味ではバルバロッサの統治下においても、中央と地方は断絶してはいない。

しかしバルバロッサの宮廷における諸侯の参集、すなわち宮廷の人的吸引力は、宮廷集会の場所によって異なり、またバルバロッサの治世初期と中期以後にも大きな相違がある。前述のように、バルバロッサの国王証書集刊行以来、宮廷の人的構成に関する研究は飛躍的に進捗したが、リントナーやケルツァーの研究と並び、プラースマンのバルバロッサの宮廷と政治的統合に関する近著は、その数量的なデータ処理を含めて、示唆するところが多い。以下ではプラースマンらの研究によりつつ、バルバロッサ治世における国王宮廷集会のありようを明らかにする。

2) 宮廷に集まる諸侯の動向

オープルによる、バルバロッサのイティネラルの研究は、バルバロッサが帝国の各地域を、均等にではないにせよ、かなり規則的に訪れていたとの印象を与える。¹⁹⁾ 全体として滞在頻度からすれば、シュタウフェン家に関わりの深いエルザス、シュヴァーベン、マイン・フランケン、ライン・フランケン地方、さらに王領の密な中部ドイツのゴスラールからアルテンブルクの地域が、バルバロッサのイティネラルの重点的地域である。都市ではヴォルムス、シュトラスブルク、シュパイア、カイザーズ

ラウテルン、ゲルンハウゼン、ハーゲナウ、フランクフルト、ヴェルツブルク、ニュルンベルク、バンベルク、マインツ、ケルン、アーヘン、トリア、ウルム、コンスタンツ、ドナウヴェルト、アウクスブルク、ゴスラール、エアフルト、アルテンブルク、メアゼブルクなどの滞在回数が比較的多い（数度～十数度）。こうしたバルバロッサの精力的な巡行のゆえに、逆に各地域の諸侯は、常に長期の移動を強いられることはなかった。すなわち出席頻度の高いケルン、マインツ大司教や、ヴェルツブルク司教、バンベルク司教、そしてヴィッテルスバッハ、ヴェッティン、アスカニア、（一時期までの）ヴェルフェンなど一部の世俗諸侯家門を除けば、諸侯は自身の地域ないしは隣接地域の宮廷集会に出席する以外には、とくに自身に関わりの深い案件がない限り、規則的に遠隔の宮廷集会に赴くことはなかったのである。²⁰⁾

ただし諸侯は自身の領邦内に活動を集中していたのではない。プラスマンによれば、諸侯は各々、領邦を越える一種の「管轄領域Zuständigkeitsbereich」を認識しており、その地域内の問題を扱う宮廷集会には出席し、関連国王証書の証人リストに名を連ねた。この管轄領域は諸侯によって異なり、宮廷集会出席頻度の低い帝国周縁地域の諸侯は小さく、出席頻度の高い諸侯のそれは大きい。²¹⁾ プラスマンはこの領域を具体的に示してはいないが、彼女が宮廷集会の地域別分析の枠組みとした「下ライン」「上ロートリンゲン」「シュヴァーベン・エルザス」「マイン・フランケン」「ライン・フランケン」「ヘッセン・テューリンゲン・マイセン」「バイエルン・オーストリア」などの地域を、おおよそ各々の有力諸侯の管轄領域と考えてよいだろう。

3) 宮廷の統合的機能の低下

近年の宮廷研究が明らかにした今ひとつの注目すべき点は、先にも述べたようにバルバロッサの治世初期10年間においては宮廷集会の頻度、出席諸侯数、発給証書数が宮廷の人的吸引力の相対的な高さを示しているのに対し、ローマでの疫病にたたられ破局的結果に終わった第4次イタリア遠征(1166/67)以後、宮廷の人的吸引力は次第に低下し、とりわけ1180年のハインリヒ獅子公訴訟・追放の後、最後の10年間にはその傾向が顕著となることである。²²⁾ もちろんこの傾向は地域によって差異があり、また個々の諸侯の政治的境遇にも左右されたが、プラスマンによれば、全体としてライ

ンラント、シュヴァーベン、エルザスでは諸侯の宮廷参加が低下する傾向にあった。²³⁾

ハインリヒ 6 世の宮廷を対象としたゼルトマンの研究によれば、同王宮廷（集会）は、規則的に出席した 3 人の（大）司教、2 人の伯、数人の帝国ミニステリアーレンと、その都度加わった数人の聖俗諸侯およびシュヴァーベン、フランケンの伯、エーデルフライエ、ミニステリアーレンにより構成され、諸侯の出席は全体の 1 割程度であった。²⁴⁾ ケルツァーによれば、こうした宮廷集会の縮小傾向は、すでに 1180 年以後のバルバロッサ統治下に見られるという。頻繁にバルバロッサ宮廷を訪れていたヴィッテルスバッハ家や、アスカニア、ルドヴィンガー（テューリンゲン方伯）などの家門も次第に宮廷への関心を低下させ、聖界諸侯についても、1150 年代には三分の一の司教が年に一度は宮廷を訪れていたのに対し、1180 年代には十分の一に低下する。ケルツァーによれば、この時期の宮廷集会は、シュタウファーの親族や、ハインリヒ獅子公の失脚によりバルバロッサとの結びつきを強めた一部の家門を中心とする世俗諸侯に、マインツ大司教、ミュンスター司教、バンベルク司教ら限られた聖界諸侯、各地域の伯、エーデルフライエ、ミニステリアーレンによって構成され、全体として親族集会的な印象を与えるものへと変質した。²⁵⁾ これは、世俗諸侯が、自身の地域を越えて遠隔の宮廷を訪れることが一層少なくなったことをも意味する。ライン以西の諸侯はライン河を殆ど越えず、南独・北独の諸侯は各々ライン河を越えることは稀になったのである。

以上のようにバルバロッサの治世後半には、その宮廷の統合的機能の低下が明らかであるとすれば、それは宮廷集会における、ないし宮廷集会を媒介とした紛争解決に、どのような影響を与えたのだろうか。²⁶⁾ 諸侯、貴族間の紛争解決が、国王宮廷（裁判）で十分に行われなくなったとすれば、あるいは少なくとも裁判にせよ、仲裁にせよ、その結果を保証する諸侯間の協力関係が希薄になったとすれば、増加こそすれ減少することのない紛争とその仲裁のための活動は、国王と国王宮廷裁判の直接関わらない、したがって国王証書には現れない次元で展開していたのではないだろうか。このことはプラースマンやケルツァーが指摘する、各々の「管轄領域」に諸侯の活動が集中する傾向と関連するのではないか。当然ながらこのことを、国王証書や国王宮廷裁判の史料から明らかにすることは難しい。したがって以下の考察は、宮廷集会を離れるこ

とになる。

V フリードリヒ・バルバロッサ時代における諸侯間の紛争解決と同盟

(1) 諸侯間の同盟

本稿 I で既にふれたガルニアーの研究はバルバロッサの後の時代、12世紀末から13世紀を対象としているが、中部、下ライン地方における諸侯間の紛争仲裁と同盟関係の発展について豊富な事例を挙げて考察しており、上記の問題について示唆するところが多い。12世紀末～13世紀の中部、下ライン地域では、領邦形成上の利害対立による紛争が頻発していた。ガルニアーによれば、対象時期にしばしば現れる、対立王の存在する混乱期や王権が不安定な時期にはとりわけ、諸侯は国王を介さない独自の(友好)同盟関係 *amicitia* を形成した。その際、複雑な個々の領邦の敵対関係を調整しつつ多重的网络を形成するために、同盟関係が想定する敵対者の例外規定(国王や特定諸侯への敵対を除外)や軍事的支援義務の厳密化など、同盟契約の内容は詳細な文書によって客観化されるようになった。また同盟関係を形成・維持するためには、平和的關係の維持が不可欠であることから、予想される将来の同盟者間の紛争にそなえ、同盟契約はこれを仲裁する人間や仲裁方法をことこまかに取り決めていた。実際にはこのような同盟契約は、紛争解決後の和解契約と一体のものとして締結されることが多かったのである。

ガルニアーの研究は、紛争解決と政治秩序(国制)を相互関連的に捉えようとする本稿にとって重要な二つの点を示唆している。ひとつは、中部ラインから低地地方にかけてくり返し現れる諸侯の紛争仲裁と同盟が、王権から自立的な、広域にわたる平和維持のための、ある種のシステムとして機能していたのではないかと、その見通しを与えることである。ガルニアー自身はこのような展望を明記してはいないが、中世後期のドイツにおける多様な同盟関係の展開を視野に収めれば、その可能性は大きい。今ひとつは、このような諸侯の同盟における紛争仲裁の規定は、自立的な地域的政治

秩序と紛争仲裁・平和が不可分の関係にあったことを示唆している点である。敷衍すればこのことはまた、紛争解決のための交渉と合意の共同行為は、既存の秩序の回復・維持にとどまらず、新しい政治秩序を構築する潜在能力をもっていたとの展望を与えるものである。

ではこのような諸侯間の友好同盟と紛争仲裁による自立的ネットは、すでにバルバロッサ時代に、とりわけ諸侯に対する国王宮廷の統合的機能が低下する1180年代には、存在したのか。そうした地域ごとのネットは、国王宮廷とどのような関係をもったのだろうか。この問は、12世紀のいわゆる諸侯的国制を、紛争解決という側面から解釈しようとする試みに繋がるものであり、そのためには地域ごとに諸侯の証書を検討する必要がある。ガルニアは、国王と諸侯の同盟、および諸侯間の同盟を区別して考察しているが、ガルニアが挙げるバルバロッサと諸侯の同盟は、1152年のベルトール・フォン・ツェーリングゲンとの協定 *conventio* の一例のみである。¹⁾ 1966年に刊行されたG・ラウフの、ドイツ国王の同盟に関する学位論文も、バルバロッサの同盟はイタリア都市とのそれを除けば、ドイツでは1152年のこの一例のみとしている。²⁾ 国王と諸侯の同盟関係は、やはりハインリヒ6世没後の王位争いの中で本格的に展開するのである。また諸侯間の同盟もバルバロッサ時代についてガルニアは3例を挙げているにすぎない。1166年、67年の同盟はいずれもハインリヒ獅子公に対して、マクデブルク大司教ヴィヒマンを中心に、前者ではテューリングゲン方伯、ヒルデスハイム司教、マイセン辺境伯らが加わり、後者ではケルン大司教が加わって結ばれた同盟である。1178年にはケルン大司教とハルバーシュタット司教がやはりハインリヒ獅子公に対抗して、相互援助の同盟 *firmum dilectionis vinculum* を結んでいる。³⁾ 管見の限りでも、これ以外に諸侯間同盟の事例は史料的に確認されない。同盟関係の史料が少ない理由としては、12世紀には諸侯間の同盟が、文書ではなくオーラルな契約によって形成されたからだとも考えられる。ガルニアは、文書の利用によりはじめて、同盟の前提となる複雑な利害関係の調整（個々の諸侯との敵味方の関係、相互援助の内容、範囲、数段階にわたる仲裁プロセスの規定など）が可能となったのであり、この点で文書化の意義はきわめて大きいと述べる。⁴⁾

このように史料の乏しい同盟関係はさておいて、ではバルバロッサ時代には国王と

宮廷が直接関わらない諸侯間の紛争仲裁は、どの程度確認できるのか、この点をケルン大司教とザルツブルク大司教の事績を中心に概観してみよう。この地域の選択は、次章でも述べるように、何よりもケルン大司教領を含む下ライン地方については、中世盛期の証書史料と、聖界諸侯の事績要録などの刊行状況が良好であること、さらにこの地域と東南ドイツは、領邦形成（規模、領域構造、相互関係）においても顕著な対照を示すこと、などによる。

（2）ケルン大司教の紛争仲裁活動

以下では、『ケルン大司教事績要録』（REK）に見いだされる諸侯間の紛争仲裁の事例を、簡略に記す。

① 1160 （ユトレヒト） REK 2-702.

ケルン大司教ライナルト・フォン・ダッセルは皇帝の命令により、ユトレヒト司教ゴットフリートとそのミニステリアーレン（前者はホラント伯フロレンティウスに、後者はゲルデルン伯に支援されていた）の、グロニンゲンのフォークタイをめぐる争いを仲裁した。

② 1162 ピサ REK 2-742.

ケルン大司教ライナルトはピサとジェノヴァの争い（ピサ商人がコンスタンティノーブルでジェノヴァ商人を襲ったことから生じた）を仲裁した。大司教は自身でピサ市民と交渉し、また司祭を使節としてジェノヴァに派遣した。この司祭はジェノヴァに、皇帝による裁定まで敵対行為を止めること、ピサの捕虜を釈放することを認めさせ、またピサも休戦を約束した。

③ 1164 モンツァ REK 2-787.

パヴィーアの聖ペテロ修道院院長ヨハネスと5人のカステッロの住民は、彼らの争いの裁定を皇帝の特使であるケルン大司教ライナルトの手に委ね、大司教はこれを院長に有利なかたちで裁定した。

④ 1165 ケルン REK 2-831.

大司教ライナルトは聖職者たちの助言により、ケルンの聖マリアグラードンの参事会およびプロプストと、4箇所の住民たちの間の小十分の一税をめぐる争いを裁定した。

⑤ 1169 ケルン REK 2-928.

大司教フィリップはケルンのブルクグラフ、ハインリヒ・フォン・アルベルクとケルンのフオークト、ゲルハルト・フォン・エッピンドルフの争いを仲裁した。

⑥ 1169 ユトレヒト近郊のゾイレン REK 2-931.

大司教フィリップは、ユトレヒト司教ゴットフリートとホラント伯フロレンティウスおよび司教の封臣の間の争いを仲裁しようと試みた。数回の失敗の後、大司教はゲルデルン伯に、ある土地保有のゆえに賦課を負っている自由人は、結婚や誓約を通じて自身とその保有地を受け戻すことができるかと問い、伯はこれに否定的な答えを返した。ホラント伯、ユトレヒト伯、クレーフェ伯などがこれを了承した。

⑦ 1173 クサンテン REK 2-985.

大司教フィリップはクサンテンの律修参事会と、物故したクレーフェ伯テオデリヒの間ではるか以前に生じた、聖ミハエル礼拝堂と大司教の塔の間にある（クサンテンの）家屋の所有権をめぐる争いを、伯の寡婦と息子、律修参事会の間の合意により、仲裁した。

⑧ 1178 REK 2-1100.

大司教フィリップはケルン市民とヘントの、後者が主張するケルンを越えてライン川を遡航する権利をめぐる争いを、両者からの依頼により、また皇帝に配慮し、さらに彼の親族たるフランドル伯フィリップの要請により、仲裁した。それによってヘントの権利を認めた。

⑨ 1182 ノイス REK 2-1195.

大司教フィリップはジークブルクの修道院および院長と、ザイン伯ハインリヒ、エーベルハルトの兄弟の、ブランケンベルクの城塞建設をめぐる争いを仲裁した。修道院は城塞建設を認めた

が、そのかわりそのフォークトであるバルク伯エンゲルベルトの権限は保留された。

⑩ 1186 ノイス REK 2-1260.

大司教フィリップは、オスナムの住民と、フィシェルン、ケンペンの住民の森林の境界をめぐる長年の争いを、賢明なる人々の助言によって境界の樹木を切り倒し、堀を設けることにより、仲裁した。

⑪ 1189 オートクロワ REK 2-1344, *La Chronique de Gislebert de Mons, publiée par Vanderkindere, L., 1904, p.243.*

フランドル伯フィリップは、ブラバント大公ハインリヒとエノー伯バルドゥインを和解させようとし、10月にオートクロワ（ブリュッセル近郊）での交渉の期日を設け、ケルン大司教フィリップも仲裁に加わった。この交渉は3日間にわたって続けられ、かつて国王ハインリヒの仲裁によって実現した平和を更新することとなった。この和解に双方は誓約し、また双方の封臣たちがその保証人となった。

Comes autem Flandrie tunc temporis benignius agens, inter ducem Lovaniensem et comitem Hanoniensem pacem fieri voluit, et inter eos diem colloqui apud Haucrois constituit mense Octobri. Cui quidem dominus Philippus Coloniensis archiepiscopus interfuit; et cum colloquim per dies tres durasset, tandem pax, quam ipsi antea per dominum regem Romanorum fecerant, ibi renovata et utriusque fide interposita et juramento confirmata est et hominibus suis utriusque datis obsidibus roborata.

⑫ 1190 REK 2-1353, *La Chronique de Gislebert de Mons, p.245.*

大司教フィリップの仲裁により、エノー伯（バルドゥイン）は、そのおじナミュール・ルクセンブルク伯ハインリヒと和解した。...comes Hanoniensis cum avunculo suo comite Namurcensi et Luseleborch, mediante archiepiscopo Coloniensi Philippo, pacem fecit in hanc formam...それによってバルドゥインはナミュール伯領を得た。ナミュール伯は大司教とロツ伯フェラルトを国王ハインリヒの下に派遣し、この和解を確認させ、バルドゥインにナミュール伯領を授封させようとした。

下ライン地方における紛争と仲裁の双方において最も重要な存在は、次章でも一層明らかなようにケルン大司教である。本稿Ⅲで挙げた事例では、⑫（1169年）、⑮（1185年）が、大司教フィリップによる低地地方の教会とミニステリアーレン、あるいは教会間の紛争仲裁を示していた。これに、ここに挙げた1160年の大司教ライナルト・フォン・ダッセルによるユトレヒト教会とそのフォークトの紛争の仲裁を加えた3例のみが、国王ないし国王宮廷裁判との関わりにおいて大司教が紛争仲裁を行った事例であるのに対し、『ケルン大司教事績要録』には、ケルン大司教が国王や宮廷の意向に関わりなく（大）司教管区内の教会、修道院と俗人貴族（在地領主）の紛争を仲裁しているケースが多く見られる。文書に記されるか否かは別としても、12世紀には、この種の紛争解決は管区（大）司教としての日常的な役割であったと思われる。

しかし同時にユトレヒト司教とホラント伯、ミニステリアーレンの争い、ケルン市とヘント市の争い、そして1180年代末にはブラーバント公とエノー伯の争い、エノー伯とナミュール伯の争いをも仲裁しているように、ケルン大司教は12世紀後半には在地の紛争のみならず、下ライン、低地地方における諸侯（都市）間の広域的な紛争の解決においても大きな影響力を行使した。下ライン、低地地方に対しては、とくに60年代以後バルバロッサの影響力、関心が後退し、バルバロッサは殆どこの地域を訪れなくなるのだが、その分ケルン大司教のプレゼンスが強まり、紛争解決における役割も大きくなったと考えられる。ただし、既に1180年代半ばには大司教フィリップとバルバロッサの間で深刻な対立が生じていたように、13世紀には大司教はよりしばしば、紛争当事者として現れることになるのである。

（3）ザルツブルク大司教の仲裁活動

このように紛争仲裁に際して地域ごとに有力諸侯を中心とした協力関係があったことは、他地方に関しても推測できる。ドイツ東南部、バイエルン、オーストリア地域における諸侯の仲裁活動はどのようなものであったのだろうか。すでに指摘したように、本稿Ⅲに挙げた事例⑦⑩において、ザルツブルク大司教は各々バイエルンの教会と在地領

主の間の紛争、およびオーストリア大公とパッサウ司教の間の紛争の仲裁をバルバロッサから委任されている。『ザルツブルク大司教事績要録』(RES)からは、同大司教が関わった仲裁の事例として以下のような記事が見いだせる。(なお『パッサウ司教事績要録』*Die Regesten der Bischöfe von Passau*, 2 Bde, hg. von Boshof, E., 1992.および『バーベンベルク家証書集』(BUB)には、バルバロッサ時代におけるパッサウ司教、オーストリア大公(辺境伯)の目立った紛争仲裁活動は見いだせなかった。)

① 1146 ザルツブルク RES, S.54, Nr.280.

大司教コンラートはグルク司教ローマンとケルンテン大公の立ち会いの下に、アドモント修道院とルードルフ・フォン・ブジンベルク(テュニスベルク)の上エンス溪谷におけるグンダケリングの所領をめぐる争いを裁定した。

② 1159 ゲス RES, S.83, Nr.134.

大司教エーベルハルトは教皇ハドリアヌス4世の委任により、院長ゲアラッハ下のライン修道院と院長オトカール下の聖ランプレヒト修道院の争いを裁定した。

③ 1161 RES, S.93, Nr.183.

大司教エーベルハルトは、レーゲンスブルク司教ハルトヴィヒとバイエルン大公ハインリヒの間の、ハインリヒが司教の城塞を奪ったことから始まったフェーデを仲裁した。

④ 1164 RES, S.108, Nr.253. (本稿Ⅲの史料⑩)

大司教エーベルハルトはパッサウ司教とオーストリア大公の争いを和解させるべく多大の努力を行った。

⑤ 1180 RES, S.135, Nr.34.

大司教コンラートとグルクの聖堂参事会およびミニステリアーレンの、司教任命をめぐる争いは、教皇アレクサンデル3世の委任により、フライジング司教アルベルトとハイリゲン・クロイツ修道院長ハインリヒを仲裁者とし、大司教に有利な裁定が行われた。

⑥ 1180 レーゲンスブルク RES, S.137, Nr.38.

レーゲンスブルクの宮廷集会で大司教コンラート3世は、他の6人の帝国諸侯とともに、ハインリヒ獅子公とフライジング司教の争いに関して、司教がフェーリゲンの市を橋とともに、ハインリヒ獅子公がこれを破壊して市をミュンヘンに移す前に、はるか以前から所有していたことを証言した。

(4) 小活

以上のように、各地域では国王と国王宮廷の直接関わらない、有力諸侯を中心とする紛争仲裁活動が行われていた。それは在地の教会、領主の間の紛争から、領邦諸侯間の紛争にまで及んだ。とりわけ諸侯間の紛争仲裁の場合、1186年のケルン大司教の例、1164年、1180年のザルツブルク大司教の事例のように、複数の諸侯の協力によって仲裁や証言が行われている。このような両大司教および周辺諸侯の協力関係の地域的枠組みは、おおそプラスマンの述べる諸侯の「管轄領域」に相当するものであったと考えられるが、この点については、各地域の宮廷集会出席者を把握したうえで、あらためて検討する必要があるだろう。いまひとつ留意すべきは、先に述べたように、両大司教のような地域の有力者も地域紛争の仲裁者であったばかりではなく、他方では有力な領邦政策推進者として、しばしば自ら紛争当事者となったことである。その場合、国王ないし国王宮廷が仲裁に働きかけることもあり、さらに他の諸侯が仲裁に協力することもあった。すなわち全体としてみれば、バルバロッサ時代（とくにその後半～末期）には、地域における諸侯間の紛争と紛争解決のための相互的な関係が存在し、機能していたといえよう。ただし、既に述べたようにハインリヒ獅子公問題を除けば、国王と諸侯の深刻な抗争が生じなかったバルバロッサ時代には、国王から自立的な（ないしこれに対抗する）諸侯同盟というべきものは確認されない（ザクセンのハインリヒ獅子公に対する同盟のみ）。また12世紀には少なくとも上掲史料の範囲では、諸侯間の紛争と仲裁自体も、次章で考察する13世紀に比べると、下ライン地方に限定してもその頻度は低かった。おそらく、比較的大きな領域的まとまりが早期に成

立していた東南ドイツでは、中小の領域がモザイク状に錯綜する北西ドイツ、下ライン地方に比して、諸侯間の紛争と仲裁の件数は少なかったと言えようが、12世紀の両地域については、なお年代記等、叙述史料をも含めた史料的考察が必要である。

VI 13世紀における諸侯間の紛争解決と同盟

フィリップ・フォン・シュヴァーベンとオットー・フォン・ブラウンシュヴァイクの対立王時代から13世紀にかけて、これまで述べてきた諸侯間の紛争と紛争仲裁の自律性、および諸侯同盟の形成、そしてこの両者の密接な関連を示す事例が、中部、下ライン地方のみならず、東南ドイツの史料にもにわかに増加する。この意味で12世紀末は、紛争と紛争解決からみたドイツ国制史の転換期と言えるであろう。本章では13世紀について、同様に東南ドイツと下ライン地方の史料より、そうした諸侯間関係の事例を可能な限り提示した上で、紛争仲裁と国制のあらたな展開に関する認識と展望を、地域の視点から得ようとする。

(1) 東南ドイツ

以下では、『バーベンベルク家証書集』(BUB)、および前掲の『ザルツブルク大司教事績要録』(RES)の13世紀の記事より、オーストリア大公、ザルツブルク大司教を主たる担い手とするドイツ東南部の紛争仲裁の事例を要約的に記す。

① 1202 ゲルツ BUB I-120, RES, S.173, Nr.17.

オーストリア大公レオポルト6世のミニステリアーレン、ウールリヒ・フォン・シュトゥーベンベルクとザルツブルク大司教エーベルハルトの十分の一税をめぐる争いに対し、大公レオポルトの仲介によって、大公自身とメラン大公、ケルンテン大公が立ち会い、彼らの配慮によって和解が成立した。

...tandem mediante iam dicto speciali nostro domino duce constitutus est nobis dies ad suam

ipsius et ducis Meranie ducisque Karinthie communem presentiam, quorum prudenti deliberatione inter nos ita transactum est quod...

② 1203 RES, S.182, Nr.54.

大司教エーベルハルトは教皇インノケンティウス 3 世に任命された裁判官として、オーストリア大公レオポルト 6 世とベーメン大公の問題を裁定した。それにより、レオポルトがベーメン大公の娘を妻とする両者の約束は、ベーメン大公がその妻を離縁したので、効力を失うものとされた。

③ 1211 BUB I-180.

ザルツブルク大司教エーベルハルトは、オーストリア大公レオポルト 6 世とのファーガー、ハウズベルクの城塞をめぐる争いに関して、彼の家臣や聖職者の助言により、聖堂参事会の同意を得て大公レオポルトと和解した。

...de communi consensu capituli sui et de consilio fidelium suorum tam clericorum quam laicorum pro tranquillitate utriusque partis in hanc formam pacis et compositionis una nobiscum convenit...

④ 1212 RES, S.202-3, Nr.141.

大司教エーベルハルトは、アクイレイア総大司教ヴォルフカーとの争いにおいて、双方から選ばれた仲裁裁判官 6 人によって自身に有利な裁定を得た。

⑤ 1214 BUB I-194.

大公レオポルトとザルツブルク大司教エーベルハルトは、アドモント修道院とラインベルト・フォン・ムーレックの間の、ガムナールの十分の一税をめぐる争いを裁定した。

.....この争いは多大の労力と費用を強いたが、ようやく双方がグラーツの我々のもとに召喚され、彼らとともに我々は和解の成立のために骨折って交渉した結果、彼らは時宜を得た協議と善意によって、解決を我々の仲裁に委ねた。そして我々をかの十分の一税のあらゆる争いに関して仲裁者とし、まず修道院長ゴットフリートが我々の手に誓約して.....ついでラインベルトが、

我々が行う仲裁を全て受け入れ、遵守することをかたく約束した。 ...cum controversia... magnis laboribus et expensis, tandem ipsis ad nos ad Graz pariter convocatis cum eis super concordia inter eos facienda tractabamus efficientes demum, quod ipsi de maturo consilio eorum et de bona voluntate eorum in nos compromiserunt nos super omni predictarum decimarum controversia arbitros statuantes, promittentes firmiter fide data in manus nostras Gottfridus abbas primo cum quibusdam fratribus suis et ab aliis, qui domi fuerant, plenum mandatum habentibus et Reinbertus postea, quod quidquid nos duceremus arbitrandum, ipsi gratanter acceptarent et pariter observarent...我々はしかしてこのような仲裁において、賢明なる人々との協議により、次のように合意した。Nos autem in tale arbitrium habito consilio virorum prudentum ...すなわちラインベルトが修道院より150マルクを受け取り、前述の十分の一税を放棄するべきこと....

⑥ 1219/25 ヴェルズ BUB II-214.

オーストリア大公レオポルトとザルツブルク大司教エーベルハルトは、彼らの紛争解決のために仲裁者を選んだ。また大公は大司教の関係者にシュトラスヴァルヘンと仲裁裁判の開催地、フェックラブルックの間の安全往來を保障した。

ザルツブルク大司教エーベルハルトとオーストリア大公レオポルトは、我々および我々の家臣たちが加えあった損害について、合意によって次のように取り決めた。オットー・フォン・ロール、アルベロー・フォン・ポールハイム、ジボト・フォン・ハーグを大公の側から、ザルツブルクのブルクグラーフ、コンラート・フォン・カールハイム、ゲルホーホ・フォン・ベルハイムを大司教の側から裁定者として指名し、彼らはフェックラブルックにおいて6週間以内に、彼らに指示されたことを行う....もしいずれかが彼らの判決に従わねば、その者は生じた損害をすべて自身で賠償する(担保から差し引く)。大公はフェックラブルックの集会に赴く大司教のミニステリアーレンや封臣に往復とも安全通行を保障する。

⑦ 1222/30 BUB IV/2-1068.

バンベルク司教エクベルトは、国王ハインリヒ7世の委任により、オーストリア大公レオポルトとパッサウ司教ゲブハルトの間の、ヴァクセンベルクとヴィルトベルクの間の境界に関する争

いを仲裁した。

⑧ 1224/25 グラートヴァイン BUB IV/2-1079.

オーストリア大公レオポルト 6 世は、ザルツブルク大司教と聖ランブレヒト修道院長ヴァルトフリートの間の、後者の前者からの免属をめぐる争いを仲裁した。副修道院長と修道士たちはこの和解を妥当なものに見なし、その保持を約束した（ザルツブルク大司教の訴えによって教皇はキームゼー司教らに調査と裁定を委任したが、その裁定が下る前にオーストリア大公が仲裁した）。

Ego Otto prior cenobii sancti Lamberti et omnes fratres mei cum toto conventu monasterii sancti Lamberti ratam et firmam habemus compositionem, que inter dominum nostrum abbatem Waltfridum presentibus fratribus nostris ...et dominum nostrum Eberhardum salzburgensem arciepiscopum mediante domino nostro duce in campo apud Gradewin intercessit super questione libertatis et subiectionis inter monasterium nostrum et iam dictum dominum nostrum arciepiscopum dudum exorta, promittentes nos firmum habere et numquam contravenire.

⑨ 1227 パッサウ BUB II-262, RES, S.239, Nr.307.

オーストリア大公レオポルト 6 世は、パッサウ司教ゲブハルトとバイエルンの宮中伯ラポットのロティンベルクのブルクをめぐる争いに関する仲裁裁定を公にした。

パッサウ司教ゲブハルトとバイエルン宮中伯ラポルトは、ザルツブルク大司教エーベルハルト、バンベルク司教エッケベルト、オーストリア大公レオポルト、伯ハインリヒ・フォン・オルテンベルクを、ローテンベルクのブルクをめぐる紛争について仲裁者 arbitros に指名し、誓約による処罰のもとに、全てにわたって仲裁者の裁定 arbitrium に従うことを確約した。レオポルトと伯ハインリヒはパッサウに赴き、そこにザルツブルク大司教とバンベルク司教のグループは居なかったので、この任務を遂行すべく滞在し、平和と宥和の回復 reformande paci et concordie のために多大の尽力を行った……そこでついに両者の間に次のような和解 compositio が成立した……

⑩ 1227 グラーツ BUB II-271, RES, S.240, Nr.311.

オーストリア大公レオポルト 6 世はザルツブルク大司教とともに、バンベルク司教エクベルトとケルンテン大公ベルンハルトの、城塞、ヴェルンベルク、ライヘンフェルズをめぐる争いに対して和解を仲介し、これを確認した。

Hec est forma compositionis et concordie inter Ekebertum venerabilem Babinbergensem episcopum et Bernhardum illustrem ducem Karinthie per Eberhardum venerabilem Salzburgensem archiepiscopum et Livpoldum illustrem ducem Austrie et Stirie ordinata, ...

⑪ 1239 BUB IV/2-1205.

パッサウの司祭長アルベルトはシュトラースブルク司教に、オーストリア大公フリードリヒ 2 世が多数の従者を連れてパッサウに来たこと、同大公がバイエルン大公オットー、レーゲンスブルク司教ジークフリート、フライジング司教コンラートの仲介により、バーメン王ヴェンツェルと和を結ぶであろうことを書き送った。

⑫ nach 1240.7.15 BUB II-359.

オーストリア大公フリードリヒ 2 世とザルツブルク大司教エーベルハルトは、パッサイルの十分の一税をめぐる、ゼカウ司教ハインリヒとヴルフィング・フォン・シュトゥーベンベルク（ジュニア）の間の争いについて、1240 年 7 月 15 日にパッサイルにて行われた仲裁による和解を確認した。

ドイツ東南部、バイエルン、オーストリア地域における紛争解決に関しては、バーベンベルク家のオーストリア大公とザルツブルク大司教が、各々の領邦内にとどまらない、広域にわたる活動を行っている。バーベンベルク家の大公証書には上掲事例以外にも 12 世紀末より、オーストリア大公が修道院、教会と俗人の紛争を仲裁したことを示す証書が増加する。ザルツブルク大司教も、ここには挙げていない管区内の修道院や教会と在地貴族の紛争仲裁に加え、13 世紀にはいると、教皇の委任によりオース

トリア大公とベーメン大公の紛争を仲裁している (②)。

その領域が隣接するオーストリア大公とザルツブルク大司教は、両者が直接紛争関係に陥ったり (③⑥)、大公の封臣 (ミニステリアーレン) と大司教 (教会) の間に紛争が生じることもあったが (①)、両者が協力して地域の教会・修道院・俗人貴族間の紛争解決のために協力したことも確認される。(⑤⑩⑫)。またより広域的な、すなわち諸侯間の紛争仲裁の事例を挙げるなら、⑨ではパッサウ司教とバイエルン宮中伯は彼らの紛争解決のため、オーストリア大公、ザルツブルク大司教、バンベルク司教らを仲裁者に選び、同年、オーストリア大公とザルツブルク大司教は、協力してバンベルク司教とケルンテン大公の争いを仲裁し、和解させている (⑩)。さらに⑧の事例ではオーストリア大公が、ザルツブルク大司教と第三者の紛争を仲裁した。また仲裁の方法として注目されるのは、⑥においてオーストリア大公とザルツブルク大司教の双方が、各々から同数の仲裁者を選んだことである。同じ方法は、④の大司教とアキレイア総大司教の紛争解決においても選択された。すでに12世紀に見られたこの方法は、後述のように13世紀にはより頻繁に用いられ、当事者とその周辺による自律的な紛争解決のための、ある種の合理的な工夫を感じさせる。

この地域の紛争と仲裁は、もちろんザルツブルク大司教とオーストリア大公によってのみ行われたのではない。⑦ではバンベルク司教がオーストリア大公とパッサウ司教の仲裁を行い、また⑪ではバイエルン大公と2人の司教が、オーストリア大公とベーメン王の仲裁を行おうとしている。

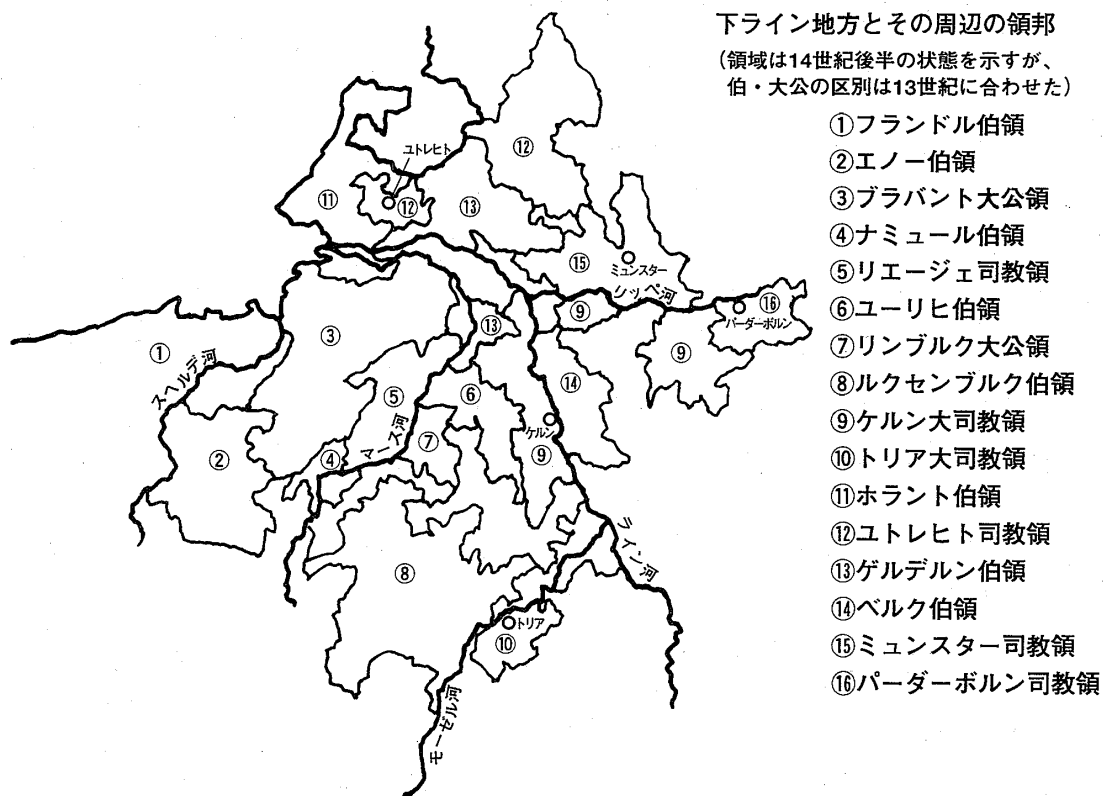
手がかりとした史料集(BUB, RES)が1240年代を下限としているため、13世紀全体について十分な事例を示し得たわけではない。そのためか諸侯同盟は明確には現れない。いずれにせよ13世紀にはいると東南ドイツ、バイエルン・オーストリア地方の聖俗諸侯は、オーストリア大公とザルツブルク大司教を中心として、紛争とその仲裁のための相互関係を王権から自立的に、また12世紀に比して一層活発に展開させていた。ザルツブルク大司教とオーストリア大公の役割が際だっているとの印象を与えるのは、当然ながら依拠した史料集によるところが大きいのだが、この地域における両者の役割の重要性自体は、おそらく否定しがたいものであろう。さらにヴィッテルスバッハ家のバイエルン大公証書等をもふまえて、この地域における紛争解決の実態を明らか

にすることが課題となる。

(2) 帝国北西部・下ライン地方

ドイツ東南部ではバイエルン、オーストリア、ベーメン、ザルツブルク大司教領のように比較的大きな、また領域的にまとまった諸侯領（領邦）が多く、領邦間の対立は境界紛争というかたちで現れることが多かったのに対し、聖俗諸侯領のモザイク的な錯綜が顕著な西南部、北西部では、東南部以上に活発で多様な、また緊張を孕んだ諸侯間の相互関係と交渉が展開した。

下ライン地方における仲裁（裁判）Schiedsgerichtの展開を考察したW・ヤンセンによれば、この地域では12世紀末より仲裁に関する証書が現れ、13世紀後半以後急増し、通常の裁判・判決を示す史料を上回った。¹⁾ 1250年にケルン大司教コンラートは、ドイツ騎士修道会とノイスの施療院寄進者の親族との所領争いを仲裁する文書において、よき和解は双方にとって裁判による解決よりも有意義であった *bonum concordie plus expediebat utrisque partibus quam iustitie complementum* と述べている。²⁾ シュ



タウフェン朝時代後期から「大空位時代」に至る時期、およびその前後における王権の不安定期には、諸侯間の同盟形成と、紛争における当事者およびその周辺、自律的な解決への動きが活発化する。その中で仲裁が優先されたのは、領邦利害をめぐって頻発する諸侯間紛争の（一時的であれ）解決には、上位権力の決定よりも、当事者双方の合意にもとづく仲裁という利害調整的方法が、はるかに有効だと考えられたからであろう。ともあれ13世紀に仲裁手続きは、在地貴族、教会から諸侯レベルの紛争にまで、広く用いられる慣習となっていた。

ハインリヒ6世没後から13世紀の下ライン地方とその周辺（低地地方、ヴェストファーレン）では、ケルン大司教領、ブラバント大公領などを中心に、中小諸侯の領邦形成をめぐる対立・紛争が増加した。そこでは一方で、大司教の封臣ではあるが自立的領邦を形成しつつあるユーリヒ伯、ベルク伯、クレーフェ伯、そしてケルン市、リンブルク大公や、中部ラインの宮中伯など、ケルン大司教との利害対立に陥ることの多い都市と諸侯、他方では大司教との友好を基調とするブラバント大公などと、大司教の関係が重要な意味をもつ。これら二つの関係に加えて、それらの周辺におけるマインツ大司教、トリア大司教、ゲルデルン伯、エノー伯、また大司教のヴェストファーレン大公領と接触するミュンスター司教、パーダーボルン司教、その他の伯や在地領主たちとケルン大司教の関係、およびこれら諸侯相互間の紛争と仲裁・和解の繰り返し、この地域の政治史、事件史を構成する。³⁾ そのなかで、紛争とその仲裁のみならず、バルバロッサ時代には稀にしか史料に現れなかった諸侯間の同盟も、頻繁に形成されたのである。

事例：『ケルン大司教事績要録』・『下ライン地方文書集』より

『ケルン大司教事績要録』にみられるバルバロッサ時代の紛争仲裁例は前章で示したが、この『事績要録』に『下ライン地方文書集』（UNR）をあわせて、ハインリヒ6世期以後、13世紀末までの紛争仲裁と同盟関係に関する事例を選び出せば、80点ほどになる。そのうちとくに本節の考察にとって重要である事例を、以下に要約的に示す。

① 1192 REK 2-1440.

ケルン大司教ブルーノはブラバント大公ハインリヒ、リンブルク大公ハインリヒ、その他の諸侯と、リエージュ司教アルベルトの殺害者に報復するために同盟した。この同盟は殺害者と思しき国王側の（リエージュ司教位）候補者であったボンのプロプスト、ロタールおよび国王自身に向けられていた。

② 1193 REK 2-1443.

ケルン大司教ブルーノ、その聖職者、自由封臣、ミニステリアーレン、市民はロートリンゲン（ブラバント）大公ハインリヒおよびその封臣たちと、永久の同盟を結んだ。

③ 1194 REK 2-1483; Chronica Reinhardsbrunn, MGSS 30, S.553.

ケルン大司教アドルフは、マインツ大司教コンラートとテューリングン方伯とのフェーデに対して、両者を和解させようとし、方伯に文書と使者を送り、軍を解散し、和解に応じるよう促した。しかし奏功せずに終わったので、ケルン大司教はマインツ大司教を支援した。Coloniensis archiepiscopus suasionem callidam, quasi pacem facturum inter lantgravium et moguntinum, lantgravium litteris commonuit et nunciis, ut dimissa militum copia pacificus adveniret...

④ 1196 REK 2-1501.

ケルン大司教アドルフはマインツ大司教コンラートとともに、ユトレヒト司教バルドゥウィンおよびその兄弟、ベントハイム伯オットーと、ゲルデルン伯に支持されたルドルフ・フォン・コフォルデンの、コフォルデン市とトレンテをめぐる争いを仲裁した。（しかしその後再び争いが始まった。）

⑤ 1202 REK 2-1618.

ケルン大司教アドルフは、ブラバントに侵入したホラント伯テオデリヒに対して、ブラバント大公ハインリヒを支援した。

⑥ 1202 REK 2-1622,1623.

ケルン大司教アドルフは、国王オットーがケルン教会の貨幣・関税特権を損なったため同王と対立したが、教皇特使グイドの仲介により3日間の交渉によって和解した。

⑦ 1202 Ukr. 2, Nr.11.

国王オットーとケルン大司教アドルフは諸侯とともにマーストリヒトにおいて、ブラバント大公ハインリヒとゲルデルン伯オットーの紛争を仲裁した。⁴⁾

⑧ 1203 REK 2-1636.

ケルン大司教アドルフは前任大司教ブルーノのブラバント大公との同盟 *confederatio* を更新し、相互援助について合意した。

⑨ 1203/05 REK 2-1671.

ケルン大司教アドルフはテクレンブルク伯ハインリヒ、オットーと、ラフェンスブルク伯ヘルマンおよびその息子オットー、ヘルマン、ルートヴィヒの間の、テクレンブルク伯ジモンの殺害から生じた争いを仲裁した。

⑩ 1217 REK 3-171.

ケルン大司教エンゲルベルトは、ロートリンゲン（ブラバント）大公との以前からの友好同盟を確認した。...*vinculum amicitiae indissolubilis inter ecclesiam Coloniensem et Heinricum ducem Lotharingiae suosque progenitores ab antiquo habitae...*

⑪ 1220年代 Garnier, a.a.O., S.256.

ゲルデルン伯とユトレヒト司教の、ある収入の権限をめぐる争いは、ケルン大司教エンゲルベルトの仲裁にもかかわらず1225には武力衝突に至り、同年10月に休戦した後、翌年、特使の枢機卿の派遣により仲裁された。双方から3人ずつ選ばれた6人の仲裁者団が2組設けられ、各々割り当てられた地域において生じる争いを仲裁する義務を負った。

⑫ 1230 REK 3-707.

ケルン大司教ハインリヒは、ザイン伯、シュパンハイム伯らのとりなしによる交渉に従い、大司教の支持者、ライン宮中伯オットー、バーデン辺境伯ヘルマンに、リンブルク大公との戦いにおける援助のためにクリスマスまでに1200マルクを、そして彼らの助言者に200マルクを与えることを約束し、そのためにバハラッハなどの大司教領の収入を抵当とした。ライン宮中伯とバーデン辺境伯は、一ヶ月以内に200人の騎士とともにモーゼルまで来たり、戦いの間、騎士の数は規定しないが、その誠実と忠誠に相応しい数の騎士とともに援助することとされた。

⑬ 1238 REK 3-924.

アルンズベルク伯ゴットフリートはケルン大司教コンラートに対し、その領民の殺害とフォークタイをめぐる争いについて釈明し、謝罪（大司教の前での平伏の儀礼 *deditio*）の意志を表明した。また伯は大司教への軍事奉仕を約束し、大司教の封臣、ミニステリアーレンとの争いについては大司教の裁定を仰ぐこと、伯と大司教の間の争いは各々が12人の騎士（封臣）を選び、1ヶ月以内に仲裁を行わせることで合意した。

⑭ 1239 REK 3-947.

リンブルク大公、ベルク伯、ザイン伯とのフェーデにおいて、ケルン大司教コンラートはケルン市民の支援により城塞ドイツを占領、ベルクの塔を破壊した。大司教がベルクのラントを横断してザイン伯の領域に入ったとき、リンブルク大公らはブラーバント大公の仲介により和解に応じた。

⑮ 1242 REK 3-1056.

ケルン大司教コンラートはユーリヒ伯から釈放されるに際し、いかなる報復も行わないこと、彼らと友好関係にある人々の争いは以後、両者の仲介により解決すること、大司教とその支持者は伯の不利益になるような城塞建設は行わないこと、双方のレーエン保有が回復されること、伯とそのラントを破門から解くこと、伯が要求すれば国王と和を結ぶこと、伯が大司教から得ていた諸特権を更新すること、4000マルクの賠償、などを約束した。

⑩ 1243 REK 3-1080.

ケルン大司教コンラートとシュパイア司教コンラートは、マインツ大司教ジークフリートと、ヴィルトグラフ、コンラート、シュパンハイム伯ジモンらの間の争いを、次のような条件で仲裁した。マインツ大司教は城塞Dの壁を取り除き、シュパンハイム伯らは各々の城塞をマインツ大司教にレーエンとして委ねる。この規定に何れかが反した場合、仲裁裁判官、ザイン伯ハインリヒ、リニンゲン伯フリードリヒらは、他方に助力する。

⑩a 1244 UNR II-282.

ブラバント大公ハインリヒはケルン大司教コンラートと同盟し、大司教の護送権を侵害したユーリヒ伯に対して、大司教にあらゆる支援を提供すること、大司教の同意なしに同伯と和を結ばないことを誓約した。

⑪ 1250 UNR II-361.

ユーリヒ伯ヴィルヘルムはケルン大司教コンラートに友好と誠実を約束し、両者は将来の紛争にそなえて、各々の相手の封臣（聖職者）より3人ずつ、計6人の仲裁者団を選んだ。彼らが双方の封臣間の争いについて、裁判または仲裁により裁定したことに伯は報復を加えたり、受けたりすることはない。伯側の3人が大司教側の3人に紛争について報告したら、2人が不在でも4人がそろっておれば、裁定を行う。仲裁者たちが一致できなければ、彼らはその職務をベルク伯アドルフに委ね、ユーリヒ伯、大司教の双方はベルク伯の裁定に従うことを誓約する.....

...Nos Wilhelmus comes Juliacensis notum esse volumus, quod nos reuerendo patri et domino nostro C.Coloniensi archiepiscopo fide data promissimus firmam amicitiam, fidele obsequium prestare et exhibere, sicut ei et ecclesie coloniensi tenemur. Ad euitandam etiam omnem inter ipsum d.nostrum archiepiscopum et nos discordiam, elegimus in suis hominibus tres, videlicet...; ipse d. archiepiscopus de nostris nominibus tres, videlicet...qui omnes fide data promiserunt, quod si aliquam contigerit suboriri discordiam vel questionem inter nostros et ipsius d.archiepiscopi homines, ...ipsi hec secundum iusticiam aut per amicitiam terminabunt, et nos nullam ex eo vindictam sumemus nec accipi faciemus, sed illi tres qui ex parte nostra assumpti fuerint, alios tres qui ex parte d. nostri coloniensis archiepiscopi assumpti sunt, vocabunt et exponendi huiusmodi

discordias et queistiones, et ipsi sex vel saltem ipsorum quatuor, ita quod ex utraque parte duo assint, hec per amicitiam vel secundum iusticiam terminabunt...Ad hec si prefati sex concordare in hiis nequiverint, consentimus, ut prefati tres ex parte nostra et tres ex parte d. nostri archiepiscopi rationes suas exponant hincinde domino A. comiti de Monte, nostro consanguineo, et quidquid ipse ordinandum statuerit et servandum, predictus d. noster archiepiscopus et nos id fide data tenemur firmiter observare.

⑱ 1251 REK 3-1618.

ディーツ伯ゲラルトとハインリヒ・フォン・イーゼンブルクの間の、フィルマールの城壁建設をめぐる争いは、ケルン大司教コンラートとライニンゲン伯、ナッサウ伯、その他4人の貴族を含む人々により仲裁者された。

⑲ 1251 REK 3-1641, UNR II-376.

ケルン大司教コンラートとユーリヒ伯ヴィルヘルムのヒュルクラート、ヴァンロ、チュルピヒなどの権限をめぐる争いは、和解により収拾された。双方の支持者をふくめた、フェーデの損害賠償や、個々の城塞、所領、権限を巡る合意点が詳細に明らかにされ、大司教に従軍したザイン伯への損害賠償については、ベルク伯の裁定に従うものとされた。和解に立ち会い、その証書に印章を付したのは、枢機卿特使フーゴ、ベルク伯アドルフ、リンブルク大公ヴァルラムなど。

⑳ 1252 REK 3-1702.

ケルン大司教コンラートはミュンスター司教および司教教会と和解した。コンラートはフレーデン市の半分を全ての権限、収益とともに委譲し、両者は共通の負担で市壁を設ける。司教は戦時には都市の援助を受ける。ただし大司教と司教の争いの時には同市は中立を守る。同市における霊的権限はミュンスター司教教会に属す。

㉑ 1253 REK 3-1729, UNR II-390.

リエージュ（選任）司教は以下のことを公にする。すなわち彼は、ノイスで成立したケルン大司教コンラートとユーリヒ伯ヴィルヘルムの間の和解を、それが文書であれ、口頭による取り決

めであれ、遂行、遵守させること、双方は和解と加えられた損害や不法について司教の裁定に従うことを誓約したこと、また同司教は、ユーリヒ伯が大司教に加えた損害・不正に対する賠償額を、ゲルデルン、ベルク伯、クレーフェ伯、およびケルンの聖堂参事会長とともに決めることを.....

...quod illam formam pacis , que inter dominum Coloniensem archiepiscopum ex una parte, et comitem Juliacensem ex altera apud Nussiam in castris ordinata fuerat, siue in scriptis redacta fuerit siue sine scriptis verbotenus conducta et facta, faciemus ad effectum perducere et inuiolanter obseruari, et quicquid super dicta pace et dampnis ac iniuriis hincinde factis post predictam pacem factam dixerimus et ordinauerimus, predicti dominus Coloniensis et comes Juliacensis nostro stabunt dicto et ordinationi, et ad hoc faciendum se nobis obligarunt...

② 1254 REK 3-1808, UNR II-404.

ユーリヒ伯ヴィルヘルムとケルン大司教コンラートはライン左岸において争い、伯はライン右岸では同じくケルン大司教と対立するパーダーボルン司教らと同盟した。同年、伯とその兄弟ヴァルラムは大司教と和解した。その際に伯によるパーダーボルン、ミュンスター司教とリップペの貴族の援助については、次のように合意が成立した。すなわち、ユーリヒ伯は、彼らの支援のために（ラインを渡り）リップペ河の彼方まで、大司教に妨げられずに赴くことができるが、その際、大司教に損害を与えたら、大司教は伯を敵と見なす。しかしその場合でもライン左岸では両者の平和が保たれる。

Item de auxilio a comite Juliacensi Monasteriensi et Paderbornensi episcopis et domino de Lippia et eorum adiutoribus impendendo sic est conventum, quod si comes Juliacensis ipsos iuvare voluerit usque ultra Lippiam, libere et sine impedimento archiepiscopi et ex parte sua transibit, nullum in suo transitu d. archiepiscopo et suis dampnum faciendo; et si ultra Renum existens dampnum fecerit archiepiscopo, habebit eum archiepiscopus ibidem existentem ut inimicum, firma semper pace ex ista parte Reni inter ipsos nichilominus duratura.

③ 1254 REK 3-1816.

マインツ、ケルン大司教、ヴォルムス、バーゼル司教、ライン諸都市等は10年間のラントフ

リーデを締結した。

②④ 1256 REK 3-1913, 3-1917.

パーダーボルン司教ジモンは、ケルン大司教コンラートに対してユーリヒ伯ヴィルヘルムと同盟し、伯とともに大司教領に侵攻したが、大司教の封臣たちに捕らえられ、城塞に拘禁され後、大司教と和解した。その際、ジモンのコンラートへの支援義務、両者と相手側の封臣たちとの争いにおける対応、城塞の破壊などについても合意がなされた。

②⑤ 1259 REK 3-2042.

ケルン、ユトレヒト両市は長く続いた争いの後、大司教コンラート、聖堂参事会長ゴツヴィン、ドミニコ会のアルベルトゥス（マグヌス）の助言により、相互に損害賠償を要求しないことで和解した。また各々の市民は、自市民の債務に責任を負うことはないものとされた。

②⑥ 1259 REK 3-2071, UNR II-476.

大司教コンラートは、ナッサウ伯オットーが無条件で彼の裁定に服した後、次のように取り決めた。裁判からであれ、放火（フェーデ）からであれ、生じたところの全ての争点は平和的に解消され、相互の損害賠償は行わない。争いの原因となったジーゲンの城塞と都市の共有は維持される。オットーが共有を守らなかったら、全ての権利を失う。コンラートはこれについて証書を発給し、ゲルデルン伯、ユーリヒ伯、ベルク伯、リエージュ選任司教、リムブルク大公、ジーゲン市が印章を付した。

②⑦ 1259 UNR II-478.

ケルン大司教コンラートの呼びかけにより、ゲルデルン伯、ユーリヒ伯、そしてユトレヒト司教、ベルク伯、ザイン伯、その他の貴族、ミニステリアーレン、諸都市の代表、ケルン市民は、大司教の下に集まり、その協議によって教会、帝国、国王リチャードの名誉と平安のために、誓約によりラントの平和を強固にすることを決めた。...*placuit omnibus, ut communis pax terre ad honorem dei et s.ecclesie, ac sacri imperii et domini nostri Rycardi regis Romanorum illustris, et ad communem tranquillitatem omunium iuramenti sacramento firmaretur.*

② 1259 UNR II-511.

パーダーボルン司教ジモンは、ケルン（選任）大司教エンゲルベルトと終身の保護・援助同盟を結んだ。その際に以下のような条件が付された。

ジモンは、ミュンスター司教、ユーリヒ伯を敵対者から除き、彼らの不利や損害になるような義務を負わない。...venerabilem tamen patrem et consanguineum nostrum dominum Gerhardum Monasteriensis ecclesie, nobilem virum Wilhelmum comitem Iuliacensem ad hoc promisso nostro excepimus, in quorum preiudicium siue dampnum presenti scripto minimum volumus obligari.

もし大司教が、ジモンの兄弟、血縁の誰かの不正に対して告発せんとするなら、ジモンは、彼らがその裁判や仲裁に服す意志があれば、2ヶ月以内に仲裁または裁判により彼らに大司教の恩顧を回復する。しかし彼らがこれを拒否したら、約束に従って大司教とともに彼らに賠償させ、あるいは判決を下す。...ipsos gratie sue infra duorum mensium spacium reformabimus in amicitia vel in iure, si iudicio nostro, ordinationi vel arbitrio predicti parere voluerint, contenti gratia sive iure; quod si contumaciter recusauerint, ipsos tamquam iniuriam exercentes una cum predicto d.E.Coloniensi Electo, secundum promissum et conductum auxilium, ad satisfactionem siue iustitiam prout poterimus inducemus. ...ジモンの兄弟、オジ、義兄弟、血縁がジモンの裁判や仲裁に従わず、不正を裁判または和解により償わなければ、あるいはまた大司教がこれを受け容れなければ、または彼らに咎がないのに大司教自身の動機により彼らに損害を与えようとしたら、暴力と不正を被った彼らをジモンは可能な方法で支援する。si noster frater, avunculus, generi et consanguinei iudicio nostro, ordinationi et arbitrio obedire noluerint et parere, et excessus si quos fecerint emendare iusticia vel amicitia mediante, et hoc prefatus d.E.Coloniensis Electus recusauerit acceptare, vel si ipsos nullis suis excessibus exigentibus motu proprio dampnificare voluerit irracinabiliter vel etiam violenter, eisdem iniuriam et violenciam patientibus modis quibus poterimus assistemus.

この平和の維持のために各々が2人の保証人を選び、この4人（在地貴族、騎士）は、パーダーボルン教会とケルン・オスナブリュック・コルファイの教会の臣民、ミニステリアーン、市民、封臣の間に争いが生じたら、2ヶ月以内に仲裁または裁判により in amicitia vel in iure 裁定する。彼らの1人が死んだら1ヶ月以内に補充する。さらにジモンは信頼できる10人を選び、この規

定の違反が、上記の4人の宣告に従って賠償されなかった場合、彼らが小都市ゲゼケ oppidum Geseke に入って賠償が行われるまで占拠する。

②⑨ 1262 REK 3-2213.

ケルン大司教エンゲルベルトはボンにて、双方の5人の封臣や聖職者の仲裁により、宮中伯ルートヴィヒ・フォン・ヴィッテルスバッハと和解した。さらに双方から3人ずつ選ばれた6人による仲裁者団を形成し、彼らが全ての争い、不和に関して裁定すること、仲裁者団が同数に分かれて決定できないときは、大司教と宮中伯がもう1人の仲裁者 mediator を選ぶこと、この仲裁者の人選でも一致できない場合は、双方を代表するゲルハルト・フォン・ジンツィングとフィリップ・フォン・ホーエンフェルズが適当な人物を選ぶことを決めた。

③⑩ 1263 REK 3-2263.

ケルン大司教エンゲルベルトとアルンズベルク伯ゴットフリートは同盟し、伯はあらゆる攻撃に対して大司教を援助する義務を負う。ただしパーダーボルン司教、マルク伯、ベルンハルト・フォン・デア・リッペ、ヴァルデック伯ハインリヒ、ラフェンスブルク伯オットーは除外する。他方大司教は伯に対する攻撃を、要請に従って一ヶ月以内に（仲裁）裁定し、裁定を受け入れない者に対しては伯を支持する。その際には、パーダーボルン司教、オスナブリュック司教、オットー・フォン・ナッサウ、ベルトールト・フォン・ビューレン父子は除外する。

③⑪ 1266 REK 3-2366.

ケルン大司教エンゲルベルトはブラバント大公夫人（寡婦）に4年間の支援を約束した。大公夫人の要請があれば大司教は2週間以内に200人の騎士を自身の費用で派遣し、大公夫人はデンダー以東ではケルンの封臣団を賄う義務を負う。⁵⁾

③⑫ 1271 REK 3-2450, UNR II-615.

オスナブリュック選任司教コンラートはケルン大司教エンゲルベルトと、ライン・ヴェーザー河間におけるあらゆる敵対者に対する相互支援の同盟を結んだ。コンラートの他にも、多数の聖職者、貴族がエンゲルベルトに同様の同盟関係を誓約した。

③③ 1273 REK 3-2510.

ケルン大司教エンゲルベルトとその親族, 宮中伯にしてバイエルン大公であるルートヴィヒは, 彼らの争いの解決を, パーダーボルン司教ジモン, ヴィルトベルク伯ゲラルト, シュパイアの聖ヴィード律修参事会長オットー, ニュルンベルクのブルクグラフ, フリードリヒに委ねた。

③④ 1275 REK 3-2641.

ミュンスター選任司教とケルン大司教ジフリトは友好同盟 *amicitia* を更新し, 将来の紛争に備えて二つの仲裁者団を選び, 河川で区分された領域の内, ひとつが *partes superiores*, 今ひとつが *partes inferiores* を管轄することに合意した。

③⑤ 1277 REK 3-2711, UNR II-697.

ケルン大司教ジフリトとユーリヒ伯ヴィルヘルムは, 大司教はドイツ騎士修道会士, 副司教, 聖堂付教師, 騎士, ケルン市民など6人を, 伯もその封臣やケルン市民など6人を仲裁人として選び, 彼らに両者間の全ての争いを裁判または和解によって裁定する権限を与え, 両者はその裁定に従うことを誓約した。

...dantes eis potestatem omnes controuersias et questiones quascumque inter nos decidendi, terminandi et diffiniendi, per iusticiam vel amorem, obligantes nos et promittentes fide prestita et iuramento interposito corporali, quod quicquid predicti superius nominati super ipsis questionibus et controuersiis inter nos dixerint, ordinauerint seu statuerint faciendum per iusticiam vel amorem, quod illud inuolabiliter obseruabimus nec contra veniemus, dolo et fraude penitus exclusis.

③⑥ 1277 REK 3-2712, UNR II-699.

(ロートリンゲン) ブラバント大公ヨハンはケルン大司教ジフリトとの間に, 以前の両者の同盟 *confederatio et dilectionis vinculum* を更新し, いかなる他人との友好や対立もこの同盟を損ない得ぬこと, また助言と援助を尽くして *omni consilio et auxilio* ケルン教会の権限を守るため, あらゆる敵対者に対して大司教を支援することを約束した。

③⑦ 1277 UNR II-700.

パーダーボルン司教ジモン、ヘッセン方伯ハインリヒ、ユーリヒ伯ヴィルヘルム、ベルク伯アドルフ、ナッサウ伯オットー、マルク伯エンゲルベルト、クレーフェ伯テオデリヒ、その他多数はケルン大司教ジフリトに対して、またその他の全ての敵対者から、彼らの権利を守るために同盟した。しかしこの同盟の敵対者から国王は除外された。...ab huiusmodi confederatione serenissimum dominum Romanorum regem exceptum esse volumus et exclusum...

③⑧ 1277 REK 3-2732.

クレーフェ伯テオデリヒはゲルデルン伯ライナルトと、全ての敵対者に対する同盟を結んだ。ただしケルン大司教は敵対者から除外された。

③⑨ 1278 UNR II-712.

ベルク伯アドルフとケルン大司教ジフリトは、大司教が伯にケルンのレーエン、とくにカイザーズヴェルトの関税収入100マルクを与えることにより、相互の援助を約束し、将来の紛争にそなえて双方が、各々4人ずつ、計8人の封臣（騎士）を仲裁人として選ぶことで合意、和解した。この8人は聖遺物に触れて誓約し、両者の何れか、またはその関係者より求められたら、両者、その領地、そして領民（封臣）間のあらゆる紛争を、15日以内に収拾する。この8人が一致できなければ、聖堂参事会長のコンラートとケルンの司祭長テオドリヒ・フォン・ビューレンがひと月以内に裁定する。

...Et ut in posterum inter nos hincinde omni discordie et dissensionem caueatur, idem d. Archiepiscopus pro parte sua elegit quatuor videlicet ...Daniclem Judeum,... milites, fideles suos, et nos pro parte nostra similiter elegimus quatuor, videlicet Adolfum de Stammeheym seniore, ...Jacobum de Uphouen dapiferum, qui octo iurabunt tactis sacrosanctis, quod pro posse ipsorum omnem discordiam seu dissensionem, que inter nos hincinde, terras nostras aut homines nostros oriri contigerit, sedabunt infra quindenam, postquam super hoc ab ipso d. archiepiscopo vel a nobis seu altero nostrum fuerint requisiti. Si vero infra predictam quindenam prenominati octo concordare nequiverint, extunc venerabiles viri Conradus prepositus, germanus noster, et

Theodericus de Buren decanus ecclesie Coloniensis infra mensem huiusmodi discordiam terminabunt, ...

③^a 1279 NUR II-728.

ケルン大司教ジフリト、ブラバント大公ヨハン、ゲルデルン伯ライナルト、クレーフエ伯テオデリヒは、ライン、デンダー間の平和のために同盟し、マース、ライン河の自由航行、ライン河における護送料の徴収禁止を定めた。

④① 1281 REK 3-2885, UNR II-749.

(国王ルドルフのライン地方への圧力に対して) トリア大司教ハインリヒはケルン大司教ジフリトと相互支援の同盟を結んだ。両大司教は両者間の紛争を避けるために、各々トリアの司祭長ボイムンドゥスとケルンの教師ヴィッケボルドゥスを仲裁者として選び、両大司教、またはその封臣の間に争いが生じたら、この2人が大司教の適当な封臣を加えて裁判または仲裁により、これを解決することに合意した。さらにこの仲裁者が裁定したことは全て有効なものとし、大司教の封臣にも遵守させることを約束した。

...Et ut omnis materia vel occasio discordie inter nos et nostros hincinde in posterum euitetur, volumus, consentimus, et elegimus venerabiles viros Boymundum archidiaconum Treverensem, et Wickeboldum scolasticum Coloniensem, tamquam arbitros arbitratores et amicabile compositores, ut de omni discordia et questione, que inter nos et nostros orta est ad presens vel oriri poterit in futurum, assumptis sibi fidelibus nostris hincinde quos ad hoc viderint expedire, ordinent, statuant iuste vel amicabiliter et decident. Promittentes fide et sacramento prestitis, quod quidquid predicti archidiaconus et scolasticus cum sibi adiunctis vel per se ordinauerint, statuerint vel deciderint iuste vel amicabiliter, nos ratum et firmum habebimus, et faciemus et procurabimus a nostris hincinde firmiter observari.

④① 1282 REK 3-2947, Ukr. Nr.378.

国王ルドルフは、マインツ大司教ヴェルナーとバーゼル司教ハインリヒ(およびカッツェンエルンボーゲン伯)の仲裁の下に、ケルン大司教ジフリトと、その代理人を通じて和解した。ケル

ン大司教はカイザースヴェルトの城塞を国王に返還し、アンデルナハ、ボンの陸路、水路の不法な関税を廃止する。国王の支持者もこの和解に加わり、彼らとケルン大司教の対立点は平和的に解決される。エッセンのフォークタイについては、大司教が国王宮廷に来て仲裁者を選ぶまでは、国王の聖職者、アーヘンの参事会員ルトゥガーが保有する.....

④② 1282 REK 3-2955.

国王ルドルフとケルン大司教ジフリトは、エッセンのフォークタイをめぐる彼らの争いの仲裁裁判官としてパラクレンス教会(?)ecclesia Palacrensisの参事会長ゴッツォらを選んだ。

④③ 1282 REK 3-2971.

ケルン大司教ジフリトとブラバント大公ヨハンは相互援助の同盟を結んだ。大司教は大公領に隣接する全ての貴族に対して、そしてライン・マース河間の大公の所領を防衛するために大公を総力を挙げて援助する。大公は大司教に対し、ライン・マース・アール河間のあらゆる敵対者に対し、またラインの彼岸、そしてヴェストファーレーエンにおいても、200人の騎兵により、ライン此岸では自分の費用で、彼岸では大司教の費用で援助する。国王は敵対者から除外する。

④④ 1283 UNR II-781.

ケルン大司教ジフリトとクレーフエ伯は相互援助と、両者の封臣、関係者の間の平和的關係のために同盟を結んだ。

④⑤ 1284 UNR-II797.

オスナブリュック司教コンラートはその高位聖職者、聖堂参事会、封臣、ミニステリアーレンの助言により、ケルン大司教ジフリトとの以前の同盟を更新し、確認した。そのためにヴィーデンプルック市とパーダーボーン司教任命をめぐる争いは仲裁され、リッペの貴族によりケルン大司教に加えられた損害は賠償されるべきものとされた。

④⑥ 1285 UNR II-811.

ケルン大司教ジフリトは高位聖職者や封臣の助言により、ケルン教会の主席司祭、教師、大司

教封臣等にマルク伯との争いを仲裁し、友好関係を結ぶための全権を委ねた。

...tandem de consilio priorum et fidelium nostrorum compromisimus et compromittimus pro nobis in dilectos in christo Th. decanum et archidiaconum Coloniensem, et W. scolasticum, et Johannem de Rennenberg, canonicos Colon., et Winricum de Bacheim, fidelem nostrum, quibus plenariam dedimus et damus potestatem, nos et dictum comitem concordandi et amicitiam ordinandi inter nos et ipsum, prout nobis et ecclesie Coloniensi viderint expedire.

④⑦ 1289 UNR II-865, 866, 867, 868.

ヴォリンゲンの戦いの後、ケルン大司教ジフリトとベルク伯兄弟、ユーリヒ伯、マルク伯、ヴァルデック伯、ブラバント大公は和解した。

④⑧ 1289 UNR II-871.

ベルク伯アドルフはヴォリンゲンの戦いの後、ケルン市民が奪ったとされる市内のケルン大司教の財産、収入に関して、ケルン大司教ジフリトとケルン市民の双方がその裁定に従うことに同意したので、次のように裁定した。すなわち市民はそのような略奪を行っておらず、大司教はこのことについて将来にわたって市民に要求してはならない。

...notum facimus, quod recepto in nos compromisso reuerendi patris et domini Sifridi archiepiscopi Coloniensis ex una parte, et iudicum scabinorum, consulum et uniuersorum ciuibus Coloniensibus infra ciuitatem Coloniensem ex altera, super bonis et redditibus ipsi domino archiepiscopo Coloniensi ab eisdem ciuibus Coloniensibus infra ciuitatem Coloniensem ablati post conflictum apud Wurinc, ...dicimus et pronuntiamus in hiis scriptis, quod ipsi ciues Colonienses ab huiusmodi bonorum et reddituum ablatione quiti sunt penitus et soluti, et quod ipse dominus archiepiscopus Coloniensis super ipsis impetere non debeat neque possit eosdem in futurum...

④⑨ 1289 UNR II-884.

ケルン大司教ジフリトはマインツ大司教コンラート、トリア大司教ボエムントと以前の同盟を更新した。

...Licet inter Maguntiam et Treuirenssem ecclesias et nostram ecclesiam Coloniensem quedam familiaritas amicitie specialis habita sit ab antiquo,...Nos familiaritatem huiusmodi innouare et ad maiorem roboris firmitatem perducere cupientes...

⑤⑩ 1295 UNR II-953.

ベルク伯アドルフは、ケルン大司教ジフリトとマルク伯ゲラルトの、エッセンの参事会教会のフォークタイをめぐる争いに関して仲裁裁定を行った。

.....両者はこの長く続いてきた争いについて、私の仲裁により和解した。その内容は以下の文書
のようである.....in nos tamquam in arbitrium seu amicabilem compositorem compromisissent,
sicut in litteris super hoc confectis plenius continetur, quarum tenor talis est...

⑤⑪ 1299 REK 3-1662, UNR II-1027.

クレーフェ伯テオデリヒ、ベルク伯ヴィルヘルム、ヒュルクラート伯テオデリヒ・ルフはケルン大司教ヴィクボルトより、各々（クレーフェ伯はその息子に）、400, 2000, 1200のマルクの貨幣封を与えられ、全ての敵対者に対して大司教を支援すること（国王は除外）、大司教に損害を加えた彼らの親族、封臣、ミニステリアーレンが法的手続きに応じなければ、彼らに対しても大司教を援助すること、彼ら3人は各々が大司教の封臣、聖職者から2名ずつ、大司教は3人の各々の封臣から2名ずつ仲裁者を選び、彼らと大司教の双方の役人、封臣、ミニステリアーレン、市民、領民の間に争いが生じたら、仲裁者は集まり、誓約のうえ、そのような争いを裁判または仲裁により裁定すること、封臣のある者がこの仲裁者あるいは裁定者に従わずに、何れかのラントに侵入して、略奪や放火、その他の暴力をはたらいたら、伯たちは一致してこの者に対処すること.....を取り決め、誓約した。

...qui sub iuramentis suis huiusmodi discordiam decident per iustitiam vel amorem, ita quod, inter quorum nostrum subditos discordia suborta est vel suborietur, illorum arbitri predicti seu arbitratores per nos ut premittitur ad hoc electi conuenient, questionem talis discordie decisuri; et si forsan aliquis subditorum nostrorum predictorum dictis arbitris seu ordinatoribus in hiis quod absit rebellis exstiterit, siue iustitia non requisita seu non prosecuta terram alcuius nostrum seu antedicti domini nostri seu homines inuaserit incendiis, rapinis, aut aliis violentiis, contra illum

unanimiter prodedemus...

⑤② 1300 REK 3-3748, 3751.

ホラント伯ヨハンの死後、無主となったホラント、ゼーラント、フリースラントをエノー伯ヨハン（ジャン）が要求し、これらがフランドル伯に帰すことを認めた国王アドルフは、エノー伯に対して軍をニムヴェーゲンに向かわせた。しかし戦闘とはならず、エノー伯と国王は、ケルン大司教ヴィクボルト、バーゼル司教、コンスタンツ司教、ブラバント大公、クレーフェ伯ら 8 人の仲裁者 *arbitri, arbitratores seu amiables compositores* が行う裁定に服することに合意した。⁶⁾

⑤③ 1300 UNR II-1057.

ブラバント大公ヨハンとケルン大司教ヴィクボルトと、彼らのラントの平和を維持するために終身の同盟を結んだ。また国王アルブレヒトによる、大司教とユーリヒ伯コンラートの争いの仲裁が奏功しない場合は、大公がその仲裁を行うことについても合意が成立した。

.....ヨハンは大司教をその敵対者に対して全力で終身にわたって支援する。もし大司教がヨハンの封臣や友好関係にある者に対して苦情や訴えを行うなら、大司教は法（裁判）であれ、仲裁であれヨハンの裁定に服す。しかしもしヨハンの封臣や友好関係にある者が、裁判であれ仲裁であれ、その裁定に服そうとしなければ、15日以内に、裁定に満足するよう促し、それでもこれに従わなければ、そのような者に対して大司教を全力で支援する。しかし両者の間の相互援助の同盟と友好が、将来、紛争によって損なわれることなきよう、大司教はケルンの参事会員ルドルフ、およびその他 3 人の封臣、友人を、ヨハンは同じく 4 人の封臣を選び、両者の間に争いの懸念が生じたら、両者の決定と合意に基づき、彼ら（8 人）がこれを法（判決）または仲裁によって解決するための全権を持つ。 ...*nos eidem d. archiepiscopo potenter ac patenter toto posse nostro contra suos aduersarios quoad vixerimus assistemus, hoc adiecto, quod si idem d. archiepiscopus contra nostros fideles et amicos questionem seu actionem habuerit aliqualem, ipse d. archiepiscopus stabit super hoc nostre ordinationi et sedationi pure et simpliciter in iure vel amicitia de scitu suo; si vero aliquis fidelium vel amicorum nostrorum huiusmodi nostre ordinationi seu sedationi iuris vel amicitie stare nollet, illum vel illos monebimus, ut infra*

quindenam, a die qua eum vel eos moneri super hoc fecerimus, nostra ordinatione sint contenti, quod si non fecerint, extunc dicto d. nostro archiepiscopo contra talem vel tales toto posse nostro potenter et patenter assistemus. Verum ne unio et amicitia mutui auxilii inter ipsum d. Coloniensem archiep. et nos, ut premittitur, contracta, occasione alicuius future discordie infringatur vel infringi possit, idem d. archiep. pro se eligit honestum virum Ludolfum de Dicha canonicum Coloniensem, nobiles viros G. d.D., J.d.R., H.d.H., militem suos fideles et amicos; nos vero elegimus et eligimus pro nobis nobiles viros d.G.d.B...militem, fideles nostros dilectos...quod si inter d.archiep. predictum et nos aliquis scrupulus discordie vel rancoris quod absit emergerit, plenum posse habebunt decidendi discordiam huiusmodi in iure vel amicitia de scitu et de consensu nostro.

以上に示した53の事例について、いくつかの視点からその特質を指摘しておこう。

1) 仲裁者

下ライン、低地地方における聖俗諸侯、在地貴族、教会を含むあらゆるレベルの紛争解決において、mediator, arbiter, arbitrator, compositorあるいはcommunes amiciなどと表現される仲裁者は、13世紀においても不可欠の役割を担っていた。⁷⁾

さて、この地域の紛争・仲裁・同盟において、殆ど常にケルン大司教が中心的役割を演じているように見えるのは、多くの事例を『ケルン大司教事績要録』から得ているためばかりではない。『下ライン地方文書集』に見いだすことができた仲裁、同盟の事例の多くが結果的に、ケルン大司教の直接・間接に関わるものであったのは、やはりケルン大司教がこの地域の秩序に対して、ポジティブにせよネガティブにせよ大きな影響力を有したからであろう。例えば『マインツ大司教事績要録』(Böhmer, J. Fr., *Regesten zur Geschichte der Mainzer Erzbischöfe von Bonifatius bis Heinrich II 742?-1288*, 2Bde., Neudruck 1966) では、同大司教の仲裁活動の記事はケルン大司教に比して遙かに少ないのである。

ともあれ仲裁者としてのケルン大司教の役割は目だっている。(③④⑦⑨⑪⑬⑮⑰⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)

しかしバルバロッサ時代のごとく、ケルン大司教が国王の依頼により、また国王の名において諸侯間の紛争を仲裁することは殆どない。国王との関わりにおける仲裁活動としては、⑦の国王によるブラバント大公とゲルデルン伯の仲裁への協力のみが挙げられる。このことはケルン大司教の仲裁活動が、自身の利害に基づく意志的行為であったことを想わせる。しかし大司教による仲裁の事例が、13世紀半ばころから少なくなることに留意せねばならない。ケルン大司教自身が領邦政策の主体として、この地域における領邦的利害対立のただ中に置かれているという状況は、13世紀には一層顕著となった。そのために抜きんでた仲裁者としてよりも、紛争当事者として仲裁を受け、さらには局面に応じて同盟関係を結ぶ1人の諸侯として現れることが多くなるのである。上掲事例の全体においても、大司教は仲裁主体である以上に、紛争当事者として仲裁を受ける事例の方が多い。

とはいえ他の諸侯と比較すれば、ケルン大司教が13世紀になお仲裁者として重要な役割を果たしていた事実は否定できない。その際12世紀の大司教による仲裁に比して、13世紀にはケルン大司教個人による仲裁以上に（⑦国王オットーとの協力を別にして）、大司教が他の諸侯と共同で仲裁を行う事例が目立っている。④ではマインツ大司教、⑩ではシュパイア司教、⑬では6人の貴族とともに、⑮ではケルンの聖職者、⑲では8人の聖俗諸侯とともに仲裁を行っている。おそらく紛争の背景にある利害対立の根深さや、複数の諸侯、貴族におよぶ広域性から、自身がそうした利害に無関係ではないケルン大司教が単独で仲裁を行うことは困難になっていた。

逆にケルン大司教が仲裁を受ける場合も、⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿が示すように、半数以上の事例では複数の諸侯、貴族がその役割を担っている。その中でも、1262年の事例㉞では、紛争当事者のケルン大司教と宮中伯ルートヴィヒの各々の側から選ばれた封臣や所属聖職者が、仲裁を行うとされていることに注目したい。㉞で双方が選んだ仲裁人も、ケルン教会の聖職者、在地貴族、市民など、各々の封臣に近い関係者であった。これらの封臣団を中心とする仲裁においては、他の諸侯は関わっておらず、この意味では、当事者間の意志による和解交渉に近いものと言えよう。ガルニーアによれば、⑪の事例においても、それぞれ2つの地域を管轄する仲裁者団を構成したのは、その地域におけるゲルデルン伯とユトレヒト司教の封臣たち milites であった。⁸⁾ 領邦の形

成は在地貴族の領邦貴族身分としての統合とともに、彼らの共属感覚（ラント意識）の発生をも促したであろう。主君のかかえる紛争を封臣団が仲裁するという事例は、そうした領邦貴族の政治的成長を背景として理解されねばならない。このことは同じ②⑨において、また後段の4）に述べる他の事例においても、将来の紛争にそなえて設けられた仲裁者団に、封臣が多く加えられていることから一層明らかとなる。

2) 同盟関係の展開

前述のように、amicitia, vinculum amicitiaeなどと表現される諸侯間の同盟は、12世紀末より持続的に現れる。とりわけ12世紀末から13世紀初の対立王時代、そしていわゆる大空位時代に頻出するが、その後のハプスブルク王権時代にも少なくない。ハインリヒ6世治世初期、1192, 1193年の同盟の事例①②は、同王のこの地域への政治的圧力に対するものであった。同様に、④⑩は国王ルードルフ・フォン・ハプスブルクに対する同盟である。国王に対抗する諸侯の（文書化された）政治的同盟は、バルバロッサ時代にはなかったこの時期（以後）の特徴的現象である。しかし13世紀後半の下ライン、低地地方は概して「王権から遠い」地域であった。13世紀後半以後はむしろ王権の関わらない、地域的な諸侯の同盟が、常態化しつつあったといえよう。こうした同盟関係は文書（証書）に記され、1230年代より、そしてとくに1250年代から頻繁に、その詳細な条件、内容の規定をとまなうようになる。とりわけ重要なのは、相互の支援義務の限定や、敵対者に関する除外規定、そして将来の紛争再燃、拡大を避けるための仲裁者の選出である。

1230年の事例⑫では、ケルン大司教とライン宮中伯、バーデン辺境伯は具体的な各々の支援義務を記すにとどまっているが、1254年の事例⑫はこの時期の同盟ないし和解の特質を示している。その領域が相互に入り組むユーリヒ伯とケルン大司教は、両者の同盟者たちをも含め、所領や諸権限、城塞等をめぐって1240年代より繰り返して争っていたが（⑮）、1250, 51, 53年には仲裁により和解が成立し、その際にはベルク伯、ゲルデルン伯、クレーフェ伯、リンブルク大公、リエージュ司教など地域の主な諸侯が協力した（⑰⑱㉑）。にもかかわらずユーリヒ伯は1254年には、ヴェストファ

ーレン地方で大司教に敵対するパーダーボルン司教らと結び、ライン左岸においても大司教に対するフェーデを行った。このように第三者との関係も絡むゆえに解消が困難な対立に、当面の平和をもたらしたのが1254年の和解である。ここではユーリヒ伯は、ライン右岸では同盟者パーダーボルン司教らのために軍事行動をなし得、それによって大司教との紛争が生じて、ライン左岸では両者は平和的關係を保つものとされた。すなわち平和と敵対の關係を地域区分によって両立させ、全面的な和解でなくとも、状況に応じて当面可能な關係を維持しようとしたのである。⁹⁾ この同盟（和解）文書はさらに、記名されたユーリヒ伯の血縁者やリンブルク大公がミュンスター司教、パーダーボルン司教に対してケルン大司教を支援すること、さらにケルン大司教は従来の協定によりフランドル伯夫人、アンジュー伯を、またユーリヒ伯はエノー伯を援助しうることを記している。既存の友好・同盟の關係を保持しつつ、可能な範圍の平和的關係を構築しようとする試みと言えよう。②④が示すとおり、この平和協定にもかかわらず2年後に大司教とユーリヒ伯の間の紛争は再燃した。しかしこのように、敵対者の除外規定の挿入や義務關係の地域的限定など、相互の關係や同盟の條件を現実に適合させつつ詳細に文書化し、それによって錯綜する利害關係の中で一定の協調を実現しようとする試みは、その後の和解・同盟文書に繰り返し現れるのである。

②⑧では上記のように敵対していたケルン大司教とパーダーボルン司教は和解し、同盟を結んだが、やはり前述のように後者と友好關係にあったミュンスター司教とユーリヒ伯は、大司教との相互援助が対象とする敵対者から除外されている。③⑩のケルン大司教とアルンズベルク伯の相互援助同盟が想定する敵対者からは、除外されるべき多数の、各々と友好關係にある諸侯、貴族が記名されている。④③はブラバント大公のケルン大司教に対する軍事援助のための負担を、ライン以西、以東で区別している。このような文書による同盟關係の嚴密化については、ガルニエが既に詳しく論じているので、本稿での考察は以上にとどめたい。

3) ケルン大司教とブラバント大公

なお下ライン地方における同盟關係の展開は、諸侯の離合集散、合従連衡の印象を

与えるが、その中でもケルン大司教とブラバント大公との関係が、この地域における秩序のひとつの軸をなしていた。12世紀初に下ロートリングン大公位を与えられたルーヴァン伯は、さらにブリュッセル、アントヴェルペン地域をも掌握して1188年にはブラバント大公と称された。いうまでもなくブラバント都市はケルンと密接な商業関係にあった。12世紀末にはブラバント大公はスヘルデ・マース河間の最有力者となり、この地域の商業、商路の保護・統制をもなし得たが、マース・ライン間についてはケルン大司教との同盟関係に頼らざるを得なかったのである。¹⁰⁾ 1190年～1300年に両者は13回に及ぶ同盟の形成ないし更新を行っている（上掲事例では①②⑤⑧⑩⑪⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿㏀㏁㏂㏃㏄㏅㏆㏇㏈㏉㏊㏋㏌㏍㏎㏏㏐㏑㏒㏓㏔㏕㏖㏗㏘㏙㏚㏛㏜㏝㏞㏟㏠㏡㏢㏣㏤㏥㏦㏧㏨㏩㏪㏫㏬㏭㏮㏯㏰㏱㏲㏳㏴㏵㏶㏷㏸㏹㏺㏻㏼㏽㏾㏿㐀㐁㐂㐃㐄㐅㐆㐇㐈㐉㐊㐋㐌㐍㐎㐏㐐㐑㐒㐓㐔㐕㐖㐗㐘㐙㐚㐛㐜㐝㐞㐟㐠㐡㐢㐣㐤㐥㐦㐧㐨㐩㐪㐫㐬㐭㐮㐯㐰㐱㐲㐳㐴㐵㐶㐷㐸㐹㐺㐻㐼㐽㐾㐿㑀㑁㑂㑃㑄㑅㑆㑇㑈㑉㑊㑋㑌㑍㑎㑏㑐㑑㑒㑓㑔㑕㑖㑗㑘㑙㑚㑛㑜㑝㑞㑟㑠㑡㑢㑣㑤㑥㑦㑧㑨㑩㑪㑫㑬㑭㑮㑯㑰㑱㑲㑳㑴㑵㑶㑷㑸㑹㑺㑻㑼㑽㑾㑿㒀㒁㒂㒃㒄㒅㒆㒇㒈㒉㒊㒋㒌㒍㒎㒏㒐㒑㒒㒓㒔㒕㒖㒗㒘㒙㒚㒛㒜㒝㒞㒟㒠㒡㒢㒣㒤㒥㒦㒧㒨㒩㒪㒫㒬㒭㒮㒯㒰㒱㒲㒳㒴㒵㒶㒷㒸㒹㒺㒻㒼㒽㒾㒿㓀㓁㓂㓃㓄㓅㓆㓇㓈㓉㓊㓋㓌㓍㓎㓏㓐㓑㓒㓓㓔㓕㓖㓗㓘㓙㓚㓛㓜㓝㓞㓟㓠㓡㓢㓣㓤㓥㓦㓧㓨㓩㓪㓫㓬㓭㓮㓯㓰㓱㓲㓳㓴㓵㓶㓷㓸㓹㓺㓻㓼㓽㓾㓿㔀㔁㔂㔃㔄㔅㔆㔇㔈㔉㔊㔋㔌㔍㔎㔏㔐㔑㔒㔓㔔㔕㔖㔗㔘㔙㔚㔛㔜㔝㔞㔟㔠㔡㔢㔣㔤㔥㔦㔧㔨㔩㔪㔫㔬㔭㔮㔯㔰㔱㔲㔳㔴㔵㔶㔷㔸㔹㔺㔻㔼㔽㔾㔿㕀㕁㕂㕃㕄㕅㕆㕇㕈㕉㕊㕋㕌㕍㕎㕏㕐㕑㕒㕓㕔㕕㕖㕗㕘㕙㕚㕛㕜㕝㕞㕟㕠㕡㕢㕣㕤㕥㕦㕧㕨㕩㕪㕫㕬㕭㕮㕯㕰㕱㕲㕳㕴㕵㕶㕷㕸㕹㕺㕻㕼㕽㕾㕿㖀㖁㖂㖃㖄㖅㖆㖇㖈㖉㖊㖋㖌㖍㖎㖏㖐㖑㖒㖓㖔㖕㖖㖗㖘㖙㖚㖛㖜㖝㖞㖟㖠㖡㖢㖣㖤㖥㖦㖧㖨㖩㖪㖫㖬㖭㖮㖯㖰㖱㖲㖳㖴㖵㖶㖷㖸㖹㖺㖻㖼㖽㖾㖿㗀㗁㗂㗃㗄㗅㗆㗇㗈㗉㗊㗋㗌㗍㗎㗏㗐㗑㗒㗓㗔㗕㗖㗗㗘㗙㗚㗛㗜㗝㗞㗟㗠㗡㗢㗣㗤㗥㗦㗧㗨㗩㗪㗫㗬㗭㗮㗯㗰㗱㗲㗳㗴㗵㗶㗷㗸㗹㗺㗻㗼㗽㗾㗿㘀㘁㘂㘃㘄㘅㘆㘇㘈㘉㘊㘋㘌㘍㘎㘏㘐㘑㘒㘓㘔㘕㘖㘗㘘㘙㘚㘛㘜㘝㘞㘟㘠㘡㘢㘣㘤㘥㘦㘧㘨㘩㘪㘫㘬㘭㘮㘯㘰㘱㘲㘳㘴㘵㘶㘷㘸㘹㘺㘻㘼㘽㘾㘿㙀㙁㙂㙃㙄㙅㙆㙇㙈㙉㙊㙋㙌㙍㙎㙏㙐㙑㙒㙓㙔㙕㙖㙗㙘㙙㙚㙛㙜㙝㙞㙟㙠㙡㙢㙣㙤㙥㙦㙧㙨㙩㙪㙫㙬㙭㙮㙯㙰㙱㙲㙳㙴㙵㙶㙷㙸㙹㙺㙻㙼㙽㙾㙿㚀㚁㚂㚃㚄㚅㚆㚇㚈㚉㚊㚋㚌㚍㚎㚏㚐㚑㚒㚓㚔㚕㚖㚗㚘㚙㚚㚛㚜㚝㚞㚟㚠㚡㚢㚣㚤㚥㚦㚧㚨㚩㚪㚫㚬㚭㚮㚯㚰㚱㚲㚳㚴㚵㚶㚷㚸㚹㚺㚻㚼㚽㚾㚿㜀㜁㜂㜃㜄㜅㜆㜇㜈㜉㜊㜋㜌㜍㜎㜏㜐㜑㜒㜓㜔㜕㜖㜗㜘㜙㜚㜛㜜㜝㜞㜟㜠㜡㜢㜣㜤㜥㜦㜧㜨㜩㜪㜫㜬㜭㜮㜯㜰㜱㜲㜳㜴㜵㜶㜷㜸㜹㜺㜻㜼㜽㜾㜿㝀㝁㝂㝃㝄㝅㝆㝇㝈㝉㝊㝋㝌㝍㝎㝏㝐㝑㝒㝓㝔㝕㝖㝗㝘㝙㝚㝛㝜㝝㝞㝟㝠㝡㝢㝣㝤㝥㝦㝧㝨㝩㝪㝫㝬㝭㝮㝯㝰㝱㝲㝳㝴㝵㝶㝷㝸㝹㝺㝻㝼㝽㝾㝿㞀㞁㞂㞃㞄㞅㞆㞇㞈㞉㞊㞋㞌㞍㞎㞏㞐㞑㞒㞓㞔㞕㞖㞗㞘㞙㞚㞛㞜㞝㞞㞟㞠㞡㞢㞣㞤㞥㞦㞧㞨㞩㞪㞫㞬㞭㞮㞯㞰㞱㞲㞳㞴㞵㞶㞷㞸㞹㞺㞻㞼㞽㞾㞿㟀㟁㟂㟃㟄㟅㟆㟇㟈㟉㟊㟋㟌㟍㟎㟏㟐㟑㟒㟓㟔㟕㟖㟗㟘㟙㟚㟛㟜㟝㟞㟟㟠㟡㟢㟣㟤㟥㟦㟧㟨㟩㟪㟫㟬㟭㟮㟯㟰㟱㟲㟳㟴㟵㟶㟷㟸㟹㟺㟻㟼㟽㟾㟿㠀㠁㠂㠃㠄㠅㠆㠇㠈㠉㠊㠋㠌㠍㠎㠏㠐㠑㠒㠓㠔㠕㠖㠗㠘㠙㠚㠛㠜㠝㠞㠟㠠㠡㠢㠣㠤㠥㠦㠧㠨㠩㠪㠫㠬㠭㠮㠯㠰㠱㠲㠳㠴㠵㠶㠷㠸㠹㠺㠻㠼㠽㠾㠿㡀㡁㡂㡃㡄㡅㡆㡇㡈㡉㡊㡋㡌㡍㡎㡏㡐㡑㡒㡓㡔㡕㡖㡗㡘㡙㡚㡛㡜㡝㡞㡟㡠㡡㡢㡣㡤㡥㡦㡧㡨㡩㡪㡫㡬㡭㡮㡯㡰㡱㡲㡳㡴㡵㡶㡷㡸㡹㡺㡻㡼㡽㡾㡿㢀㢁㢂㢃㢄㢅㢆㢇㢈㢉㢊㢋㢌㢍㢎㢏㢐㢑㢒㢓㢔㢕㢖㢗㢘㢙㢚㢛㢜㢝㢞㢟㢠㢡㢢㢣㢤㢥㢦㢧㢨㢩㢪㢫㢬㢭㢮㢯㢰㢱㢲㢳㢴㢵㢶㢷㢸㢹㢺㢻㢼㢽㢾㢿㣀㣁㣂㣃㣄㣅㣆㣇㣈㣉㣊㣋㣌㣍㣎㣏㣐㣑㣒㣓㣔㣕㣖㣗㣘㣙㣚㣛㣜㣝㣞㣟㣠㣡㣢㣣㣤㣥㣦㣧㣨㣩㣪㣫㣬㣭㣮㣯㣰㣱㣲㣳㣴㣵㣶㣷㣸㣹㣺㣻㣼㣽㣾㣿㤀㤁㤂㤃㤄㤅㤆㤇㤈㤉㤊㤋㤌㤍㤎㤏㤐㤑㤒㤓㤔㤕㤖㤗㤘㤙㤚㤛㤜㤝㤞㤟㤠㤡㤢㤣㤤㤥㤦㤧㤨㤩㤪㤫㤬㤭㤮㤯㤰㤱㤲㤳㤴㤵㤶㤷㤸㤹㤺㤻㤼㤽㤾㤿㥀㥁㥂㥃㥄㥅㥆㥇㥈㥉㥊㥋㥌㥍㥎㥏㥐㥑㥒㥓㥔㥕㥖㥗㥘㥙㥚㥛㥜㥝㥞㥟㥠㥡㥢㥣㥤㥥㥦㥧㥨㥩㥪㥫㥬㥭㥮㥯㥰㥱㥲㥳㥴㥵㥶㥷㥸㥹㥺㥻㥼㥽㥾㥿㦀㦁㦂㦃㦄㦅㦆㦇㦈㦉㦊㦋㦌㦍㦎㦏㦐㦑㦒㦓㦔㦕㦖㦗㦘㦙㦚㦛㦜㦝㦞㦟㦠㦡㦢㦣㦤㦥㦦㦧㦨㦩㦪㦫㦬㦭㦮㦯㦰㦱㦲㦳㦴㦵㦶㦷㦸㦹㦺㦻㦼㦽㦾㦿㧀㧁㧂㧃㧄㧅㧆㧇㧈㧉㧊㧋㧌㧍㧎㧏㧐㧑㧒㧓㧔㧕㧖㧗㧘㧙㧚㧛㧜㧝㧞㧟㧠㧡㧢㧣㧤㧥㧦㧧㧨㧩㧪㧫㧬㧭㧮㧯㧰㧱㧲㧳㧴㧵㧶㧷㧸㧹㧺㧻㧼㧽㧾㧿㨀㨁㨂㨃㨄㨅㨆㨇㨈㨉㨊㨋㨌㨍㨎㨏㨐㨑㨒㨓㨔㨕㨖㨗㨘㨙㨚㨛㨜㨝㨞㨟㨠㨡㨢㨣㨤㨥㨦㨧㨨㨩㨪㨫㨬㨭㨮㨯㨰㨱㨲㨳㨴㨵㨶㨷㨸㨹㨺㨻㨼㨽㨾㨿㩀㩁㩂㩃㩄㩅㩆㩇㩈㩉㩊㩋㩌㩍㩎㩏㩐㩑㩒㩓㩔㩕㩖㩗㩘㩙㩚㩛㩜㩝㩞㩟㩠㩡㩢㩣㩤㩥㩦㩧㩨㩩㩪㩫㩬㩭㩮㩯㩰㩱㩲㩳㩴㩵㩶㩷㩸㩹㩺㩻㩼㩽㩾㩿㪀㪁㪂㪃㪄㪅㪆㪇㪈㪉㪊㪋㪌㪍㪎㪏㪐㪑㪒㪓㪔㪕㪖㪗㪘㪙㪚㪛㪜㪝㪞㪟㪠㪡㪢㪣㪤㪥㪦㪧㪨㪩㪪㪫㪬㪭㪮㪯㪰㪱㪲㪳㪴㪵㪶㪷㪸㪹㪺㪻㪼㪽㪾㪿㫀㫁㫂㫃㫄㫅㫆㫇㫈㫉㫊㫋㫌㫍㫎㫏㫐㫑㫒㫓㫔㫕㫖㫗㫘㫙㫚㫛㫜㫝㫞㫟㫠㫡㫢㫣㫤㫥㫦㫧㫨㫩㫪㫫㫬㫭㫮㫯㫰㫱㫲㫳㫴㫵㫶㫷㫸㫹㫺㫻㫼㫽㫾㫿㬀㬁㬂㬃㬄㬅㬆㬇㬈㬉㬊㬋㬌㬍㬎㬏㬐㬑㬒㬓㬔㬕㬖㬗㬘㬙㬚㬛㬜㬝㬞㬟㬠㬡㬢㬣㬤㬥㬦㬧㬨㬩㬪㬫㬬㬭㬮㬯㬰㬱㬲㬳㬴㬵㬶㬷㬸㬹㬺㬻㬼㬽㬾㬿㭀㭁㭂㭃㭄㭅㭆㭇㭈㭉㭊㭋㭌㭍㭎㭏㭐㭑㭒㭓㭔㭕㭖㭗㭘㭙㭚㭛㭜㭝㭞㭟㭠㭡㭢㭣㭤㭥㭦㭧㭨㭩㭪㭫㭬㭭㭮㭯㭰㭱㭲㭳㭴㭵㭶㭷㭸㭹㭺㭻㭼㭽㭾㭿㮀㮁㮂㮃㮄㮅㮆㮇㮈㮉㮊㮋㮌㮍㮎㮏㮐㮑㮒㮓㮔㮕㮖㮗㮘㮙㮚㮛㮜㮝㮞㮟㮠㮡㮢㮣㮤㮥㮦㮧㮨㮩㮪㮫㮬㮭㮮㮯㮰㮱㮲㮳㮴㮵㮶㮷㮸㮹㮺㮻㮼㮽㮾㮿㯀㯁㯂㯃㯄㯅㯆㯇㯈㯉㯊㯋㯌㯍㯎㯏㯐㯑㯒㯓㯔㯕㯖㯗㯘㯙㯚㯛㯜㯝㯞㯟㯠㯡㯢㯣㯤㯥㯦㯧㯨㯩㯪㯫㯬㯭㯮㯯㯰㯱㯲㯳㯴㯵㯶㯷㯸㯹㯺㯻㯼㯽㯾㯿㰀㰁㰂㰃㰄㰅㰆㰇㰈㰉㰊㰋㰌㰍㰎㰏㰐㰑㰒㰓㰔㰕㰖㰗㰘㰙㰚㰛㰜㰝㰞㰟㰠㰡㰢㰣㰤㰥㰦㰧㰨㰩㰪㰫㰬㰭㰮㰯㰰㰱㰲㰳㰴㰵㰶㰷㰸㰹㰺㰻㰼㰽㰾㰿㱀㱁㱂㱃㱄㱅㱆㱇㱈㱉㱊㱋㱌㱍㱎㱏㱐㱑㱒㱓㱔㱕㱖㱗㱘㱙㱚㱛㱜㱝㱞㱟㱠㱡㱢㱣㱤㱥㱦㱧㱨㱩㱪㱫㱬㱭㱮㱯㱰㱱㱲㱳㱴㱵㱶㱷㱸㱹㱺㱻㱼㱽㱾㱿㲀㲁㲂㲃㲄㲅㲆㲇㲈㲉㲊㲋㲌㲍㲎㲏㲐㲑㲒㲓㲔㲕㲖㲗㲘㲙㲚㲛㲜㲝㲞㲟㲠㲡㲢㲣㲤㲥㲦㲧㲨㲩㲪㲫㲬㲭㲮㲯㲰㲱㲲㲳㲴㲵㲶㲷㲸㲹㲺㲻㲼㲽㲾㲿㳀㳁㳂㳃㳄㳅㳆㳇㳈㳉㳊㳋㳌㳍㳎㳏㳐㳑㳒㳓㳔㳕㳖㳗㳘㳙㳚㳛㳜㳝㳞㳟㳠㳡㳢㳣㳤㳥㳦㳧㳨㳩㳪㳫㳬㳭㳮㳯㳰㳱㳲㳳㳴㳵㳶㳷㳸㳹㳺㳻㳼㳽㳾㳿㴀㴁㴂㴃㴄㴅㴆㴇㴈㴉㴊㴋㴌㴍㴎㴏㴐㴑㴒㴓㴔㴕㴖㴗㴘㴙㴚㴛㴜㴝㴞㴟㴠㴡㴢㴣㴤㴥㴦㴧㴨㴩㴪㴫㴬㴭㴮㴯㴰㴱㴲㴳㴴㴵㴶㴷㴸㴹㴺㴻㴼㴽㴾㴿㵀㵁㵂㵃㵄㵅㵆㵇㵈㵉㵊㵋㵌㵍㵎㵏㵐㵑㵒㵓㵔㵕㵖㵗㵘㵙㵚㵛㵜㵝㵞㵟㵠㵡㵢㵣㵤㵥㵦㵧㵨㵩㵪㵫㵬㵭㵮㵯㵰㵱㵲㵳㵴㵵㵶㵷㵸㵹㵺㵻㵼㵽㵾㵿㶀㶁㶂㶃㶄㶅㶆㶇㶈㶉㶊㶋㶌㶍㶎㶏㶐㶑㶒㶓㶔㶕㶖㶗㶘㶙㶚㶛㶜㶝㶞㶟㶠㶡㶢㶣㶤㶥㶦㶧㶨㶩㶪㶫㶬㶭㶮㶯㶰㶱㶲㶳㶴㶵㶶㶷㶸㶹㶺㶻㶼㶽㶾㶿㷀㷁㷂㷃㷄㷅㷆㷇㷈㷉㷊㷋㷌㷍㷎㷏㷐㷑㷒㷓㷔㷕㷖㷗㷘㷙㷚㷛㷜㷝㷞㷟㷠㷡㷢㷣㷤㷥㷦㷧㷨㷩㷪㷫㷬㷭㷮㷯㷰㷱㷲㷳㷴㷵㷶㷷㷸㷹㷺㷻㷼㷽㷾㷿㸀㸁㸂㸃㸄㸅㸆㸇㸈㸉㸊㸋㸌㸍㸎㸏㸐㸑㸒㸓㸔㸕㸖㸗㸘㸙㸚㸛㸜㸝㸞㸟㸠㸡㸢㸣㸤㸥㸦㸧㸨㸩㸪㸫㸬㸭㸮㸯㸰㸱㸲㸳㸴㸵㸶㸷㸸㸹㸺㸻㸼㸽㸾㸿㹀㹁㹂㹃㹄㹅㹆㹇㹈㹉㹊㹋㹌㹍㹎㹏㹐㹑㹒㹓㹔㹕㹖㹗㹘㹙㹚㹛㹜㹝㹞㹟㹠㹡㹢㹣㹤㹥㹦㹧㹨㹩㹪㹫㹬㹭㹮㹯㹰㹱㹲㹳㹴㹵㹶㹷㹸㹹㹺㹻㹼㹽㹾㹿㺀㺁㺂㺃㺄㺅㺆㺇㺈㺉㺊㺋㺌㺍㺎㺏㺐㺑㺒㺓㺔㺕㺖㺗㺘㺙㺚㺛㺜㺝㺞㺟㺠㺡㺢㺣㺤㺥㺦㺧㺨㺩㺪㺫㺬㺭㺮㺯㺰㺱㺲㺳㺴㺵㺶㺷㺸㺹㺺㺻㺼㺽㺾㺿㻀㻁㻂㻃㻄㻅㻆㻇㻈㻉㻊㻋㻌㻍㻎㻏㻐㻑㻒㻓㻔㻕㻖㻗㻘㻙㻚㻛㻜㻝㻞㻟㻠㻡㻢㻣㻤㻥㻦㻧㻨㻩㻪㻫㻬㻭㻮㻯㻰㻱㻲㻳㻴㻵㻶㻷㻸㻹㻺㻻㻼㻽㻾㻿㼀㼁㼂㼃㼄㼅㼆㼇㼈㼉㼊㼋㼌㼍㼎㼏㼐㼑㼒㼓㼔㼕㼖㼗㼘㼙㼚㼛㼜㼝㼞㼟㼠㼡㼢㼣㼤㼥㼦㼧㼨㼩㼪㼫㼬㼭㼮㼯㼰㼱㼲㼳㼴㼵㼶㼷㼸㼹㼺㼻㼼㼽㼾㼿㽀㽁㽂㽃㽄㽅㽆㽇㽈㽉㽊㽋㽌㽍㽎㽏㽐㽑㽒㽓㽔㽕㽖㽗㽘㽙㽚㽛㽜㽝㽞㽟㽠㽡㽢㽣㽤㽥㽦㽧㽨㽩㽪㽫㽬㽭㽮㽯㽰㽱㽲㽳㽴㽵㽶㽷㽸㽹㽺㽻㽼㽽㽾㽿㿀㿁㿂㿃㿄㿅㿆㿇㿈㿉㿊㿋㿌㿍㿎㿏㿐㿑㿒㿓㿔㿕㿖㿗㿘㿙㿚㿛㿜㿝㿞㿟㿠㿡㿢㿣㿤㿥㿦㿧㿨㿩㿪㿫㿬㿭㿮㿯㿰㿱㿲㿳㿴㿵㿶㿷㿸㿹㿺㿻㿼㿽㿾㿿

同盟の主たる目的は領邦的利益に基づく相互支援であった。一方ではケルン大司教の、隣接する支配領域を持つユーリヒ、ベルク伯やリンブルク大公などとの紛争、他方ではブラバント大公のゲルデルン伯、ホラント伯などとの争いにおける相互の軍事支援について、同盟文書は地域や員数、敵対者から除外される各々の同盟者などにわたって詳細に規定している。しかし同盟関係は軍事援助を与えるばかりではなく、⑦⑭⑮のように、第三者との紛争における同盟者のための仲裁をも促した。この地域の最有力諸侯、ケルン大司教とブラバント大公の同盟関係は、パートナーと他の諸侯との関係を調整することにおいても、地域の平和の回復・維持に貢献していたと言えよう。

1280年代にはリンブルク大公領の継承をめぐるブラバント大公と、ケルン大司教の支持するゲルデルン伯の対立が、広く下ライン、低地地方の諸侯を巻き込む問題となった。1288年のヴォーリングンの戦闘は、ブラバント大公側（ベルク、ユーリヒ、マルク伯、ケルン市民、リエージュ司教、ホラント伯など）のゲルデルン伯陣営（ケルン大司教、ゲルデルン、ルクセンブルク、ナッサウ、フランドル伯など）に対する勝利に終わり、マース河までの領域を支配下に収めようとする大司教の目論見は挫折した。逆にリンブルク大公領を得たブラバント大公は大司教と対等の存在となり、またユーリヒ伯らの領邦は実質的に、その封主ケルン大司教より自立化した。ブラバント大公とケルン大司教の関係はほどなく修復されたが、いずれにせよ13世紀後半には、ケルン大司教のみではこの地域の秩序維持はもはや不可能であり、ブラバント大公との協力関係は一層重要となった。¹¹⁾

とはいえこの地域における諸侯間の友好・敵対の関係が、ケルン大司教とブラバント大公の同盟により、固定されたものではなかった。隣接領邦として最も頻繁にケルン大司教に敵対したユーリヒ、ベルク伯も、①⑦①⑨②①②②では現実に対応した条件を付して大司教と和解や合意を形成している。1251、53年の大司教とユーリヒ伯の和解には、ベルク伯、リンブルク大公らが協力し、1259年のケルン大司教とナッサウ伯の和解(②⑥)にはリエージュ司教、ユーリヒ、ベルク伯、ゲルデルン伯、リンブルク大公など、大司教としばしば対立した諸侯を含む、周辺地域の聖俗諸侯が関与した。さらに「大空位時代」の1259年に大司教のイニシアティヴで形成されたラント平和同盟②⑦、1279年に大司教とブラバント大公を中心に結成されたラント平和同盟は、ゲルデルン、ユーリヒ、ベルク、クレーフエ伯など、両者と対立することの多かった諸侯をも含む広範囲の同盟関係の成立を意味する。¹²⁾ 前者では国王リチャードへの支持、後者ではとくに商業のための広域的な治安維持という必要から、時限付にせよ、個別的な対立利害が調整され、あるいは不問(棚上げ)にされたのである。たしかにケルン大司教とブラバント大公の関係は下ライン地方の政治秩序を左右する影響力をもったが、それ自体決して固定的、排他的ではなかった。¹³⁾ 周辺諸侯も両者とは敵対するのみならず、状況に応じて帝国政治や広域平和にかかわる同盟関係をも形成したのである。¹⁴⁾

以上のような、ケルン大司教とブラバント大公の関係を一つの軸とし、その都度パートナーを替えて展開する諸侯の紛争と仲裁、友好(同盟)の相互関係は、自律的、可変的な領邦間ネットワークと称し得るものである。ではこのような領邦間ネットワークは、現実にはどの程度地域秩序の安定に貢献したのだろうか。この点を明らかにするためには、この地方の政治史、事件史の包括的な考察が必要であるが、ここではその余裕はない。以下では友好・同盟の安定にとって不可欠の要素であった、起こりうる紛争のための仲裁規定について考えてみよう。

4) 同盟における仲裁規定

既に述べたように、諸侯間の和解や同盟形成の際には、将来の紛争に対処するための仲裁者団をあらかじめ設ける場合が少なくない。当地域の諸侯、貴族は、和解や同

盟の際にも近い将来における紛争の可能性を念頭に置いていたからこそ、同時にこれを初期段階で解決するための手続きを、関係者の合意によって設けたのである。下ライン地方ではこのような事例は、13世紀半ばより現れる。一般に、双方が各々2～6人の仲裁者を、ときには相手側の関係者から選出した。①⑦では、多くの紛争要因をかかえるケルン大司教とユーリヒ伯が、また先に言及した②⑧でも両者およびその教会、封臣、ミニステリアーレンの間の紛争に対処する仲裁者団と、和解のための義務履行を監督する人々の選出が規定されている。¹⁵⁾ 同様に場合によっては2段階、3段階におよぶ仲裁システムを規定した和解・同盟の事例として②⑨③⑨④①⑤③を挙げることができる。さらに③①では同盟のパートナーが第三者との紛争に陥った場合に、他方が軍事的支援ではなく、まず仲裁を行うことを規定している。これは前項でも述べたように、地域の平和に貢献することは勿論、場合によっては当事者にとっても軍事援助以上に重要な意味を持ったであろう。③④では2組の仲裁者団が、各々区分された二つの地域における将来の紛争に対処する義務を負った。これは本節の1) 仲裁者の項で挙げた①①の事例に対応する。

また注目されるのは、将来の紛争に対処するこれらの仲裁者団が主として、当事者の封臣（聖職者）によって構成されたことである。主君の紛争に対して封臣は、有能な仲裁者たり得たのだろうか。本節1)の項では紛争当事者双方の封臣が実際に仲裁を行った事例にふれ、その背景として領邦貴族としての意識や政治的力量について述べたが、ここでも同様に考えたい。さらに将来の紛争に対処するものであるゆえに、友好と敵対の関係が頻繁に変化する他の諸侯を仲裁者に選ぶことは、あまり意味がなかった。より重要なことは、こうした封臣の構成する仲裁者団が、当時者（主君）の他の封臣、ミニステリアーレン、市民の争いをも仲裁する義務を負ったことである（①⑦②⑧③⑨⑤①）。また④①においても、同盟者トリア大司教は仲裁結果をその封臣にも遵守させるとあるように、諸侯間の仲裁と同盟は、封臣たちの紛争仲裁をも射程に収めていた。形成期領邦の紛争は諸侯間のそれに留まらず、隣接領邦の在地領主間（または在地領主と隣接領邦君主の間）に及び、また⑤①⑤③の文言から読みとれるように、そうした在地貴族のフェーデ行為は、諸侯にとっても統制困難なことが多かったと考えられる。そのような紛争の解決を双方の同輩身分集団によって行わせることは、一見無

意味なようであるが、現実を選択された手段であった。当事者、関係者を広く動員して仲裁を行うことは、この時代と社会の慣行であり、経験的な合理主義であったといえてよい。そうした仲裁者による解決が不可能であった場合には、第二段階としてより高位の、また第三者的人物が仲裁者（オブマン）として用意されるのである。^{⑤①}のように相手の封臣の中から仲裁者を選びあう方法も、そのような合理性を感じさせる。彼らは同輩と主君の事情に通じた上で、なお自身を仲裁者として選んだ相手側との妥協と合意を実現するという義務をも意識せざるを得なかったであろう。

ガルニアによれば実際に仲裁、和解にかかわった人々は、さらに将来にわたる仲裁者とされることがあった。1264年にケルン大司教とベルク伯はフェーデの後、仲裁により和解し、将来の紛争を仲裁する4人の騎士が選ばれたが、うち2人はこのときの仲裁人でもあった。1274年、両者は再び協定を結び、将来の紛争仲裁のため各々4人の仲裁人を置いたが、争いは再燃した。1276年に両者は和解し、4人ずつ8人の仲裁人を選び、彼らが一致せぬ場合1人の仲裁者（オブマン）を選ぶこととした。にもかかわらずまもなく武力紛争がエスカレートし、ようやく1279年に成立する和解を導いた仲裁人のうち、ベルク伯側からの4人の騎士は1276年の仲裁人でもあった。さらにこの4人は、このとき選ばれた今後の紛争を仲裁する8人にも加えられている。またこの8人の合意が成立しない場合に裁定を行うべき、ケルン教会の聖堂参事会長コンラートと主席司祭テオデリヒも、この年（1279年）の仲裁人であった。ガルニアはこの他、1260年代から70年代にかけてのマインツ大司教とリーネック伯の紛争においても、初期段階で仲裁者をつとめた人々が、その後の繰り返される紛争と仲裁の中で、幾度も仲裁者、和解契約の保証人として現れることを指摘している。彼らは自分たちが仲裁し、回復した平和的關係の維持に対して、長期にわたり責任と義務を負うことを自覚していたというのである。¹⁶⁾ 諸侯間の平和的關係の回復、維持に一定の貢献をなし得たであろう、このような在地貴族、聖職者の意識と共同行為は、それ自体、領邦の内外で繰り返される紛争と仲裁の繰り返し、およびそれにとまなうインテンシブなコミュニケーションの所産であったと考えたい。

(3) 13世紀における国王の同盟と裁判・仲裁

以上の下ライン地方における紛争仲裁と同盟の展開においては、国王が紛争、対立関係の当事者として現れることはあれ (①⑥④④②⑤②), 直接仲裁者として介在すること稀であった (⑦のみ)。したがって本章の地域的考察からは、地域の平和と政治秩序にとって、国王の関与は重要なファクターではなかったとの印象を受ける。しかし先にも述べたように、ハインリヒ 6 世没後の二重選挙による対立王時代からシュタウフェン朝末期の対立王時代、「大空位時代」、さらにルードルフ・フォン・ハプスブルクの統治期には、国王も諸侯、その他の貴族と様々な同盟を結んでいる。またもちろん、13世紀にも国王宮廷裁判は、仲裁活動をも含めて機能していた。したがって諸侯間関係に基づく地域秩序の帝国国制史における位置づけを明確にするためには、地域史料を離れ、再度、13世紀における王権の動向を考えねばならない。しかし史料が飛躍的に増加する13世紀について、この課題に本格的に取り組むには、機会を改めねばならない。ここではラウフの国王の同盟に関する研究や、レーデルの国王裁判に関する研究、そして『ドイツ国王宮廷裁判の活動に関する証書要録』の第2、第3巻等によりつつ、国王の同盟と裁判・仲裁の全体的傾向および、下ライン地方に関わるその特質を概括的に述べるにととめたい。

1) 国王の同盟

12世紀末～13世紀には、ライバルへの対抗において支持者の獲得を喫緊の課題とした対立諸王はもとより、選出事情より権力基盤の脆弱な国王や、教皇や諸侯との対立の中で困難な課題に直面することの多かった国王たちは、しばしば聖俗諸侯、貴族、都市(市民)と同盟関係を形成した。その場合、国王は一般的な保護の保証、特定の権限(レーエン)、そして大空位時代以後は、とくに貨幣もしくは貨幣収入をもたらす抵当の授与によって、パートナーの支持を得ようとした。しかし同盟関係を示すとされる証書は、国王特許状一般と同じスタイルをとり、上に挙げた諸侯間の同盟に比べ、相互義務の記述はさほど具体的ではない。¹⁷⁾ とりわけ国王が期待したであろうパートナーの軍事支援が明記されないのは、両者がそもそも封主・封臣関係にあったからでもある。

ともあれ最高封主としての国王が帝国構成員との間に、政治的対立の中で実質的機能を期待できないレーエン関係を補う、いわば「再保障同盟 Rückversicherungsbündnis」を結ばざるを得ないという事情を認識すべきであろう。¹⁸⁾ この意味では10世紀の国王がamicitiaを形成したのと同様、国王も諸侯レベルの相互関係の中に入ったと言える。しかしその同盟関係の規定は、諸侯のそれとは異なり、多重的なネットワークを形成するとき厳密なものではなかった。国王の同盟は、おそらく錯綜した地域の利害関係を調整しつつ構築される関係というよりは、各地域の重要な政治勢力を支持者とするための単発的な盟約であり、そのため、同盟の内容はしばしば国王の側からの一方的な権益や貨幣の授与であった。この点で、地域の政治的ネットワークにつながる可能性を示す諸侯間同盟に比して、国王の同盟の国制における意義を高く評価することはできない。¹⁹⁾

下ライン地方においては、国王オットー4世はケルン大司教、ブラバント大公と同盟関係を維持しようとしたが、両者は1204/05年にフィリップ・フォン・シュヴァーベンと同盟関係に入った。またシュタウフェン朝の国王コンラート4世は、相次ぐ対立王や教皇との争いの中で、1240年代には貨幣授与等によりブラバント大公、ユーリヒ伯らと数次の同盟を結んだ。しかし他方でブラバント大公、ユーリヒ伯は1244/45年には、反シュタウフェン派のケルン大司教とも同盟したように、国王の同盟は実効を伴わなかった。ラウフによればコンラート4世、フリードリヒ2世は、下ライン地方では多大の支出にもかかわらず、親シュタウフェン・ブロックを形成できなかったのである。²⁰⁾

1247年のホラント伯ウィレムの国王選出は、ケルン大司教コンラートおよび、ウィレムのオジであるブラバント大公ハインリヒによるところ大きい。ウィレムはいとこのゲルデルン伯や、ベルク伯、ケルン大司教、リンブルク大公、ルクセンブルク伯など、隣接する下ラインの諸侯と、主として金銭授与や支援の約束によって同盟を頻繁に結び、下ライン地方における支持基盤形成に一定の成果を収めたと言えるかもしれない。しかし1256年にウィレムが没した後、当地方の諸侯は新王選出のために一致できず、ケルン大司教はリチャードを、ブラバント大公はアルフォンスを支持したのである。²¹⁾

ルードルフ・フォン・ハプスブルクは、自身の選出に貢献したケルン大司教との同盟(1273,76年)の他、クレーフエ伯(1279年)、ゲルデルン伯(1282年)、ブラバント大公(1283年)と金銭授与、支援約束などにより同盟した。しかしブラバント大公とゲルデルン伯は対立関係にあり、また同盟相手の国王に対する義務は一般的な奉仕以外に特記されず、ルードルフの下ライン地方における同盟も、さほど具体的、実質的な意味を持たなかった。1288年のヴォリンゲンの戦闘とブラバント大公の当地方における優位に至る政治的プロセスは、国王ルードルフの殆ど関わらぬ場で展開したのである。²²⁾ この地域の諸侯は、自身の領邦利害に抵触しない国王の選出と支持に関心を持ったが、国王との同盟関係が地域内の利害関係の調整と紛争解決に、大きく貢献することはなかった。国王は同盟により諸侯と同じ地平において、その相互関係の中に入り、党派を形成したからである。このことからすれば、国王ルードルフ自身もしばしば諸侯との紛争に陥り、かつ諸侯の仲裁を受けたことは、容易に理解されよう。²³⁾ 国王はこの地域に対して、超越的な紛争仲裁者として臨むというより、諸侯と同じ立場で紛争と仲裁に関わっているように見える。

2) 国王の裁判と仲裁

13世紀における国王宮廷裁判の活動については、ここでは詳論の余裕はない。ハインリヒ6世没後からルードルフ・フォン・ハプスブルクの即位までの75年間のうち、国王が単独で統治する正常な時期は19年に過ぎず、対立王時代には国王宮廷裁判の機能も低下した。²⁴⁾ また未成年ないし若い息子たち(ハインリヒ7世、コンラート4世)にドイツの統治を委ねることの多かった皇帝フリードリヒ2世も、しばしば紛争仲裁を有力諸侯に委ねた。²⁵⁾ なお国王宮廷裁判で扱われた係争においては12世紀と同様、教会、聖職者が俗人を訴える事例が大半を占める。

ルードルフ・フォン・ハプスブルク時代には、その証書要録の点数からも国王宮廷裁判の活動は活発であったことがわかる。²⁶⁾ しかし『証書要録』第3巻の編者、ディーステルカンプの巻頭序言や、共編者でもあるレーデルの研究が示すように、ルードルフ時代には仲裁手続きが通常の裁判・判決を上回る頻度を示し、仲裁裁判 Schiedsgericht は以後、国王の最上級裁判を特徴づけるようになる。国王宮廷裁判への

訴えに対し、裁判手続きを始める前に当事者を和解へと促すことはしばしば行われ、双方が自主的に交渉の姿勢を示さぬときは、宮廷裁判における交渉が促されることもあった。とくに有力諸侯間の紛争は、王が和解を取り持ち、成功しなかった場合に仲裁裁判による裁定へと移行することが多かった。²⁷⁾

また『証書要録』に採録された事例には、国王ルードルフ自身が仲裁する場合以外に、²⁸⁾ ルードルフが当該地域の諸侯に解決への協力を要請する場合、²⁹⁾ 中級貴族に代理として仲裁ないし裁判による *nach Minne oder Recht* 解決を委任する場合や、³⁰⁾ 当事者間の和解をルードルフが承認する事例などがある。1280年代末からのオーストリア大公（ルードルフの息子アルブレヒト）とザルツブルク大司教のブルクやフォークタイをめぐる一連の紛争においては、ルードルフは双方から構成される仲裁者団による裁定を促し、不調の場合はルードルフ自身が仲裁ないし裁判を行うこととした。この紛争仲裁には、フライジング司教、キームゼー司教、アドモント修道院長など東南ドイツの聖職者が重要な役割を果たしている。数度の仲裁の試みが失敗した後、この紛争の解決は結局国王ルードルフに委ねられ、ルードルフは1290年の宮廷集会にて諸侯に判決を要請したのである。³¹⁾ 13世紀後半を貫く「帝国フランドル」等をめぐるフランドル伯とエノー伯の争いにおいても、宮廷裁判と並んで、あるいはこれと連動しつつ、ブラバント大公ら当地域の諸侯による仲裁がきわめて重要な役割を果たしている。³²⁾ ルードルフ自身も諸侯との紛争において、他の諸侯の仲裁を受けたことは、先に述べたとおりである。ルードルフは宮廷集会での裁判と判決に至る前に、地域の諸侯間の同盟と協力関係など、様々なレベルで既存の秩序に依存した共同行為＝仲裁による紛争解決を促したといえよう。こうした傾向は、本章で下ライン地方について考察したとき、自律的な領邦（諸侯）間ネットワークの展開と対応するものと考えたい。しかしこの点については、上で取り上げた東南ドイツを含めて、なおいくつかの地域の事例を検討する必要がある。またルードルフ時代の紛争解決における国王宮廷裁判の機能と意義を把握するためには、先にバルバロッサ時代について試みたように、ルードルフの宮廷集会の実態と機能を明らかにし、その上で各地域の紛争解決との関連を確認することが必要である。

(4) 小活

13世紀にはドイツのいくつかの地域において、有力諸侯を中心に、王権から自律的な紛争仲裁のための相互協力関係が展開した。このような関係は、領邦の枠組みが比較的明確で領邦間関係が相対的に安定していた東南ドイツよりも、諸侯の領域がモザイク状態に入り組む下ライン地方でより顕著であり、このことは12世紀末から現れる諸侯の同盟関係においても同様である。ここでは中小諸侯の封主でもあったケルン大司教およびブラバント大公が、諸侯間の仲裁において重要な役割を果たしていたが、同時に彼らも紛争当事者となり、諸侯の仲裁を受けた。この意味で13世紀の下ライン地方においては、紛争と仲裁の双方における諸侯間の密な相互関係＝コミュニケーションが存在したといえる。

また13世紀のうちに活発化する諸侯間の同盟形成は、その目的である、敵対者に対する同盟者間の相互援助の具体的条件（地域的範囲、援助の規模、コスト負担、友好関係にある他の諸侯の敵対者からの除外など）を詳細に文書に規定している点で、12世紀までの同盟と異なる意義を持ち得た。こうした厳密な関係調整によって、領邦的利害関係の錯綜する下ライン地方においても諸侯は、潜在的な対立を顕在化させずに多重的な同盟関係を形成し、それによって、なお流動的ではあるが、ネットワークとも言うべき広域的政治秩序の形成を促した。こうしたネットワークは、政治状況に対応しつつ変化する流動的、可変的な同盟関係の複合である。それは帝国レベルの問題や、地域の政治的帰趨を決定するとき重大な争点を前にした場合、その地域を包括するネットワークとして現れるが、それ以外の領邦的利害関係においても、より小規模に、また頻繁に形成された。

このような同盟関係の形成と維持において不可欠の役割を果たしたのは、やはり紛争仲裁システムであった。同盟はパートナーの第三者との紛争の仲裁・和解に協力し、また同盟者間の新たな紛争に対処すべき仲裁者団を設けた。こうした仲裁者団の主力が双方の封臣や、関係する聖職者等によって構成され、また同じ人々が長期にわたり、同じ諸侯間の紛争解決に関わっている事実は、紛争解決を導く、広い意味での当事者（封臣など）の政治的力量とコミュニケーション能力、責任意識といったものを感じさ

せる。このこともまた13世紀における、地域の新しい社会的、政治的秩序の一端を示すものではないだろうか。

総括と展望

本稿ではまず12世紀、フリードリヒ・バルバロッサ統治下の国王とその宮廷による紛争仲裁を考察対象とした。国王宮廷（集会）における紛争解決においては、裁判・判決と仲裁・和解の区別は流動的で、両者は同等の価値を持つものと認識されていた。裁判・判決にせよ、仲裁・和解にせよ、諸侯の助言、協議、合意が、国王証書のトボスにとどまらぬ重要性をもっていたのである。この意味で国王宮廷における紛争解決は、国王と諸侯相互のコミュニケーションの一側面であり、そうした繰り返される判決発見や仲裁行為と、公にされたその結果は、帝国の政治的統合を維持する重要なファクターであったと言えよう。

バルバロッサの治世後半、とりわけ1180年代には国王宮廷の人的統合力が低下する。他方で同時期に、ドイツ東南部、そしてとくに北西部、下ライン地方では、有力諸侯を中心とする地域の紛争仲裁のための協力関係が見られた。一方で国王宮廷の統合機能の後退から推測される、その紛争解決機能の低下と、他方で地域における諸侯の自律的な紛争解決は、相互に影響し、関連する動向であったと考えられる。しかしこのことを確認するためには、なお中部ラインや西南ドイツの史料をもふまねばならない。

12世紀に比して13世紀には、各地域における領邦形成をめぐる利害関係の錯綜と対立の中で、紛争と仲裁、そしてあらたに同盟の形成という、諸侯間の相互関係的行為がはるかに活発となる。そうした諸侯の相互関係によって形成される広域的な政治秩序（同盟・ネットワーク）は、なお可變的、流動的で安定性を欠くものであったが、繰り返し現れるそうした関係は、領邦と帝国の間における中間的な地域秩序の形成の可能性を展望させる。またそのような諸侯間関係に基づく秩序が、何よりも紛争仲裁と密接不可分な関係にあったことは明らかである。紛争仲裁規定は諸侯同盟の不可欠

の要素であった。しかしまた、仲裁というコミュニケーション行為の繰り返しが、新たな政治的秩序の形成を促したのだとも言えるのである。

バルバロッサ時代の国王宮廷における国王と諸侯の、紛争仲裁を含めた政治的コミュニケーションにおいて共有され、また創出される価値観、政治意識と、バルバロッサの治世後期から13世紀にかけて活発化する地域における仲裁・同盟という、諸侯や在地の関係者も広く関わった共同行為や相互関係が生み出す秩序意識は、各々いかなる特質を持つのであろうか。この点を叙述史料をも用いて考察することが次の課題である。それはまた、紛争解決のありようを通して、当時の政治的公共性の性格とその変化について考えることにもつながる。

注

I

- 1) 拙稿「中・近世ティロル農村社会における紛争・紛争解決と共同体」『京都大学文学部研究紀要』41, 2002年。
- 2) 以下の紛争研究の動向については、拙稿「中世ヨーロッパにおける紛争と紛争解決—儀礼・コミュニケーション・国制」『史学雑誌』113-3, 2004年。White, S.D., "Pactum... legem vincit et amor iudicium" The settlement of disputes by compromise in eleventh-century western France, in: *The American Journal of Legal History* 22, 1978 ; Id., Feuding and Peace-Making in the Touraine around the year 1100, in: *Traditio* 42, 1986; Rosenwein, B.H./Head, Th./Farmer, Sh., Monks and Their Enemies: A Comparative Approach, in: *Speculum* 66, 1991; Rosenwein, *To be the Neighbor of Saint Peter, The Social Meaning of Cluny's Property, 909-1049*, 1989; P・ギアリ「紛争に満ちたフランス中世社会」同(杉崎泰一郎訳)『死者と生きる中世』白水社, 1999年。
- 3) *Symbolische Kommunikation in der Vormoderne*. Studien zur Geschichte, Literatur und Kunst, hg. von Althoff, G./Stollberg-Rilinger, B./Wenzel, H.
- 4) アルトホーフの研究業績については前掲拙稿, 66-75頁。Althoff, G., *Verwandte, Freunde und Getreue*. Zum politischen Stellenwert der Gruppenbildungen im früheren Mittelalter, 1990; Ders., *Spielregeln der Politik im Mittelalter*. Kommunikation in Frieden und Fehde, 1997; Ders., *Gewohnheit und Ermessen*. Rahmenbedingungen politischen Handelns im hohen Mittelalter, in: Leidinger, P./Metzler, D.(Hg.), *Geschichte und Geschichtsbewußtsein*. Festschrift f. K.E.Jeismann zum 65.Geb., 1990; Ders., Genugtuung(satisfactio). Zur Eigenart gütlicher Konfliktbeilegung im Mittelalter, in: Heinze, J.(Hg.), *Modernes Mittelalter*, 1994; Ders., Heinrich der Löwe in Konflikten. Zur Technik der Friedensvermittlung im 12. Jahrhundert, in: Luckhardt, J./Niedhoff, F.(Hg.), *Heinrich der Löwe und seine Zeit*, Katalog der Ausstellung, Bd.2, 1995; Ders., Zur Bedeutung symbolischer Kommunikation für das Verständnis des Mittelalters, in: *Frühmittelalterliche Studien* 31, 1997; Ders., Veränderbarkeit von Ritualen im Mittelalter, in:

Althoff(Hg.), *Formen und Funktionen öffentlicher Kommunikation im Mittelalter*, 2001; Ira Regis. Prolegomena to a History of Royal Anger, in: Rosenwein,B.H.(ed.), *Angers' Past. The Social Uses of an Emotion in the Middle Ages*, 1998; Ders., Recht nach Ansehen der Personen. Zum Verhältnis rechtlicher und außerrechtlicher Verfahren der Konfliktbeilegung im Mittelalter, in: Cordes,A./Kannowski,B.(Hg.), *Rechtsbegriffe im Mittelalter*, 2002.

- 5) Althoff, *Macht der Rituale*. Symbolik und Herrschaft im Mittelalter, Darmstadt, 2003, S.136-169.
- 6) Garnier,C., *Amicus amicis inimicus inimicis*. Politische Freundschaft und fürstliche Netzwerke im 13. Jahrhundert, 2000.

II

- 1) Haverkamp,A.(Hg.), *Friedrich Barbarossa*. Handlungsspielräume und Wirkungsweise des stauischen Kaisers, 1992.
- 2) Opll,F., *Das Itinerar Kaiser Friedrich Barbarossas(1152-1190)*, 1978; Kölzer, Th., Der Hof Friedrich Barbarossas und die Reichsfürsten, in: Weinfurter,S.(Hg.), *Stauferreich im Wandel*, 2002; Ders., Der Hof Kaiser Barbarossas und die Reichsfürsten, in: Moraw,P.(Hg.), *Deutscher Königshof, Hoftag und Reichstag im Spätmittelalter*, VuF.48, 2002; Lindner,M., Die Hoftage Kaiser Friedrichs I. Barbarossa, in: *Jahrbuch für Geschichte des Feudalismus* 14, 1990; Plassmann,A., *Die Struktur des Hofes unter Friedrich I. Barbarossa nach den deutschen Zeugen seiner Urkunden*, 1998.
- 3) Richter,K., *Friedrich Barbarossa hält Gericht*. Zur Konfliktbewältigung im 12. Jahrhundert, 1999.
- 4) リヒターは同年の論文において、コルフアイ修道院とシュヴァーレンベルク伯のフェーデにおける院長ヴィーバルトの対処の仕方、バルバロッサに伯に対する制裁を要求する文言の中に、公的刑罰の観念を読みとろうとする。しかしこのフェーデの背景には明らかに、ヴェルフエン派の伯とシュタウフェン王権側近としてのヴィーバルトの政治的対抗関係があり、ヴィーバルドのバルバロッサへの信頼と依存を公的刑罰観念に結びつけるのは性急に過ぎる。Richter, Wibald von Stablo und die Schwalenberger. Konfliktverhalten und Strafrecht im 12. Jahrhundert, in: Schlosser,H./Willoweit, E.(Hg.), *Neue Wege strafrechtsgeschichtlicher Forschung*, 1999.
- 5) Görich,K., *Die Ehre Friedrich Barbarossas*. Kommunikation, Konflikt und politisches Handeln im 12. Jahrhundert, 2001.
- 6) Koch,G., *Auf dem Wege zum Sacrum Imperium*, 1972, S.18,246-251.
- 7) Franklin,O., *Das Reichshofgericht im Mittelalter*, 1867/69, S.iii.
- 8) *Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451*, hg. von Diestelkamp,B.
- 9) *Die Zeit von Konrad I. bis Heinrich VI. 911-1197*, Bearb. von Diestelkamp,B./ Rotter,E., 1988. 中世後期の国王宮廷裁判研究の動向については、田口正樹「中世後期ドイツの国王裁判——最近の研究によるその再評価について——」『北大法学論集』44-4, 1993年参照。なおT・ロイターは『国王宮廷裁判の活動に関する証書要録』が叙述史料に現れる事例を採録していない点を厳しく批判している。Ders., The Medieval German Sonderweg?, in: Duggan,A.(ed.), *Kings and Kingship in Medieval Europe*, 1993, p.187, note 22.

- 10) Franklin, a.a.O., II, S.88-89.
- 11) Richter, a.a.O., S.160, 171, 208-211; Diestelkamp, Einleitung zur Reihe „Urkundenregesten...“, in: *Die Zeit von Konrad I. bis Heinrich VI. 911-1197*, S.XII.
- 12) Diestelkamp/Rotter, Einleitung zu Band I, in: *Die Zeit von Konrad I. bis Heinrich VI. 911-1197*, S.XLIV.
- 13) Leyser, K., Friedrich Barbarossa — Hof und Land, in: Haverkamp(Hg.), a.a.O., S.530.
- 14) Franklin, a.a.O., S.82.
- 15) Kamp, a.a.O., S.150.
- 16) Franklin, a.a.O., S.89-93; ハイน์リヒ獅子公との紛争における仲裁者の重要性については, Althoff, Heinrich der Löwe in Konflikten. Zur Technik der Friedensvermittlung im 12. Jahrhundert, S.125-128.
- 17) ただし H・クラウゼは, consilio vel(et) iudicio のフォルメルを後の時代の「和解か裁判か mit minne oder mit rechte」とは等置できず, consilio も裁判手続きの一部としての諸侯の判決提案を意味すると述べる。これに対して J・ヴァイツェルは, consilio は仲裁的助言を意味し, consilio, iudicio は異なる紛争解決の方途を示すものと解釈する。Weitzel, J., Die Formel consilio et iudicio im Lichte des fränkisch-deutschen Urteilsverständnisses, in: Köbler, G.(Hg.), *Wege europäischer Rechtsgeschichte*, 1987.
- 18) DF I., Nr.151.
- 19) 12世紀シュタウフェン宮廷における国王と諸侯の協働, そして裁判とそれ以外の組織の未分化については, 西川洋一「後期シュタウフェン期のドイツにおける国王立法の発展」『法制史研究』49, 1999年, 29-30頁を参照。
- 20) Diestelkamp, B., Das Gericht des deutschen Königs und das peinliche Strafrecht, in: Ders., *Recht und Gericht im Heiligen Römischen Reich*, 1999, S.53.

III

- 1) この事例については Reuter, The Medieval German Sonderweg?, in: Duggan, A.(ed.), *Kings and Kingship in Medieval Europe*, 1993, pp.182-185 をも参照。
- 2) Althoff, Colloquium familiare — colloquium secretum — colloquium publicum. Beratung im politischen Leben des früheren Mittelalters, in: Ders., *Spielregeln der Politik im Mittelalter*, S.166.
- 3) 拙著『ドイツ中世の領邦と貴族』創文社, 1998年, 234-235頁。
- 4) DF I., Nr.859, 860, 861.
- 5) Ukr. 2, Nr.8, 38, 39, 77, 79, 82, 115, 212, 224, 227, 242, 539.
- 6) Leyser, Friedrich Barbarossa — Hof und Land, S.524-525; DF I., Nr.2, 8.
- 7) *Regesten der Erzbischöfe von Köln im Mittelalter*, Bd.2, Nr.1317によれば帝国諸侯や枢機卿特使 Heinrich von Albano が調停した。

IV

- 1) Kamp, a.a.O., S.152.
- 2) ただし⑬は諸侯の判決であり, また⑭はバルバロッサと大司教の紛争であるが, REKによれば諸侯も仲裁に加わった。

- 3) Kamp, a.a.O., S.210-211.
- 4) REK 2-702. このことについては本稿V, (2) の事例①を参照。
- 5) 本稿Vの事例をも参照。
- 6) Otto von Freising und Rahewin, *Gesta Frederici seu recte Chronica*, hg. von Schmale, F.-J., 1965, II, 44, S.372.
- 7) この仲裁は不調に終わった。Kamp, a.a.O., S.188. 国王コンラート3世の時代ではあるが、ハインリヒ倨傲公と南ドイツ貴族の紛争をオットー・フォン・ヴィッテルスバッハが仲裁した事例もある。Kamp, a.a.O., S.180; *Historia Welforum*, hg. von König, E., 1978, cap.22, S.40ff.
- 8) Richter, *Friedrich Barbarossa hält Gericht*, S.50, 113, 117; Althoff, a.a.O., S.178; Ders., Huld. Überlegungen zu einem Zentralbegriff der mittelalterlichen Herrschaftsordnung, in: Ders., *Spielregeln der Politik im Mittelalter*, S.208f; Görich, a.a.O., S.41-42.
- 9) Otto von Freising und Rahewin, *Gesta Frederici*, II, 44, S.372.
- 10) Reuter, T., Unruhezeit, Fehde, Rebellion, Widerstand: Gewalt und Frieden in der Politik der Salierzeit, in: Weinfurter, S. (Hg.), *Die Salier und das Reich* III, 1991, S.310f. 国王もまた叙任権闘争期までとはことなり、世俗諸侯との争いにおいて、一貫して司教たちを支持するということはなくなった。
- 11) 1157年にバーゼル司教オルトリープは、ハインリヒ5世以来不当に国王に奪われてきたブルク、ラッポルトシュタインの返還をバルバロッサに訴え、諸侯の判決によって同司教への返還が承認された。DF I, Nr.371; Ukr.1, Nr.380. これは仲裁ではないが、諸侯の合意による判決が国王・諸侯間の紛争解決に貢献した事例であり、裁判・判決をも含めた国王・諸侯の相互関係の一面が窺われる。
- 12) Richter, a.a.O., S.50, 113, 117; Althoff, *Colloquium familiare — colloquium secretum — colloquium publicum*, S.178.
- 13) 例えば1282年、ルードルフ・フォン・ハプスブルクとケルン大司教の争いは、マインツ大司教を中心にバーゼル司教とカッツェンエルンボーゲン伯が加わって仲裁し、同年、国王ルードルフとケルン大司教はフォークタイをめぐる彼らの争いの仲裁者として1人の高位聖職者 Gotzo prepositus ecclesiae Palacrensis を選んでいる。Kamp, a.a.O., S.247-248; REK 3-2955. 本稿VI, (2), ④①, ④②. 本稿VIのその他の事例をも参照。
- 14) Appelt, H., Kaiserurkunde und Fürstensenntenz unter Friedrich Barbarossa, in: *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung* 71, 1963, S.33-47. なおバルバロッサの証書における諸侯 princeps は、司教、帝国修道院長に少数の俗人有力貴族を加えた、13世紀以後の帝国諸侯身分に近い階層（フィッカーのいう「新帝国諸侯身分」）を示す場合の他、以前からと同様になお国王宮廷に集まる上級貴族や側近（伯以上の身分？）などを広く含む場合もみられる。Koller, H., Die Bedeutung des Titels princeps in der Reichskanzlei unter den Saliern und Staufern, in: *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung* 68, 1960; Patze, H., Friedrich Barbarossa und die deutschen Fürsten, in: *Die Zeit der Staufer* V, hg. von Hausherr, R./Väterlein, Ch., 1979, S.38-39. ここでは帝国諸侯身分の成立、閉鎖化の問題には立ち入らないが、プラースマンが述べるように、バルバロッサの宮廷集会には、高位聖職者や大公、辺境伯らの諸侯の出席が減少傾向にあったのに対し、後半期になお多数の伯やエーデルフライエ（さらに帝国ミニステリアーレン）が、諸侯の意向にかかわらず出席していたことには留意する必要がある。本稿では紛争仲裁を含めた宮廷を中心とする政治的コミュニケーションの

担い手として、狭義の諸侯を念頭においているが、こうした伯やエーデルフライエが果たした役割については、なお検討の余地がある。

- 15) 本稿Ⅱの注17), Ⅵの注7) を参照。
- 16) 今日の司法をめぐる議論においても、司法機能は公共的価値の実現という側面を持つゆえ、司法部門は政治部門と並んで「公共性の空間」を支える柱であるとの認識がある。ただしそれは目標であり、日本の司法の現状とはほど遠い。佐藤岩夫「司法の公共性」『創文』459, 2003年, 11-15頁参照。諸侯と国王のコミュニケーションにおいて、いかなる「公共的価値」が共有され、生み出され、またこれをめぐるいかなる葛藤があったのか、という紛争研究の重要な課題は本稿では殆ど論じられていない。個々の紛争のプロセスとディーテイル、そこに現れる言説の分析を通じてこの点を明らかにすることは、筆者の次の課題である。
- 17) Kölzer, a.a.O., S.234の引用による。
- 18) Leyser, a.a.O., S.523-524. バルバロッサの宮廷の制度・組織的な弱さと、様々な要素を受容しうる開放性については、西川洋一「12世紀ドイツ王権の宮廷」(渡辺節夫編『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』東京大学出版会, 2003年)を参照。
- 19) Oppl, F., *Das Itinerar Kaiser Friedrich Barbarossas(1152-1190)*, 1978.とくに巻末の国王滞在頻度図を参照。また1152-58のバルバロッサのイティネラルと随行した諸侯については, Patze, a.a.O., S.43-67, とくに図表を参照。
- 20) イティネラルにおける随行した諸侯については, Patze, *Friedrich Barbarossa und die deutschen Fürsten*をも参照。
- 21) Plassmann, a.a.O., S.222-223.
- 22) Kölzer, *Der Hof Friedrich Barbarossas und die Reichsfürsten*, S.222-228; Plassmann, a.a.O., S.226-228.
- 23) 個々の地域についていえば, シュヴァーベンではヴェルフ6世は1167年以後, 息子の死やシスマとの関わりで宮廷から遠ざかり, ザクセンでは1174年の「キアヴェンア会談」以後ハインリヒ獅子公が宮廷から離れるのに対して, マクデブルク大司教がバルバロッサを支え, ヴェッティン家は獅子公失脚以後バルバロッサとの結びつきを強め, 宮廷参加地域が拡大する。バイエルン・オーストリアでは1177年のヴェネツィアの和によるシスマの解決後, ザルツブルク大司教とその属司教たちも宮廷を訪れるようになる。このように宮廷訪問頻度は, 個々の家門の事情からも影響を受けている。Ebenda, S.20-26, 50-65, 73-75, 137.
- 24) Seltsmann, L., *Heinrich VI. Herrschaftspraxis und Umgebung*, 1983.
- 25) Kölzer, *Der Hof Kaiser Barbarossas und die Reichsfürsten*, S.20-22.
- 26) 上掲事例の時期分布は, 1150年代は7件, 60年代は5件, 70年代4件と漸次低下する。80年代には10件と増加しているが, そのうち3件は国王以外の諸侯とハインリヒ6世の仲裁の事例である。いずれにせよ件数が少なく, 統計的考察には不十分である。

V

- 1) Garnier, a.a.O., S.28-29.
- 2) この協定はベルトールトによるバルバロッサのイタリア遠征への従軍と, バルバロッサによるアルル, プロヴァンスにおけるベルトールトへの支援を相互に義務づけたものである。Rauch, G., *Die Bündnisse deutscher Herrscher mit Reichsangehörigen vom Regierungsantritt Friedrich Barbarossas bis zum Tod Rudolfs von Habsburg*, 1966, S.5-7.

3) Garnier, a.a.O., S.16-18.

4) Ebenda, S.11-12, 15.

VI

1) しかし15世紀前半のうちに再び減少に転じる。Janssen, W., Bemerkungen zum Aufkommen der Schiedsgerichtsbarkeit am Niederrhein im 13. Jahrhundert, in: *Jahrbuch des kölnischen Geschichtsvereins* 43, 1971, S.78.

2) UNR II-358; Janssen, a.a.O., S.77, 96.

3) 中世盛期の下ライン地方における領邦形成の展開については, Janssen, *Niederrheinische Territorialbildung. Voraussetzungen, Wege, Probleme*, in: *Soziale und wirtschaftliche Bindungen im Mittelalter am Niederrhein*, hg. von Ennen, E./ Flink, K., 1981, S.95-113; Kraus, Th. R., *Jülich, Aachen und das Reich. Studien zur Entstehung der Landesherrschaft der Grafen von Jülich bis zum Jahre 1328*, 1987, S.71-189.

4) Vgl. Garnier, a.a.O., S.32.

5) Ebenda, S.152-153.

6) Ebenda, S.114-115.

7) 本稿Ⅱの注17) では *consilio vel iudicio* のフォルメルを「和解または裁判により」と解釈する Weitzel 説を紹介したが, 13世紀の仲裁規定にはしばしば, *per iustitiam vel amicitiam*(*amorem*)などのフォルメルが現れる。本稿では便宜的にこれを「裁判あるいは和解(仲裁)によって」と訳したが, このフォルメルは必ずしも二項対立的に解釈できないニュアンスを持つ。仲裁とはいっても「各人にその取り分を与える *suum cuique tribuere*」の原則による合意をめざす交渉であり, このフォルメルは, ヤンセンも述べるように, むしろ(法の適用でなく)仲裁者の裁量の下での交渉と裁定, 和解を意味するものと考えられる。このフォルメルのヴァリエーションには, ①⑦の *secundum iusticiam aut per amicitiam*, ③⑤⑥の *per iusticiam vel amorem*, ④⑩の *iuste vel amicabiliter*, ②⑧の *in amicitia vel in iure*, ⑤③の *in iure vel amicitia* などがある。ヤンセンが正当にも指摘するように, 13世紀の下ライン地方におけるこうしたフォルメルは, 後の時代の *nach(mit) Minne oder Recht*のごとく, 厳密な意味での裁判・判決, または交渉による仲裁・和解として二項対立的に理解すべきではない。おそらくそれは13世紀の仲裁者団の性格からして不自然であろう。*iustitia*は*iure*とも置き換えられたように, 一般には「法の適用, 法の原則により」を意味する。しかしヤンセンによれば, *iustitia vel amicitia*は, 裁定の仕方ではなく規範(原則)を示すものであり, また二つの原則の対置というより, 全体として, 実定法の適用ではなく仲裁者の自由裁量が可能であることを意味するという。ヤンセンはこうした仲裁手続きを, 法制史でいうところの衡平裁判 *Billigkeitsiustiz*と見なしうと考える。ヤンセンの主張にはなお不明確なところがあるが, このフォルメルの重心は, *vel amicitia*の方にあるということになろう。また*iustitia*が仲裁「裁判」を意味したとしても, アルトホーフやカンパが述べるように, 13世紀の仲裁裁判 *Schiedsgericht*においてはなお, 当事者と仲裁者の交渉と合意のプロセスが重要であった。この意味で, *iustitia vel amicitia*は全体として, 交渉と当事者の合意による仲裁行為を意味しているといえよう。なおU・レーデルによれば, ルードルフ・フォン・ハプスブルク時代の証書におけるフォルメル *nach Minne oder Recht*は, 和解でなく判決(裁定 *nach Recht*)を行う場合にも, 仲裁裁判官は単純に法規定を適用するのではなく, 通常の裁判における判決以上に大

- きな裁量を有したことを意味するものであった。とはいえヤンセンも指摘するように、この時期のこうしたフォルメルはなお固まった様式として確立していないことにも留意しなければならない。Janssen, a.a.O., S.92-96. 衡平裁判についてはH・ミッタイス（世良晃志郎訳）『ドイツ法制史概説』創文社、1971年、291頁を参照。
- 8) Ebenda, S.256, Anm.94.
 - 9) この同盟については, Ebenda, S.227-228; Janssen, a.a.O., S.90-91.
 - 10) Rauch, a.a.O., S.55. ケルン大司教とブラバント大公の同盟関係の展開についてはGarnier, a.a.O., S.135-162に負うところが大きい。
 - 11) Ebenda, S.161.
 - 12) REK 3-2812; UNR II-728.
 - 13) 1239年にはブラバント大公は、8000人の兵を率いて大司教領を荒掠した。原因はリエージュ司教位をめぐる対立とも、ブラバント大公の仲裁によるケルン大司教とリンブルク大公との和を大司教が損なったからとも言われる。REK 3-948.
 - 14) なお13世紀後半における低地地方のエノー伯とフランドル伯の紛争においても、ブラバント大公が仲裁者として重要な役割を果たしたことについては、田口正樹「エノー伯ジャン2世とドイツ国王裁判」『北大法学論集』52-5, 2002年、16, 24, 32, 34頁を参照。
 - 15) 本章1)でも言及したように、㉔の事例の仲裁者は、既に存在する未解決の問題を今後処理していく義務をも負っていた。
 - 16) Garnier, a.a.O., S.266-272.
 - 17) Rauch, a.a.O., S.185-186. 国王と諸侯の相互義務の内容については, Ebenda, S.228-239の表を参照。
 - 18) Rückversicherungsbündnisとはラウフの表現である。Rauch, a.a.O., S.54.
 - 19) Ebenda, S.167-172,
 - 20) Ebenda, S.106.
 - 21) 国王ウィレムの同盟政策については, Ebenda, S.109-123.
 - 22) Ebenda, S.160-163.
 - 23) 1282年、国王ルードルフとケルン大司教ジフリトの争いは、マインツ大司教ヴェルナーの仲裁により和解に至った。Rödel, a.a.O, S.204-5. 1286年にはニュルンベルクのブルクグラフが国王ルードルフとモンフォール伯の、ある修道院領をめぐる争いを仲裁した。Ebenda, S.190.
 - 24) フィリップ・フォン・シュヴァーベンとオットー・フォン・ブラウンシュヴァイクの対立王時代における、両王を仲裁し単一王権を回復しようとする諸侯の試み、とくにマインツ大司教、シトー派修道院、そして教皇インノケンティウス3世の活動については, Krieb, S., *Vermitteln und Versöhnen. Konfliktregelung im deutschen Thronstreit 1198-1208*, 2000を参照。
 - 25) Ukr. 2, Nr.70, 91.
 - 26) 13世紀後半のエノー伯とフランドル伯の「帝国フランドル」をめぐる争いにおける国王宮廷裁判の活動については、田口、前掲論文を参照。なお事例㉔のホラント伯の遺領をめぐるエノー伯とフランドル伯の争いに対して国王アルブレヒトは、この遺領を帝国レーエンとしてフランドルに帰せしめることを決定し、反抗するエノー伯を国王宮廷に召喚している。しかし田口氏によればここでは国王は、紛争の裁定者というより、エノー伯を訴える原告であり、またその軍事行動に対して、両者をケルン大司教とブラバント大公ら、当地方の有力諸侯が仲裁したのである。この仲裁は結果的には奏功しなかったが、いずれにせよ国王も紛争当事者的立場

にあったことを示唆している。同、29-32頁。

27) Rödel, a.a.O., S.151.

28) ルードルフ自身の仲裁の事例：1280年にはルードルフはトリエント司教とティロル・ゲルツ伯マインハルトを仲裁により和解させた。Ukr. 3, Nr.216. 1286年にルードルフはザルツブルク大司教と下バイエルン大公を和解せしめた。Ukr. 3, Nr.488. 1287年にはルードルフはフェルデン司教とともに、マインツ大司教とブラバント大公の争いを仲裁した。Rödel, a.a.O., S.156.

29) Ukr. 3, Nr.377.

30) Ukr. 3, Nr.149.

31) Ukr. 3, Nr.537, 554, 575, 593. 同様に1282年、86年にルードルフはマインツ大司教とヘッセン方伯の争いに対し、複数の仲裁者（裁判官）に仲裁を委ねている。Rödel, a.a.O., S.159-161.

32) 田口、前掲論文、15-16, 22-24, 31-32, 34-35頁。Rödel, a.a.O., S.145.

（本稿は2003年度文部科学省科学研究費補助金（基盤研究C）による研究成果の一部である。）

Konfliktaustragung und politische Ordnung in Deutschland im Hochmittelalter

Zusammenfassung

Hattori, Yoshihisa

I Konfliktforschungen und Verfassungsgeschichte

In der Geschichte gab es weder Epochen noch Länder, in denen keine Konflikte stattfanden. Die Aufgabe der Konfliktforschung ist nun die, zu erläutern, wie die Konflikte entstanden und verliefen und wie sie beigelegt wurden. Durch die Betrachtung der Art und Weise von Konflikten und Konfliktlösungen lässt sich die soziale und politische Ordnung der Gesellschaft von dem neuen Aspekt her betrachten. Das mittelalterliche Europa war bekanntlich von der bäuerlichen bis zur adeligen Gesellschaft voll von Gewalttaten und Konflikten. Das bedeutete nicht ohne weiteres „Anarchie“. Die neueren historisch-anthropologischen Konfliktforschungen neigen dazu, auch in der von Konflikten erfüllten Gesellschaft eine vorstaatliche Ordnung zusehen.

Die seit 20 Jahren andauernden Forschungen der angloamerikanischen Historiker wie Stephen D.White, Barbara H.Rosenwein, Patrick J. Geary, etc., beschreiben den Prozess der Konflikte zwischen den Klöstern und den lokalen Adeligen in dessen Umgebung in Frankreich im elften und zwölften Jahrhundert. Die Äbte und Mönche verglichen sich nicht nur mit ihnen feindlich gesinnten Adeligen, sondern vermittelten und schlichteten auch zwischen sich einander befehdenden Adeligen. Die Fähigkeit zur Streitschlichtung durch Klöster wurde durch deren spirituelles Prestige(die Reliquien, den liturgischen Dienst u.a.) noch wesentlich verstärkt. Die bedeutendere Voraussetzung zur Konfliktbeilegung durch die Mönche war aber, nach White und

Rosenwein, die alltägliche Kommunikation und das dadurch funktionierende Netzwerk der Adeligen auf der lokalen Ebene. White vertrat die Meinung, dass Konflikte und ihre Beilegung die persönlichen Beziehungen (Abhängigkeit) in der lokalen Gesellschaft artikulierten und verstärkten. Wenn dem so war, dürfte die Konfliktbeilegung, mit anderen Worten Kommunikation und Zusammenarbeit der Bewohner zur Konfliktaustragung, nicht nur die Wiederherstellung und die Bewahrung der Ordnung, sondern auch deren Veränderung und sogar die Bildung der neuen Ordnung beschleunigt haben.

In Deutschland ist Gerd Althoff, einer der Herausgeber der Reihe „Symbolische Kommunikation in der Vormoderne“, seit 15 Jahren energisch mit den Ritualen und der Kommunikation in der politischen Geschichte des Mittelalters beschäftigt. Nach Althoff wurde die öffentliche Kommunikation im Mittelalter überwiegend von Ritualen und symbolischen Gesten bestimmt. Bei dieser Art der Kommunikation wurden ungeschriebene Spielregeln befolgt. Derartige Rituale und Kommunikation spielten vor allem bei Konflikten und bei der Versöhnung eine bedeutende Rolle. Die Streitigkeiten zwischen Fürsten und Königen wurden seit den Ottonen meistens durch Vermittler und oft mit der Ritual der förmlichen Unterwerfung(*deditio*) zur gütlichen Beilegung geführt, weil das Ehrgefühl der Fürsten und Hochadeligen kein Gerichtsurteil akzeptieren wollte. Die politische Ordnung des Reichs im Mittelalter kann erst dann richtig verstanden werden, wenn man auf die verschiedenen informellen Verhandlungen zwischen König, Fürsten und Adeligen aufmerksam macht. Auf diese Weise zeigt Althoff die Möglichkeit auf, die Konfliktforschungen vom Aspekt der Kommunikation her an der Verfassungsgeschichte anzubinden. Es bleibt aber fraglich, ob diese informelle Kommunikation und außergerichtlichen Konfliktlösungen vom zehnten bis zum 13. Jahrhundert immer gleich bestanden haben. Die oben erwähnten angloamerikanischen Konfliktforschungen sind auf einen kleinen lokalen Rahmen beschränkt. Es würde sehr nützlich sein, wenn ihre Konzeption, nämlich die Kommunikation und das Netzwerk als Voraussetzung für die Konfliktbeilegung in die

Forschungsergebnisse Althoffs integriert würde.

In dem vorliegenden Aufsatz soll unter diesem Gesichtspunkt die Konfliktbeilegung in der Zeit Kaiser Friedrichs I. Barbarossa und im 13. Jahrhundert behandelt werden. Dadurch sollen die gegenseitigen Wechselbeziehungen zwischen den Konfliktlösungen und der politischen Ordnung (Verfassung) erläutert werden.

II Die Regierung und das Gericht Friedrichs I. Barbarossa

(1) Zustand der Forschungen

Seitdem die Urkunden Friedrich Barbarossas in MGH und der erste Band von Urkundenregesten des deutschen Königs- und Hofgerichts¹⁾ veröffentlicht wurden, wurden diesem Herrscher eine beträchtliche Zahl von Forschungen gewidmet. Im Hinblick auf die Regierungsprinzipien Barbarossas, und insbesondere auf seine Prinzipien bei der Konfliktaustragung gibt es noch große Meinungsunterschiede zwischen den Historikern. Klaus Richter betont das Gerichtsverfahren und das Urteil Barbarossas als die Voraussetzung zur „öffentlichen Strafe“. Knut Görich meinte dagegen, dass die „Ehre“ (honor imperii) das Leitmotiv der politischen Handlungen Barbarossas war. Althoff meint, dass die Rituale der Unterwerfung und gütlichen Konfliktbeilegung auch in der Stauferzeit manchmal wichtiger und wirksamer waren, als das Gericht und das Urteil selbst. Die Urkundenregesten des Königsgerichts Barbarossas zeigen, der Zahl nach eine Intensivierung der Tätigkeit seines Gerichts. Aber, wie Hermann Kamp hinweist, auch die außergerichtliche Konfliktbeilegung unter der Regierung Barbarossas gewann verstärkt an Bedeutung. Die Streitigkeiten zwischen den Reichsangehörigen, zum Teil wegen der sich verstärkenden territorialen Interessen der Fürsten, vermehrten sich damals rapide. Umso wichtiger wurde die Funktion des Königs als Friedensbewahrer im Reich. Ob er nun Gericht hielt oder die Versöhnung der Parteien anstrebte, lag allein beim König.

(2) Der Hof und das Gericht des Königs

Es muss auch berücksichtigt werden, dass die Übergänge zwischen dem Gerichtsverfahren und der gütlichen Beilegung oft fließend waren, und dass laufende Gerichtsverfahren oft mit einer Schlichtung endeten. Die Vorladung zum Königs- und Hofgericht beabsichtigte in der Regel, die Parteien zur Versöhnung zu bewegen. Das Hofgericht war, anders als das Gericht heute, keine selbständige Behörde, sondern eine Funktion der Hoftage, die in den verschiedenen Aufenthaltsorten des Königs abgehalten wurden. Der Königshof selbst bestand aus den jeweils anwesenden Fürsten und Adeligen, er war noch kaum institutionalisiert. Am Hoftag wurden Reichsangelegenheiten durch den Rat und die Zustimmung der anwesenden Fürsten erledigt. Der Hoftag war sozusagen das Kommunikationszentrum der Reichsangehörigen. Das Hofgericht und die Urteilsfindung waren somit auch ein Ergebnis der Kommunikation und der Zusammenarbeit von König und Fürsten im Hoftag.

III Konfliktbeilegung von Friedrich Barbarossa: Beispiele

Im ersten Band der Urkundenregesten des deutschen Königs- und Hofgerichts sind ca. 200 Urkundenregesten aus der Zeit Barbarossas aufgenommen. Diese Regesten sind aber selbstverständlich nicht alle mit dem Urteil verbunden, sondern beziehen sich auf die mannigfaltigen Tätigkeiten des Königs und seines Hofes. Mehr als 30 Regesten zeigen die gemeinsamen Handlungen von Barbarossa und der beteiligten Fürsten zur gütlichen Konfliktbeilegung. In diesem Kapitel werden 26 Beispiele davon behandelt und der Inhalt der einzelnen Fälle in den betreffenden Königsurkunden, soweit sie in DF I. aufgenommen sind,²⁾ zusammengefasst. Jedes Beispiel von Konfliktbeilegung wird kurz kommentiert.

IV Die Konfliktaustragung und die politische Ordnung in der Zeit Friedrich Barbarossas

Durch die Betrachtung der gezeigten Beispielen lassen sich die folgenden Punkte feststellen.

(1) Das Gericht und die gütliche Beilegung

In den Urkunden steht oft die Formel „iudicio vel consilio“ (mit Gericht oder mit Beratung = gütlicher Beilegung) u.a. Damit wurde die gegenseitige und enge Beziehung oder sogar die Gleichwertigkeit beider Verfahren von Konfliktaustragung angedeutet.

(2) Die Mitwirkung der Fürsten

Die königliche Konfliktbeilegung wurde meistens unter Mitwirkung von Fürsten (consilio principum, fidelium, prudentum curie, principum presentia) geführt, ähnlich wie das Gerichtsverfahren am Hofgericht. Derartige Formulierungen (consilio principum...) wurden manchmal nur als formale Wendungen gebraucht. Aber bei den nicht wenigen Beispielen waren die geistlichen und zum Teil auch die weltlichen Fürsten tatsächlich als mitwirkende Friedensstifter oder sogar allein tätig. Der König sollte in Anwesenheit prinzipiell der höchste Richter und der angesehenste Schlichter sein, aber in der Realität beauftragte er oft gezwungenermassen die Fürsten mit der Schlichtung der Streitigkeiten zwischen den Reichsangehörigen. Als die am besten geeigneten Vermittler und Friedensstifter erschienen die Bischöfe seit dem zehnten Jahrhundert in den erzählenden Quellen. Unter der Regierung Barbarossas spielten vor allem der Bischof von Freising(Otto) und die Erzbischöfe von Köln(Reinald und Philipp) und Magdeburg (Wichmann) diese Rolle.

(3) Die Gegenseitigkeit der Könige und der Fürsten bei der Konfliktbeilegung

Die Fürsten waren aber nicht immer nur im königlichen Auftrag als Schlichter tätig. Manchmal, schon in der Zeit des Investiturstreites bemühten sich die Fürsten aus

eigener Initiative heraus, zwischen den in Streit geratenen Fürsten und dem König zu vermitteln und zu versöhnen. In der Zeit Barbarossas schlichtete oft Erzbischof Philipp von Köln Konflikte zwischen den geistlichen Institutionen und dem weltlichen Adel, aber er trat auch als Vermittler zwischen den Fürsten hauptsächlich im Niederrhein und in den Niederlanden auf. Barbarossa wiederum schlichtete einen Streit zwischen Erzbischof Philipp und den Bürgern von Köln (1180) und ein Konflikt zwischen Barbarossa und Philipp wurde von König Heinrich VI. beigelegt (1187). Bischof Otto von Freising vermittelte zwischen den sächsischen Fürsten und Barbarossa, welcher hingegen den Konflikt um Marktrechte und Zölle zwischen Otto von Freising und Heinrich dem Löwen bereinigte (1158). Ende des zwölften Jahrhunderts kamen vermehrt auch die Könige mit Fürsten in Konflikt und begannen aber gleichzeitig mit einer Vermittlertätigkeit untereinander. In Bezug auf Konflikte und deren Austragung standen hier Könige und Fürsten in den gegenseitigen Beziehungen auf der gleichen Ebene der Kommunikation.

(4) Die Konfliktbeilegung und die politische Ordnung

In der ersten Hälfte seiner Regierungszeit hielt Barbarossa energisch den Hoftag auch in den weit entfernten Städten ab. Insbesondere zu den Hoftagen in den fünfziger Jahren versammelten sich relativ viele Fürsten und andere Reichsangehörige und bei diesen Gelegenheiten wurden zahlreiche Urkunden ausgestellt. Der Hoftag war ein Zentrum für eine vielseitige Kommunikation zwischen den Angehörigen des Reichs, die überwiegend durch persönliche Beziehungen integriert waren. Das Gericht und die Schlichtung am Hoftag war eine gemeinsame Handlung vom König und den Fürsten. Dabei wurde sicherlich ein intensiver Informationsaustausch gepflegt, die aktive Diskussion und Rituale des Übereinkommens (Unterwerfung, Versöhnung, Belehnung u.a.) abgehalten. In diesem Sinne war die Konfliktaustragung ein wichtiger Kommunikationsakt und die Wiederholung derartiger gemeinsamen Handlungen durch den König und die Fürsten muss zur politischen Integration des Reichs Friedrich

Barbarossas viel beigetragen haben.

(5) Die Höfe Barbarossas und die Integration des Reichs

Nach den neueren Forschungen von Alheydis Plassmann, Theo Kölzer und anderen, war die Anziehungskraft der Höfe Barbarossas seit den siebziger und besonders achtziger Jahren unverkennbar im Sinken begriffen. Die Zahl der Teilnehmer an den Hoftagen wurde, obwohl sie je nach den Orten unterschiedlich war, immer geringer. Das dürfte auch die Funktion der Konfliktaustragung des Königshofs einigermaßen geschwächt haben. Im Zusammenhang mit den immer komplexer werdenden territorialen Interessen vermehrten sich aber die Streitigkeiten zwischen den Fürsten. Nach Plassmann gab es damals eine Art Zuständigkeitsbereich für jeden Fürsten. Wurde der Hoftag in seinem „Zuständigkeitsbereich“ abgehalten, besuchte ihn der Fürst in der Regel. Zu den Hoftagen in den weiter entfernten Orten zu erscheinen, hatten die meisten Fürsten wenig Interesse, wenn auch die Hoftage pro jeden Zuständigkeitsbereich normalerweise nicht häufig waren. Ausgehend von diesen Verhältnissen in der späteren Regierungszeit Barbarossas lässt es darauf schließen, dass die Konflikte zwischen Fürsten und anderen Reichsangehörigen in den einzelnen Gebieten (außer dem königlichen Hoftag, Hofgericht) irgendwie autonom ausgetragen wurden. Um diese Annahme belegen zu können, müssen die fürstlichen Urkunden in Augenschein genommen werden.

V Die fürstliche Konfliktbeilegung und ihre Bündnisse in der Zeit Barbarossas

(1) Die Bündnisse der Fürsten

Claudia Garnier hat vor kurzem erläutert, dass seit Ende des zwölften Jahrhunderts, also der Zeit des Thronstreites, im Niederrhein oft die Bündnisse (*amicitia*) zwischen den Fürsten für die mutuelle Hilfe gegen die Widersacher geschlossen wurden. Diese fürstlichen Bündnisse, die vom Königtum selbständig und manchmal gegen den König

geschlossen wurden, bestimmten die Bedingungen und den Inhalt der Militärhilfe, nämlich deren Stärke, die geographische Abgrenzung u.a. genau in den Urkunden. Die Bündnisverträge enthielten auch eine personelle Exzeptionsformel (Aufzählung der Personen, die von den angenommenen Gegnern ausgenommen werden sollten). Es erregt auch Aufmerksamkeit, dass die Bündnisse sorgfältig das Schiedsverfahren für die zukünftigen Konflikte zwischen den Verbündeten, eventuell mit mehreren Stufen von arbitrativer Gremien, verfügten. Diese genaue Verschriftlichung der Verbindlichkeiten von Bündnissen ermöglichte ein Geflecht verschiedener Bündnisse von Fürsten, trotzdem schon damals die territorialen Interessen von Fürsten kompliziert waren.

Unter der Regierung Barbarossas lassen sich nur drei solcher fürstlicher Bündnisse feststellen und zwar die des Erzbischofs von Köln und der sächsischen Fürsten gegen Heinrich den Löwen. Wie funktionierte nun die fürstliche Konfliktbeilegung damals?

(2) Konfliktbeilegung der Erzbischöfe von Köln und Salzburg

Um diese Tätigkeit der Fürsten im Niederrhein und im Südosten exemplarisch zu betrachten, werden in diesem Kapitel zwölf Beispiele aus den Regesten der Erzbischöfe von Köln,³⁾ und sechs aus den Regesten der Erzbischöfe von Salzburg⁴⁾ aus der Zeit Barbarossas aufgenommen und behandelt.

Die Beispiele zeigen, dass der Kölner Erzbischof Philipp, wie oben erwähnt, nicht nur die Konflikte zwischen der Kirche und lokalen weltlichen Herren, sondern auch die der Fürsten im Niederrhein und in den Niederlanden ohne königlichen Auftrag schlichtete, z.B. den Konflikt zwischen dem Bischof von Utrecht und dem Grafen von Holland oder den Streit zwischen dem Herzog von Brabant und dem Grafen von Hennegau. Nach den sechziger Jahren kam Barbarossa kaum nach dem niederrheinischen Gebiet und wahrscheinlich umso wichtiger wurde die Konfliktregulierung durch den Erzbischof.

Die freiwillige Tätigkeit der Erzbischöfe von Salzburg als der Friedensstifter scheint dagegen nicht so bedeutend zu sein. 1164 versuchte der Erzbischof im Auftrag

Barbarossas die Streitigkeiten zwischen dem Bischof von Passau und dem Herzog von Österreich, vielleicht unter Mitwirkung des Markgrafen von Steier und der Bischöfen von Gurk und Brixen beizulegen. Dieser Fall sollte also auf königliche Anweisung hin geregelt werden. Gleichzeitig dokumentiert er aber auch eine notwendige Zusammenarbeit mehrerer Fürsten in einem grossräumigen Gebiet zur Konfliktbeilegung.

Es muss auch berücksichtigt werden, dass Fürsten als auch Erzbischöfe nicht nur Konflikte beilegten, sondern auch selbst oft in Konflikte mit anderen gerieten. Konflikte der Erzbischöfen wurden meistens direkt vom König oder von den anderen Fürsten geschlichtet. Die hier beispielhaft gezeigte gegenseitige Hilfestellung der Fürsten bei der autonomen Konfliktregulierung in den einzelnen Gebieten dürfte in der Zeit Friedrich Barbarossas noch nicht so deutlich ausgeprägt gewesen sein wie im nächsten Jahrhundert. Für die konkrete Darstellung der Verhältnisse im zwölften Jahrhundert müssten aber noch weitere Quellen aus anderen Gebieten in Augenschein genommen werden.

VI Die Bündnisse und die Konfliktbeilegung zwischen den Fürsten im 13. Jahrhundert

Seit dem Thronstreit zwischen Philipp von Schwaben und Otto von Braunschweig nahmen die Bündnisse und die autonome Konfliktregulierung der Fürsten in den Urkunden im Südosten und im Niederrhein beachtlich zu. In diesem Sinne war Ende des zwölften Jahrhunderts eine Wende in der Verfassungsgeschichte Deutschlands zu verzeichnen.

(1) Südosten

In diesem Kapitel werden zuerst aus den Regesten der Erzbischöfe von Salzburg und aus den Urkunden der Babenberger in Österreich⁵⁾ zwölf Beispiele der fürstlichen Konfliktbeilegung behandelt. Im Südosten des Reichs traten der österreichische Herzog und der Erzbischof von Salzburg oft als Streitschlichter auf, die in dieser Funktion die

Grenzen der eigenen Territorien überschreiten mussten. Erzbischof Eberhard legte 1203 im Auftrag vom Papst einen Streit zwischen den Herzögen von Österreich und Böhmen bei. Aber auch der Herzog von Österreich und der Erzbischof kamen ab und zu miteinander in Konflikt. Hinzu kamen die zwischen ihren Vasallen und Ministerialen hin und wieder ausbrechenden Streitigkeiten, da doch der salzburgischer Herrschaftsbereich und Österreich aneinander grenzten.

Trotzdem schlichteten beide Fürsten weiterhin gemeinsam die Konflikte zwischen Kirchen, Klöstern und lokalen Adeligen der beiden Länder. 1219/25 wählten der Erzbischof und der Herzog sechs Schiedsmänner aus der Gruppe ihrer Vasallen (Ministerialen) und beauftragten dieses Gremium mit der Beilegung ihrer eigenen Konflikte. Ein derartiges Schiedsverfahren in Eigeninitiative wurde schon 1212 vom Salzburger Erzbischof und dem Patriarchen von Aquileja unternommen und auch im Niederrhein fanden seit Mitte des Jahrhunderts ähnliche Verfahren sehr oft statt. Für die Schlichtung der Konflikte zwischen Fürsten sollen hier zwei Beispiele angeführt werden. 1227 ernannten der Bischof von Passau und der Pfalzgraf von Bayern den Salzburger Erzbischof, den Bamberger Bischof und den Herzog von Österreich als „arbitros“ in ihrem Streitfall. Im selben Jahr legten der Erzbischof und der Herzog gemeinsam den Streit zwischen dem Bischof von Bamberg und dem Herzog von Kärnten bei.

Die hier behandelte Urkunden (Regesten) liefern uns Beispiele nur bis zu den vierziger Jahren des 13. Jahrhunderts. Vielleicht zum Teil deswegen kam das fürstliche Bündnis im Südosten kaum vor. Jedenfalls war im 13. Jahrhundert die fürstliche Konfliktbeilegung ohne königlichen Auftrag im Südosten wahrscheinlich häufiger anzutreffen als im Jahrhundert davor.

(2) Niederrhein

Im Vergleich mit dem Südosten, wo schon früh relativ große und geschlossene Territorien wie Österreich, Salzburg und Bayern entstanden waren, präsentierte sich

der Nordwesten des Reichs im 13. Jahrhundert mosaikartig fragmentiert. Die mittleren und kleineren Territorien gingen fließend einander über und ihre Grenzen waren noch nicht eindeutig festgelegt. Deswegen entwickelten sich auch im Niederrhein die gegenseitigen Beziehungen durch Konflikte und Friedensschlüsse (Bündnisse) zwischen den Fürsten sehr aktiv. Nach der Forschungen von Wilhelm Janssen verbreitete sich das Schiedsverfahren im Niederrhein seit Mitte des 13. Jahrhunderts rasch und übertraf zahlenmäßig bald das ordentliche Gericht. Für die Regulierung der Konflikte, die wegen der territorialen Interessen überall und wiederholt ausbrachen, war die gütliche Beilegung zweifellos viel wirksamer als das Urteil nach dem materiellen Recht.

Als die bedeutenden Träger der Territorienbildung und der damit zusammenhängenden interterritorialen Beziehungen im Niederrhein müssen zuerst der Erzbischof von Köln und der Herzog von Brabant genannt werden. Die Grafen von Jülich, Kleve und Berg, die förmlich die Vasallen des Erzbischofs waren, und der Herzog von Limburg gerieten oft in Konflikt mit dem Erzbischof. Die Grafen von Geldern und Hennegau, und die Bischöfe von Paderborn und Münster in Westfalen sollten auch als wichtige Faktoren der territorialen Verhältnisse und der politischen Ordnung dieser Gebiete berücksichtigt werden.

In diesem Abschnitt werden 53 Beispiele der Konfliktbeilegung und der Bündnisse zwischen den Fürsten im Niederrhein aus Regesten der Erzbischöfe von Köln, und aus dem Urkundenbuch für die Geschichte des Niederrheins⁶⁾ behandelt. Dadurch lassen sich die folgenden Punkte feststellen.

1) Schlichter

Die Erzbischöfe von Köln scheinen immer noch die wichtigsten Friedensstifter zu sein. Das ergibt sich nicht nur aus den hier behandelten Urkunden. Aus anderen Quellen läßt sich auch ersehen, dass der Kölner Metropolit für die territorialpolitischen Verhältnisse im Nordwesten des Reichs der einflußreichste Fürst war.

Der Erzbischof war in diesem Jahrhundert schon kaum auf königliche Anweisung,

sondern meistens freiwillig oder auf Ersuchen der Konfliktparteien und der anderen benachbarten Fürsten als Schlichter tätig. Interessanterweise scheint diese Tätigkeit der Erzbischöfe aber schon in der zweiten Hälfte des 13. Jahrhunderts im Abnehmen begriffen zu sein. In einem immer stärker werdenden Ausmaß waren sie bereits damals in die komplizierten territorialen Interessen der Fürsten verwickelt und erschienen deswegen in Urkunden nicht mehr so oft als neutrale Friedensstifter. Die Kölner Erzbischöfe lagen nun häufiger im Streit mit den Nachbarn und ihre Konflikte wurden von anderen Fürsten beigelegt. Es ist auch bemerkenswert, dass die Erzbischöfe die Streitigkeiten öfter mit Hilfe mehrerer anderer Fürsten als allein schlichteten. Das dürfte auch darauf hinweisen, dass der Einfluss dieser geistlichen Fürsten als hervorragende Friedensstifter schwächer wurde. Bei einigen der angeführten Beispiele entstammen die Vermittler im Schiedsgremium aus den Vasallen und den Geistlichen der beiden betreffenden Fürsten. Derartige Zusammensetzungen der Schiedsgremien aus den Gefolgsleuten der beiden Streitparteien erregen unsere Aufmerksamkeit. Das soll im Abschnitt 4) weiter erörtert werden.

2) Entwicklung der fürstlichen Bündnisse.

Im Niederrhein wurden fürstliche Bündnisse gegen den König schon während der Regierungszeit von König Heinrich VI. und später auch noch unter Rudolf von Habsburg geschlossen. In der zweiten Hälfte des 13. Jahrhunderts entstanden aber sehr häufig die Bündnisse der Fürsten im Rahmen des niederrheinischen Gebiets, also ohne Bezug(weder für noch gegen) auf das Königtum. In die verschriftlichten Bündnisverträge wurden genaue Verfügungen aufgenommen, z.B. die Bedingungen der gegenseitigen Unterstützung, die Personen, gegen die sich die Allianz richteten und die Personen, die von dem Bündnis nicht betroffen sein sollten, u.a. Diese „Differenzierung der Bündnisverfügungen“ hat Garnier, wie oben gesagt, schon ausführlich betrachtet und erörtert. Von den in diesem Kapitel behandelten Urkunden soll hier nur ein Beispiel angeführt werden.

Nach dem Bündnisvertrag von 1254, der nach dem verlängerten Streit zwischen dem Erzbischof von Köln und den Grafen von Jülich entstand, durfte der Graf im rechtsrheinischen Gebiet seine andere Verbündeten, die Bischöfe von Paderborn und Münster u.a., unterstützen, die mit dem Erzbischof verfeindet waren. Wenn diese Tat des Grafen auch eine Feindschaft zwischen beiden verursachte, sollte der Frieden zwischen ihnen im linksrheinischen Gebiet gehalten werden. Also, die Feindschaft und der Frieden zwischen beiden Fürsten dürften in den zwei abgegrenzten Gebieten gleichzeitig bestanden haben. Derselbe Vertrag verfügte auch, dass die genannten Verwandten der Grafen von Jülich und der Herzog von Limburg dem Erzbischof gegen die Bischöfe von Paderborn und Münster beistehen dürften. Auf diese Weise bemühten sich die Vertragspartner und ihre Freunde, die friedlichen Beziehungen auch in den beschränkten Bereichen, obschon nicht total, aber doch in Maßen wiederherzustellen und zu halten. Diese rationale Maßnahme zur Konfliktvermeidung wurde durch die wiederholten Konflikten und deren Beilegungen von den Betroffenen erfahrungsgemäß erreicht.

3) Erzbischöfe von Köln und Herzöge von Brabant

In den gegenseitigen Beziehungen der Fürsten, nämlich den Konflikten, Konfliktbeilegungen und Bündnissen im Niederrhein spielte das Verhältnis zwischen den Erzbischöfen von Köln und den Herzögen von Brabant eine zentrale Rolle. Die Einflussbereiche beider Machthaber waren anfangs durch die Maas abgegrenzt. Daher konnten und mußten sie sich unterstützen, um auch die Sicherung der Handelsbeziehung nicht zu gefährden. Neun von den aufgenommenen 53 Urkunden betreffen die kölnisch-brabantischen Bündnisse, die hauptsächlich die gegenseitige Sicherung ihrer territorialen Interesse bezweckten. Die Erzbischöfe sollen den Herzögen gegen die Grafen von Geldern, Holland u.a. beistehen und die Herzöge den Erzbischöfen gegen die Grafen von Jülich, Berg, die Herzöge von Limburg u.a. Es handelte sich bei ihren Allianzen aber nicht immer um eine Militärhilfe. Ihre Einung verpflichtete auch

einen von ihnen zur Vermittlung, wenn der Partner mit dem dritten in Konflikt kam.

Die kölnisch-brabantischen Bündnisse waren zwar ein Angelpunkt in den fürstlich-territorialen Verhältnissen im Niederrhein, aber keine feste und geschlossene Vereinigung. Beide Fürsten gerieten ab und zu in Konflikt (besonders in der zweiten Hälfte des 13. Jahrhunderts verstärkte sich die territorialpolitische Rivalität und sie erreichte den Höhepunkt 1288 in der Schlacht von Worringen). Die Erzbischöfe und die Herzöge schlossen Bündnisse von Zeit zu Zeit auch mit den Fürsten im Niederrhein, die sonst meistens im Gegensatz zu ihnen standen. An den Landfriedensbündnissen von 1259 und 1279 nahmen die Hauptpersonen, nämlich die Fürsten von Köln und Brabant und dazu noch die Grafen von Jülich, Geldern, Berg und Kleve teil. Diese Entwicklung der vielfältigen und veränderlichen Bündnisse dürfte sozusagen ein fürstliches Netzwerk(Garnier) hervorgebracht haben. Dieses Netzwerk förderte umgekehrt nicht nur die gegenseitige militärische Unterstützung, sondern auch die gütliche Beilegung bei Konflikten. Ein Netzwerk, das wahrscheinlich eine verbreitete interterritoriale Ordnung im Niederrhein sehr begünstigte. Wie konnten sich diese Beziehungen über einen längeren Zeitraum aber als tragfähig erweisen ?

4) Schiedsverfahren bei den fürstlichen Bündnissen

Die fürstlichen Bündnisse wurden oft nach einem Konflikt im Anschluss an die Versöhnung geschlossen und darum erkannten die Partner gut die Gefährlichkeit eines erneuerten Streites. Aus diesem Grund wurden in die Bündnisverträge gewöhnlich die Verfügungen der gütlichen Konfliktbeilegung aufgenommen, um eine neuerliche Eskalation der Streitigkeiten zu vermeiden. Im Niederrhein tauchen solche Verfügungen seit Mitte des 13. Jahrhunderts auf. Sie bestimmten die arbitrativen Gremien, die aus je zwei bis sechs Schiedsmännern(arbitri arbitratoreseu amicabiles compositores) beider Parteien zusammengesetzt wurden. Das eigentliche Schiedsverfahren bestand aus der mehrstufigen Schlichtung durch die erwählten Personen. Diese Schiedsmänner für die potenziellen Konflikte wurden normalerweise aus der Gruppe der Vasallen, Adeligen

und den Geistlichen aus den Ländern der verbündeten Fürsten gegenseitig ausgewählt. Das war auch der Fall bei den Gremien, die tatsächlich die Konflikte beilegten (vgl. Abschnitt 1)).

Ihre Fähigkeit zur Durchführung der Beilegung von Streitigkeiten ihrer eigenen Herren dürfte von ihrem Zusammengehörigkeitsgefühl als Landadelige und von dem daraus resultierenden Verantwortungsbewusstsein für die Aufrechterhaltung der Ordnung in ihrem Gebiet kommen. Überdies wäre es wenig zielführend, die unter Umständen mit den Bündnispartnern in Konflikt kommenden Fürsten mit der Schlichtung im voraus zu beauftragen. Diese Schiedsmänner waren oft auch zur Beilegung der Streitigkeiten zwischen anderen Vasallen, Ministerialen und Bürgern der verbündeten Fürsten verpflichtet. Das zeigt ein Bestreben zur autonomen Konfliktbeilegung der Betreffenden im weiteren Sinne. Nach Garnier waren bestimmte Personen (die Vasallen und die Geistlichen), die einen Streit ihrer Herren schlichteten, oft nachweislich weiterhin als Schlichter tätig. Diese Schiedsmänner erschienen im Friedensvertrag als Zeugen und so mussten sie bereit sein, die Verantwortung für die Einhaltung der Verfügungen und die Umsetzung ihres Schiedsspruches in Zukunft zu tragen. Ein derartiges Rechtsbewusstsein und der Wille zum Frieden entstanden wahrscheinlich aus der bis dahin schon oft betriebenen Zusammenarbeit der Fürsten mit ihren Lehensleuten (Landadel) in der Konfliktbeilegung.

(3) Die Bündnisse der Könige und ihre Konfliktbeilegung im 13. Jahrhundert

In den behandelten Beispielen der fürstlichen Konfliktbeilegung und Bündnisse erschienen Könige selten als Schlichter oder Vertragspartner. Das Königtum schien also kein wichtiger Faktor für den Frieden und die Ordnung im Niederrhein zu sein. Nicht zu übersehen ist aber, dass seit Ende des zwölften Jahrhunderts auch Könige häufig Bündnisse mit Fürsten schlossen. Selbstverständlich war das Königs- und Hofgericht im 13. Jahrhundert noch tätig. Die Bedeutung der fürstlichen Konfliktbeilegung und der Bündnisse in der Reichsverfassung kann erst dann erläutert werden, wenn die

Tätigkeiten der Könige für die Konfliktaustragung u.a. untersucht werden, wie es im Kapitel III und IV für Barbarossas Zeit getan wurde. Eine umfassende Betrachtung dieser Materie würde den Rahmen dieser Arbeit völlig sprengen. Es sollen hier aufgrund der Urkundenregesten des deutschen Königs- und Hofgerichts(Bd.2,3)⁷⁾ und der Forschungen von Günter Rauch⁸⁾ und von Ute Rödel⁹⁾ die Tätigkeit der Könige für die Konfliktaustragung und ihre Bündnisse nur im Auszug und unter besonderer Berücksichtigung der Gebiete vom Niederrhein betrachtet werden.

1) Die Bündnisse

Die Könige mussten seit Ende des zwölften Jahrhunderts oft unter den Feindseeligkeiten der Gegenkönige, Päpste oder der oppositionellen Fürsten leiden. Um die politische Freunde und Anhänger möglichst zahlreich für die eigene Sache zu gewinnen, schlossen die Könige Bündnisse mit Fürsten und anderen Reichsangehörigen, sogenannte „Rückversicherungsbündnisse“ (Rauch). Durch derartige Bündnisse traten auch die Könige unvermeidlich als parteiliche Herren auf die gleiche Ebene der gegenseitigen Beziehungen wie die Fürsten.

In den Bündnisverträgen versprachen die Könige den Verbündeten vor allem eine Menge Geld, gegebenenfalls Pfänder, Lehen und die Unterstützung gegen jedermann. Aber als die Pflichten der Partner wurden gewöhnlich nur die Unterstützung oder die Dienste für die Könige im allgemeinen verfügt. So ist die einseitige Zuerkennung von Rechten von königlicher Seite ganz klar ersichtlich. Hingegen wurden die Pflichten der Vertragspartner, anders als bei den vorhin behandelten fürstlichen Bündnissen, nicht genau bestimmt. Die königlichen Bündnisse beabsichtigten normalerweise keine Eingriffe in die verwickelten Verhältnissen der fürstlichen Interessen der einzelnen Gebiete. Die Könige wollten meistens nur die örtlichen Machthaber für sich gewinnen. Daher erkannten die Könige, insbesondere seit dem Interregnum, oft einseitig den Fürsten grössere Geldbeträge zu. Trotzdem waren diese Bündnisse nicht so wirksam wie die Könige es sich wünschten. Alles in allem dürften sich die Königsbündnisse auf

die Reichsverfassung nicht positiv ausgewirkt haben.

Im Niederrhein schloss König Konrad IV. während der Kämpfe mit den Gegenkönigen und dem Papst mehrere Male Bündnisse mit dem Herzog von Brabant, dem Grafen von Jülich u.a. durch die Vergabe größerer Geldbeträge. Das hinderte die beiden Fürsten aber nicht daran, sich gleichzeitig auch mit dem antistaufischen Erzbischof von Köln zu verbinden. Nach Rauch gelang es den Staufern im Niederrhein trotz der enormen dafür aufgewendeten Geldmittel nicht eine prostaufische Allianz zu bilden.

Rudolf von Habsburg schloss Bündnisse mit dem Erzbischof von Köln (1273/76), den Grafen von Kleve (1279), Geldern (1282) und dem Herzog von Brabant (1283) durch die Zuerkennung von Geld und zu gewährender Unterstützung. Als Gegenleistung der Vertragspartner wurden nur allgemeine Hilfe und Unterstützung für den König vereinbart. Überdies standen zu dieser Zeit der Herzog von Brabant und der Graf von Geldern in verfeindeten Lagern. Deswegen scheint es fraglich zu sein, ob die Bündnisse Rudolfs mit den Fürsten sich auf seine Königsgewalt und die Regulierung der fürstlichen Interessen im Niederrhein positiv auswirkten. Die politischen Verhältnisse der Fürsten im „königsfernen“ Niederrhein entwickelten sich bis zur Schlacht von Worringen ohne wesentlichen Einfluß des Königs.

2) Konfliktaustragung des Königs

Zum königlichen Gericht im 13. Jahrhundert sollen hier einige Punkte besprochen werden. In der Zeit des Thronstreits wurde die Tätigkeit des königlichen Hofgerichts unvermeidlich beschränkt. Unter der Regentschaft und der Regierung der Söhne Friedrichs II. wurden häufig die einflussreichen Fürsten des Reichs mit der Konfliktbeilegung beauftragt. Nach der Zahl der Urkundenregesten dürfte die Tätigkeit des Hofgerichts unter Rudolf von Habsburg ziemlich umfangreich gewesen sein. Gleichzeitig muss aber berücksichtigt werden, dass das Schiedsverfahren nun häufiger zur Anwendung kam, als das ordentliche Gericht.

Mal legte König Rudolf die Konflikte selbst bei, mal verlangte er die Mitwirkung des

territorialen Adels bei der gütlichen Beilegung, mal beauftragte er seine Gefolgsleute mit der Schlichtung. Für den langwierigen Konflikt um Burg und Vogteirechte zwischen dem Herzog von Österreich und dem Erzbischof von Salzburg seit Ende der achtziger Jahren, ließ der König nach dem Willen der Konfliktparteien ein Schiedsgremium von beiden bilden. An dieser Schlichtung waren auch die Bischöfe von Freising und Chiemsee und der Abt von Admont beteiligt. Nachdem schlussendlich die Beilegung durch die Schiedsmänner gescheitert war, wurde die Entscheidung wieder dem König überlassen und er ließ endlich ein Urteil durch den königlichen Gerichtshof ergehen (1290 in Erfurt). In Bezug auf die über ein halbes Jahrhundert andauernden Konflikte zwischen den Grafen von Hennegau und Flandern spielte der Herzog von Brabant u.a. in den achtziger und neunziger Jahren nicht nur beim Hofgericht eine gewichtige Rolle sondern auch in der außergerichtlichen Schlichtung (zum Teil im funktionellen Zusammenhang mit dem Hofgericht).

Auf diese Weise versuchte Rudolf neben dem Hoftag (Hofgericht) die unterschiedlichen Möglichkeiten zur Konfliktaustragung zu nutzen, sowie die fürstliche Kommunikation in den einzelnen Gebieten. Diese elastischen Maßnahmen zur Konfliktaustragung entsprach der Entwicklung des oben gezeigten fürstlichen Netzwerkes. Um die Funktion und die Bedeutung des Hofgerichts genau begreifen zu können, sollen die persönliche Zusammensetzung und die Struktur der Hoftage Rudolfs eingehend betrachtet werden, wie die Hoftage Barbarossas oben erörtert wurden.

Rückblick und Ausblick

In der ersten Hälfte dieses Aufsatzes wurde die Konfliktaustragung von König Friedrich Barbarossa an seinen Hoftagen (Hofgericht) betrachtet. An den Hoftagen standen das Gericht und die gütliche Beilegung in enger Beziehung. Bei den Verhandlungen zwischen den Konfliktparteien konnten beide Verfahren gegebenenfalls fließend ineinander übergehen. In beiden Fällen spielten die Beratung und die

Einwilligung der Fürsten am Hof für die Entscheidungsfindung (Urteil, Schiedsspruch) eine wesentliche Rolle. Demnach waren die Konfliktbeilegung und der Prozess der Urteilsfindung ein wichtiger Bestandteil der Zusammenarbeit und Kommunikation zwischen den Fürsten und dem König am Hof. Das Reich im Hochmittelalter blieb immer noch ein persönlicher Verband zu sein. Deswegen trugen diese Handlungen und deren Ergebnisse wesentlich zur Integrierung des Reichs bei und gestalteten damals das politische Erscheinungsbild in der Öffentlichkeit.

In der späteren Regierungszeit Barbarossas wurde die Anziehungskraft seiner Hoftage schwächer. Gleichzeitig lassen sich im Südosten und insbesondere im Niederrhein die gemeinsamen Handlungen der Fürsten zur Konfliktbeilegung feststellen. Die beiden Tendenzen hängen wahrscheinlich miteinander zusammen, aber das muss erst durch die weiteren quellenmäßigen Forschungen in anderen Gebieten bestätigt werden.

Im 13. Jahrhundert entwickelten sich die territorialen Interessen in einzelnen Gebieten sehr kompliziert. Es entstand dadurch für die beteiligten Fürsten die Notwendigkeit zur gemeinsam getragenen Konfliktbeilegung und des Eingehens von Bündnissen. Mit anderen Worten beförderte die wiederholte Konfliktbeilegung der Fürsten untereinander die interterritoriale Kommunikation und Ordnung. Diese interterritoriale Ordnung bzw. das fürstliche Netzwerk waren zwar veränderlich und noch nicht dauerhaft, aber weisen auf Existenz einer zwischenliegenden politischen Ordnung zwischen den Territorien und dem Reich hin.

Die Vorstellungen der Ordnung und der Werte, die von den Fürsten und den Königen gemeinsam gepflegt wurden und auch auf die Beratung und die Konfliktbeilegung einwirkten, sollen durch die Betrachtung der Details und der Diskurse der Verhandlungen (Kommunikation) am Königshof und in den fürstlichen Territorien erläutert werden. Dadurch dürfte sich das politische System (die politische Öffentlichkeit) des mittelalterlichen Reichs vom neuen Gesichtspunkt her erklären lassen.

Anmerkungen

- 1) Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451, Bd.1, Die Zeit von Konrad I. bis Heinrich VI. 911-1197, bearb. von Diestelkamp, B. / Rotter, E., 1988.
- 2) MGH Die Urkunden der deutschen Könige und Kaiser, Bd.10, Die Urkunden Friedrichs I., 5 Teile, hg. von Appelt, H. u.a., 1975-1990.
- 3) Regesten der Erzbischöfe von Köln im Mittelalter, bearb. von Knipping, R., Nachdruck 1985.
- 4) Regesta Archiepiscoporum Salisburgensium 1106-1246, hg. von Meiller, A.v., Nachdruck 1974.
- 5) Urkundenbuch zur Geschichte der Babenberger in Österreich, bearb. von Santifaller, L. u.a., 4 Bde., 1950- 1997.
- 6) Urkundenbuch für die Geschichte des Niederrheins, hg. von Lacomblet, Th. J., Nachdruck 1960.
- 7) Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451. Bd.2, Die Zeit von Philipp von Schwaben bis Richard von Cornwall 1198-1272, bearb. von Rotter, E., 1994; Bd.3, Die Zeit Rudolfs von Habsburg 1273-1291, bearb. von Diestelkamp, B/ Rödel, U., 1986.
- 8) Rauch, G., Die Bündnisse deutscher Herrscher mit Reichsangehörigen, 1966.
- 9) Rödel, U., Königliche Gerichtsbarkeit und Streitfälle der Fürsten und Grafen im Südwesten des Reichs 1250-1313, 1979.